

文書ヲ以テナスヲ要ス。或ハ函令、省令、ソノ他ノ法規命令ノ形式ヲ以テ定メラル、コトアリ、或ハ訓令、訓諭、告示等ノ名ヲ以テ一般ニ告知セラレ若クハ内訓、通達等ノ名ヲ以テ定メラル、コトアリ、法規命令ノ取ヲ以テ定メラル、場合ニ於テハ命令ノ形式的効力ニヨリ恣意ノ処分ヲ以テハ之ヲ変更スルヲ得スト、然ラサル場合ニ於テハ一般の法規ヲ定ムルモノト、單個ノ事件ニ干スルモノトニヨリソノ形式的効力ヲ異ニス、單個ノ処分ニヨリテ一般の法規ヲ変更スルコトヲ妨ケス。

職務命令ノ有効要件

職務命令ノ効力ハ没余者タル官吏ニ遵由ノ義務ヲ負ハシムルニアリ。職務命令カコノ効力ヲ有スルタメニハソノ命令カ官吏ノ職務ニ干スルモノナルコトヲ要ス。

官吏ハ只ソノ職務ニ付キテノミ上官ノ監督ニ服ス、職務ヲ離レテハ上官下官ノ区別ナク官吏ハ固ヨリソノ命令ニ服従スル義務ヲ負フモノニテラス、故ニ例ハ官務範圍ニ屬セサル事務ノ執行ヲ命シ、上官ノ私事ヲ余レ職務ニ干保ナキ私生活ニ干保スルカ如キ皆職務命令タルコトヲ得ス、

然レトモ職務命令ハ必スシモ職務ノ執行ヲ命スルモノナルヲ要セスルモノニテラス、職務ノ執行ヲ命スルノ外職務ニ妨アル行為ノ禁止職務ニ必要ナル行為ヲ命スルハ等シク職務命令タルコトヲ得ヘシ、ソノ範圍ハ官理ノ担任スル職務性質如何ニ應ジテ寬嚴一ナニス就中軍人ハソノ規律最モ威重ニシテ一身上ノ生活ニ至ルマテ職務命令ニ服ス、右ノ外職務命令ノ有効要件ハ一般の行政行為ノ有効要件異ナルコトナシ、就中、

女、職務命令ノ有効ナルカタメニハ官吏ノ職務ヲ監督スヘキ正当ノ職權アル上官ヨリ發セラレタルモノナルヲ要ス、

何人カ職務上ノ上官ナリヤハ官制ニヨリテ定マル、上官ニテサレモノ、ナセル命令ハ無効ニ基キ無効ナリ、

C. 職務命令ノ有効ナルカ爲メニハ又ソノ内容カ可能ナルコトヲ要ス、法律上ノ不能ヲ命スル命令ハ無効ナリ、

此、官吏カニ以上ノ上官ヲ有スル場合ニ於テ下級ノ命令カ上级ノ命令ト低級スルトキモ亦無効ナリ、

職務命令ノ有効無効ヲ審査スル権利及ヒ義務

職務命令カ之等ノ有効要件ヲ具ソルヤ否ヤハ官吏自ラ之ヲ審査スヘキ権利ト職務ト有ス、ソノ無効ナルモノニ付キテハ之ニ従フ義務ナキト共ニ若シコレニ従フトキハ自ラソノ責ニ任スルコトヲ要ス  
反之ソノ有効ナルモノニ就テハ官吏ハ常ニ之ニ遵由スルノ義務ヲ負ヒソノ法令ニ違反シ若クハ公益ニ及ホスト信スルノ故ヲ以テ遵由ノ義務ヲ免ル、ヲ得サルト共ニ之ニ従ヒテナセル行為ハ法令ニ違反シ又ハ公益ニ反スルトスルモ、官吏ハ自ラソノ責ニ任スルコトナシ。

職務上ノ独立

官吏カソノ職ニ付シ上官ノ命令ニ従フノ原則ニ付シ例外ヲナスモノハ職務上ノ独立ヲ有スル官吏ナリ、  
職務上ノ独立トハ官吏ウツノ職務ノ全部又ハ一部ニ付シ自己ノ独立ノ意思ヲ以テ之ヲ処理スルノ任務ヲ有シ従フコトノ範圍ニ於テハ職務命令ニ従フ

ノ義務ナキヲ云フ、ソノ最モ明瞭ナルハ裁判官ニシテ刑事ハ裁判権ノ行使ニ付シテハ完全ナル職務上ノ独立ヲ有シ、行政裁判官、会社検査官モ亦同様ノ地位ヲ有ス、ソノ他凡テ合議体ノ官庁ハソノ制限ノ範圍ニ於テハ自由議決権ヲ有シ、職務命令ニ服セス、合議体ニ付テサルモノト共ニ例ハハ試験委員ハ試験制度ノ決定ニ付キ專門本科ノ教官ハソノ學問上ノ意見ニ付キ職務上ノ独立ヲ有スルコト顯ヲ入レス

従順ノ義務ヲ負フモノハ主トシテ現職ニアル官吏ニ止マレト雖モ現職ニ付テサル者ト雖モ絶對ニソノ義務ナキニ付テス、休職官吏モ亦若シ復職ノ命アル中ハ之ニ服スヘキ義務アルヲ以テ他日担任スヘキコトアルハキ職務ニ付シ妨ケトナルハキ行為ハ之ヲ禁止シ若クハ制限スルコトアルヘクソノ禁止又ハ制限ニ付シテハ之ニ従フ義務アルモノナリ。

(三) 忠實ノ義務

官吏ハソノ職務ニ付シ單ニ上官ノ命ニ服スル義務アルノミナラスソノ命令ナキ事項ニ付シテモ、自己ノ觀ル所ニヨリ妨ケテ國家ノ利益ヲ計リソ

ノ不利益ヲ避クヘキ義務ヲ云フ、之レ官吏ノ忠実ノ義務ト云フ  
 忠実ノ義務ハ一般臣民ノ國家ニ對スル千係ニ於テハ單ニ徳義上ノ義務  
 タルニ止マリ、法律上ノ性質タル義務ヲ有セス、法律上ノ義務トシテハ  
 臣民ハ唯服從ノ義務アルニ止マルニ反シテ官吏ノ國家ニ對スル千係ニ於  
 テハ忠実ノ義務ハ順從ノ義務以外ニ独立セル法律上ノ義務ナリ  
 何ントナレハ官吏ハ一般臣民ト異ナリ特別ナル勤務ノ義務ヲ負フモノニ  
 シテ而シテソノ職務ニ干シテハ單ニ命令ニ服從スルヲ以テソノ義務ヲ完  
 フスルヲ得スソノ自由ノ見解ニ任セラル、範圍ニ於テモ衆モヨク國家ノ利  
 益ニ適スト認ムル所ヲ實行スルコトヲ要スルモノナレハナリ、  
 若シ官吏ニシテ私利營利<sup>利</sup>ノタメ國家ノ利益ヲ犧牲トシ、國家ノ不利益ト  
 ナルヘキコトヲ自覺シナカラズコトアラハ假令職務命令ニ違反ス  
 ルニトナキモ尚ホ職務上ノ義務ヲ完フスルモノト云フヲ得ス  
 從順ノ義務ハ命令ニ從テ義務ナリ、  
 忠実ノ義務ハ自ら觀ル所ニ從ヒ國家ノ利益ヲ努ムヘキ義務ナリ、前者  
 ハ命令アル場合ニ生シ、後者ハ命令ナキ場合ニ存ス、後シ上官ノ命令ア  
 ルトキハソノ命令ニ從フコトカ即チ國家ノ利益ニ適スルモノト認ムヘク  
 コノ場合ニ於テハ只從順ノ義務アルノミ、忠実ノ義務ハ發言ノ餘地ナシ  
 忠実ノ義務ハ只命令ノ存セサル場合ニ於テノミ發現スルナリ、  
 コレ故ニ忠実ノ義務ハ上官ノ命令ヲ受クルコト少ナキ高級ノ官吏ニ於テ主  
 トシテソノ効果ヲ有ス、殊ニ國務大臣、全權大使、軍人令官ノ如キニア  
 リテハ從順ノ義務ヨリモ忠実ノ義務ヲ以テ主タル職務上ノ義務トナスモ  
 ノナリ

忠実ノ義務ハ單ニ官吏ノ職務ニ干スル義務ナリ、其モ職務ニ干係アル程度  
 ニ於テソノ私生活ニ於テモ忠実義務ノ範圍外ニアルモノニアラスソノ職  
 務ニ屬スル事項ニ干シ政府ノ方針ニ反對シソノ施行ヲ妨クルガ如キ行為  
 ヲナスモ亦同シ、然レトモソノ職務ニ干係ナキニ付テハ官吏ハ一般  
 臣民ト同一ノ地位ニアルモノニシテ特別ノ忠実ノ義務ヲ負ハス、コノ範  
 圍内ニ於テハ政府ノ政策ニ反對スル意見ヲ公表スルモ敢テ忠実ノ義務ニ  
 反スルコトナシ、選舉人トシテ反對黨ノ候補者ニ投票シ、議案トシテ政  
 府案ニ反対スル如キモ亦正当ナル權利ノ行使ニシテ官吏ノ義務ニ反スル  
 一九五

(四) 秘密ヲ守ル義務

官吏ハ自己ノ職務ニ属スルトスハ他ノ官吏ヨリ簡知セルトク問ハス官ノ秘密ヲ漏洩スヘカヲサレ義務ヲ負フ。何カ官ノ秘密ナルカハ或ハ法令ニ於テ直接ニ明示スルモノナリ。服従規律ニハ職務上未嘗ノ文書ハ私ニ之ヲ漏示スルヲ得スト定ムタリ。或ハ上官ノ命令ニヨリ定マルコトナリ。又或ハ事ノ性質ニヨリ定マルコトナリ。コノ場合ニ於テハ官吏カ自ら之ヲ判断スル義務ナリ。

秘密ヲ守ル義務ハ官吏カ在官中ノミナラスソノ退官後ニモ繼續ス。退官後ニ於テハ最早懲戒ニ服セサルヲ以テ刑法上ノ犯罪ナルノ場合ノ外法律上ノ制裁ヲ課スヘキ途ナシ。秘密ヲ守ルノ義務ハ官吏カ議莫ソノ他ノ公職ヲ兼ネルコトニヨリテモ失ハルコトナシ。議莫タル地ニ於テモ官ノ秘密ヲ漏シスハ官吏ノ義務ニ反スルモノニシテ懲戒ノ原因タルヘシ。

(五) 品位ヲ保ツノ義務

裁判上ノ商人、鑑定人タル場合ニ於テモ亦全シテ職務上ノ秘密ニ屬スル事項ニ付テハ本層長官ノ許可ヲ受ケルニテアラスハ陳述スルヲ許サズ。尋シムサル義務ヲ負フ。官吏ハ自己ノ職務上ハ勿論、職務上外ノ私生活ニ於テモ官吏タル品位ヲ辱シムサル義務ヲ負フ。

官吏ハ國家ノ使用人タルヲ以テソノ威嚴ヲ指シ、信用ヲ害スルノ所爲アリハ延テ國家ノ利益ヲ害スルハナリ。

(六) 行為ノ自由ニ対スル制限

官吏ハ忠実且ツ従順ニシテ職務ヲ行フ義務アルヲ以テ職務ヲ充タスニ妨ケアル行為ハ、官吏ハ法令ノ禁止アルヲ得タスシテ之ヲナサ、ルノ義務アリトモ法令ハ或ハ之ヲ官吏ノ自由制ニ任セズ。直接ニ諸種ノ行為ヲ指定シテ官吏ニ對シテ之ヲ禁止シ又ハ制限スルモノアリ。

ソノ絶對ニ禁止セラル、モノハ

- a. 牧機業ニ干係スルコト
  - b. 私立汎船会社、鉄道会社ヨリ無賃券ヲ受ケルコト
  - c. 御用商人ト職務上干係アル官吏カソノ者ヨリ響應ヲ受ケルコト
  - d. 上官カ所屬ノ官吏ヨリ贈與ヲ受ケルコト
- 等ナリ

ソノ上官ノ許可ヲ受ケルヲ要スルモノハ

- a. 營利会社ノ役員トナルコト
- b. ソノ職務ニ干シ他人ヨリ贈與ヲ受ケルコト
- c. 本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコト
- d. 自己又ハ家族カ商業ヲ営ムコト

等ナリ

外國ノ君主又ハ政府ヨリ勳章ソノ他贈與ヲ受ケレハ勅裁ヲ受ケルヲ要スソノ他、裁判官、行政裁判官、会計検査官、警察官、收税官、軍特殊ノ官職ニアル者ニ對シテハ特別ノ法令ニヨリ特別ノ制限ヲ定ム

### 第四節 官吏ノ責任

官吏カソノ職務ニ違反スルニヨリ受ケル所ノ法律上ノ制裁ニハ刑法上ノ責任、民法上ノ責任及ヒ官吏法上ノ責任ノ三ツヲ區別スルヲ要ス

官吏法上ノ責任ニハ更ニニツアリ

一ハ懲戒処分ニシテニハ損害賠償ナリ、

之等ノ責任中民法上ノ責任ニ付テハ後章國家ノ賠償責任ト合ハセテ論スルヲ便宜トナスヘク茲ニハ他ノ各種ノ責任ニテ論ス

### 第一、官吏ノ刑法上ノ責任

官吏ノ刑法上ノ責任ハ官吏ノ行為カ單ニ官吏トシノ義務ニ違反スルニ止マラス、併セテ他ノ法律利益ヲ害スレ場合ニ於テ課セラル

官吏ノ犯罪ハソノ職務ニ何等干渉ナキ場合ニ於テハ普通ノ犯罪ト異ナルコトナシ、官吏ニ付キ特ニ述フルヨ要スルハ只ソノ犯罪カ官吏ノ職務ニ干渉スル場合ニ限ル

通常之ヲ二種ニ區別ス

(一) 職務犯罪

(二) 準犯罪

トス

職務犯罪トハ官吏カソノ職權ヲ濫用シ、又ハ職務ヲ懈怠スルコトニ依リ特定ノ法律利益ヲ侵害スルノ罪ヲ云フ (刑法一三九、一四三、一九四條)

職務犯罪ノ成立要件

(一) ソノ行為カ官吏ノ權限内ニ屬スルコトヲ要ス

官吏ハソノ權限内ニ於テハ國家ヲ代表シ、ソノ行為ハ國家ノ行為タル効力ヲ有スルモノナルヲ以テ職務犯罪ハ常ニソノ行為カ一面ニ於テ國家

ノ行為トシテ法律上ノ効力ヲ有スルコトノ特點ヲ有ス、若シ全ク權限外ノ行為ニシテ從テ國家ノ行為タル効力ヲ有セストセハ之レ、職務犯罪ニテラスシテ單純ノ犯罪ナリ、從ツテ職務犯罪ハ一面ニハ被害者ノ利益ヲ侵害スルノ行為タルト共ニ、一面ニハ國家ノ信用ヲ害スル罪タルノ性質ヲ有ス

(二) 不法ニ其ノ權限ヲ行使シ、又ハソノ行使ヲ怠リタルコトヲ要ス

ソノ所謂不法トハ客觀的違法ヲ意味ス、官吏カソノ權利ヲ行使スルハ常ニ或ル範圍ノ自由裁量權ヲ有スルモノニシテ其ノ範圍ニテハ命令客觀的ニハ違法ナリトスルモ、刑法上ノ意味ニ於テハ尚木違法ト認めラ

ル

職務犯罪ノ成立ニハソノ行為カ單ニ客觀的ニ違法ナルノミナラス、ソノ違法ナルコトヲ意識シテ故意ニ之ヲナセル由、又ハ許スヘカラス

ル法律ノ不知又ハ誤解ニ基ク場合ナラサルヘカラス、一テニ於テハ自ら違法ナリト信シ、惡意ヲ以テ之ヲナセリトスルモ若シ客觀的ニ違法ナリセハ職務犯罪ハ成立セス

(ハ) 職務犯罪ノ主体タリ得ヘキモノハ只職務权限ヲ有スルモノニ限ル  
休職官吏、ソノ他現職ニアラサル官吏ハ職務犯罪ノ主体タルコトヲ得  
サルト共ニ一方ニ於テハ職務权限ヲ有スルモノハ毒冥ノ如キ官吏ノ身  
分ヲ有セサルモノモ等シクソノ主体タリ得

準職務犯罪ハ官吏ノ職務ニ干渉シテ行ハル、犯罪ヲ云フ、

裁判官、<sup>査</sup>検<sup>察</sup>官、<sup>監</sup>守<sup>監</sup>等カソノ職務ヲ行フニ當リ刑事被告人ニ暴行ヲ  
ナスイ罪、官吏ソノ職務ニ干シ賄賂ヲ受クルノ罪、官吏ソノ保管スル  
官金ヲ横領スル罪、等ハソノ著シキモノナリ、

準職務犯罪ハ國家ノ機干トシテノ行為ニアラス

ソノ成立ニハソノ行為カ法ノ認容スル職权限ニ屬スルモノニアテサル  
コトヲ要スルハ勿論ナリ、

### 第二、懲戒處分 (懲罰)

官吏ハソノ義務違反ニ干シ國家ノ懲戒権ニ服ス、懲戒トハ特別ノ権  
カ干係ニ服スルモノカソノ義務ニ違反スル場合ニ於テソノ特別ノ権カ  
ニ基キ之ヲ処罰スル行為ナリ、

單純ナル経済上ノ干係ニ於テハソノ義務違反ニ対スル制裁トシテハ只  
損害賠償アルノミ、例ヘハ民法上ノ雇傭干係ノ如シ、経済的干係ニ止  
マサル倫理的干係ニ於テハソノ義務違反ニ対シテ権力者ハ通常懲戒権  
ヲ有ス、例ヘハ親ト子トノ干係、学校ト生徒トノ干係、感化院長ト在  
院者トノ干係ノ如シ、

官吏ニ対スル懲戒モ亦之レト全權ノ性質ヲ有ス、官吏ハ國家ノ使用人  
トシテ國家ニ対シ特別ノ義務ヲ負ヒ、且ソソノ義務ハ單ニ経済上ノ勞  
務ノ義務ニ止マラサルヲ以テソノ義務違反ニ対シ、國家カ使用主トシ  
テ有スル特別ノ努力ニ基キ之ヲ懲戒スルナリ、

### 懲戒ト刑罰

α. ソノ差異

官吏ハソノ義務違反ニ対シ懲戒ニ服スルノ外尚ホ刑罰ニ服スルコトアリ然レトモ懲戒ハ三ツノ異ニ於テ刑罰トソノ性質ヲ異ニス

(一) 二者ソノ基ヲ所ノ権カヲ異ニス

刑罰ハ國家ノ公ノ刑罰權ノ作用ニシテ即チ一般統治權ノ發動ナルニ反シ、懲戒ハ國家カ使用主トシテ官吏ニ対シテ有スル特別ノ権カニ基ク行爲ナリ、從テ刑罰ハ官吏退官後ト雖モ在官中ノ職務犯罪ニ対シ懲罰シ得、キニ反シ懲戒ハ在官中ノ者ニ非スハ之レヲ課スルコトヲ得ス、

(二) 二者処罰ノ客體ヲ異ニス

刑罰ハ犯罪ニ對スル懲罰ニシテ而シテ犯罪トハ社會公共ノ秩序ノタメニ法律カ保護スルヲ要ストテセル各種ノ法律刑ヲ侵害スルノ行爲ナリ

懲罰ハ之ニ反シ國家ニ對スル義務違反ヲ懲罰スルモノナリ、官吏カ國家ノ使用人トシテ國家ニ對シテ負フ所ノ特別ノ義務ニ違反スルニヨリテ懲戒アリ、刑罰ニヨリテ保護セラルルモノハ刑法ニヨリテ保護セラレ、各種ノ法律利益ニシテソノ利益ハ各犯罪ニヨリ相異ナリ、懲戒ニ

ヨリテ保護セラルル、利益ハ常ニ一様ニシテ即チ使用主トシテノ國家ノ權利之レ也

(三) 二者ソノ処罰ノ目的ヲ異ニス

刑罰ハ社會公共ノ秩序ヲ維持スルヲ目的トシ懲戒ハ只官吏千保ノ秩序ヲ維持スルヲ目的トス、或ハ將來ノ改善ヲ期スルカ爲メニスルコトアリ、或ハ全クソノ千保ヨリ排除スルコトアリ、何レニスルモノソノ目的トスル所ハ官紀ノ維持ニアリテ社會公共ノ秩序ハ其ノ干スル所ニアラス

(四) 刑罰ト懲戒トノ交互作用

刑罰ト懲戒トハ斯ノ如クソノ性質ヲ異ニスソノ基ク権カヲ異ニスルヲ以テ二者互ニ独立ニ行ハル、ヲ併ヘク、又全一ノ行爲ニ對シテ之ヲ併科スルヲ妨ケス、刑事裁判ニテ無罪トナトル所爲ニ對シテモ或ハ懲戒ヲ課スルヲ得ヘクソノ有罪ノ宣告ヲ受ケシ者ニ對シテモ更ラニ懲戒ヲ併科シ得、又官吏カ禁錮以上ノ刑ニ處セラル、時ハ懲戒ヲ俟クアシテ当然免官セラレ、ヲ以テ、コノ場合ニ於テハ更ラニ懲戒ヲナスノ要



刑罰ト懲戒トハ斯クノ如クニ互ニ独立ナレトモ唯懲戒ニ相当スヘキ  
処為カ同時ニ刑事裁判ニカケル時ニ於テハソノ裁判ノ結果如何シハ  
懲戒処分ニ直接ノ干渉アルヲ以テ刑事裁判ノ判決ヲ輕ルマテ一時懲戒  
事件ノ審理ヲ中止スヘキモノト定ム

官吏ノ懲戒ニ于テハ規定ハ原則トシテ勅令ニヨリ定ムラル、蓋シ官  
吏ノ免官カ天皇ノ大権ニ屬スル結果トシテソノ懲戒モ亦特別ノ制限ア  
ルモノ、亦大権ニ屬スルモノナレハナリ、憲法ニハ日本臣民ハ法律ニ  
ヨルニ非ラカレハ処罰セラレサル權利ヲ有スルコトヲ定ムト莫ク官吏  
ハ自己ノ自由意思ニヨリ國家ニ對シ特別ノ権力ヲ保ニ散スルモノニシ  
テソノ権力ハ官吏カ自由ヲ之ヲ承諾セルモノニ外ナラス、従ツテソノ権  
力ノ範圍ハ於テ之ヲ懲戒スルハ法律ヲ要スルノ限リニテラス、只ソ  
ノ懲戒ノ手段ハ官吏ヲ保ニ蔽ケ權利及ニ利益ヲ剝奪スルヲ以テ限度ト  
ナスヘク、ソノ最モ嚴重ナルモノト莫ク免官ヨリ以上ニ出ツルコトヲ  
得ス、若シソレ以上ニ於テ官吏ヲ拘禁シ罰金ヲ科シ、權利能力ヲ制限

スルカ如キハソノ権力ノ範圍ヲ超ユルモノニシテ法律ニ依ルニ非ラカ  
レハ之ヲ定ムルコトヲ得ス

現行ノ懲戒規定ハ一般文官ニ對シ、文官懲戒令ノ定メアリ、刑事、  
行政裁判官、及ヒ會計検査官ニ付キテハ各特別ノ懲戒法ノ定メアリ  
軍人ニ就テハ別ニ陸軍懲戒令ノ定メアリ、唯、親任官ニ付テハ全カ  
懲戒規定ナク之ニ對シテ懲戒ヲナスハ一ニ勅令ニヨル

(2) 懲戒ノ原因

懲戒ノ原因タルヘキ所為ハ常ニ官吏ノ國家ニ對スル特別ノ義務ノ違  
反ナリ、文官懲戒令ニハ官吏ノ懲戒ヲ受ケヘキ場合ヲ定メテ左ノニツ  
トナセリ、

(1) 職務上ノ義務ニ違反シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ、

(2) 職務ノ内外ヲ問ハズ官職上ノ威嚴又ハ信用ヲ失フヘキ行為アルトキ、  
トキ、

ソノ行為ハ必スシモ在官中ニ行ハレタルモノナルコトヲ要セス、但  
ニ〇七

官前ノ所為ト雖モ之レニヨリ現在ニ於テ官職上ノ威嚴又ハ信用ヲ失フ  
トキハ懲戒ノ原因トナリ得ヘリ、又前官在職中職務上ノ義務ニ違反セ  
ル罪ニ対シ、ソノ轉官後ニ於テ懲戒ヲ行フヲ所ケス  
懲戒處分ハ或ハ義務違反者ニ対シソノ將來ヲ戒ムルヲメニナスモノ  
アリ、之ヲ矯正懲戒ト云フ、或ハ之ヲ官吏ヲ保ヨリ排除スルヲメニナ  
スモノカリ、之ヲ排除懲戒ト云フ、後者ノ手段ハ只免官アルノミ  
前者ノ手段トシテハ、譴責、減俸等アリ  
コノ兩者ノ中間ニアルモノニハ尚本職所、停職等ノ手段アリ、一方ニ  
ハ將來ヲ戒ムルト共ニ一方ニハ或ル時期ヲ限リ或場所ヨリ之レヲ排除  
スルモノナリ  
又官懲戒ニヨレハ一般文官ニ対スル処分ハ、  
一 譴責、  
二 減俸、  
三 免職、  
四 職務、  
五 職務、  
六 免職、  
ノ三種トス、行政裁判官、会計検査官、ニ対スルモノモ亦  
同シ  
判事ニ対シテハ、  
一 譴責、  
二 減俸、  
三 免職、  
四 停職、  
五 職務、  
六 免職、  
ノ五種トス（職務トハ他ノ裁判所又ハ他ノ場所、免ズルヲ云フ）

凡テ免官ノ処分ヲ受ケタルモノハ免官ノ日ヨリニ年商官職ニ就クヲ得ス  
又、恩給ヲ受ケル権利ヲ失ヒ又返官賜金ヲ受ケルヲ得ス、ソノ情重キモ  
ノハ位記ヲ返上セシム、  
懲戒ノ手段ノ最モ嚴重ナルハ陸軍、海軍々人ナリ、軍人ニ対シテハ職  
務ニ伴フ権利又ハ利益ヲ剥夺スルノ外或ハ外出及ヒ接見ヲ禁シ（謹慎）  
或ハ營庫ニ拘禁スル等刑罰ニ類スル手段ヲトルモノアリ、又軍人ニ対ス  
ル制裁ハ憲法ニヨリ必スシモ法律ヲ要セサルモノトナヌヲ以テコノ嚴重  
ナル懲戒処分モ亦命令ヲ以テ定メラル、  
懲戒権ノ概千ハ官職ノ種類ニヨリ同シカラズ、判事、行政裁判官、会  
計検査官ニ対シテハ特別ノ懲戒裁判所ノ判決ニヨリ、行ハレ、ソノ裁判  
手續ハ刑事訴訟ノ手續ニ類ス、陸海軍人ニ対シテハ反之シテ特別ノ懲戒  
機関ノ定メナク、普通ノ職務上ノ上官ニ於テソノ懲戒権ヲ行フ、  
一般文官ニ対スル懲戒手段ハコノ兩者ノ中間ニアリ、  
ソノ懲戒権ノ行使ハ普通ノ上官ト特別ノ懲戒機関トノ間ニ命定セラレ、  
譴責ハ本屬長官之ヲ行ヒ、減俸及ヒ免官ハ特別ノ懲戒委員会、及文官普

通懲戒委員会アリ、前者ハ高等官ノ懲戒ヲ議決スルモノニシテ金匱ニハアルノミ、

後者ハ判任官ノ懲戒ヲ議決スルモノニシテ各官庁ニ之ヲ置テ委員会ニ於テソノ審査ヲ開セスルハ常ニ本属長官ノ要求ニヨル

### 懲戒権ノ消滅

懲戒権ハ官吏千保ノ存立ヲ前提トスルヲ以テ官吏千保消滅スルトキハ懲戒権モ当然消滅ス、從ツテ官吏ハソノ退官後ハ在官中ノ所爲ニ対シテ懲戒ヲ受ケルコトナシ、反之官吏ノ職官ハ原則トシテ懲戒権消滅ノ原因トナラス只ソノ職官セル官職カ前官職ト懲戒法規ヲ異ニスルトキハソノ職官ニヨリ消滅スルモノト認ムハシ、何ントナレハ互ニ懲戒法ヲ異ニスル官職ニアリテハソノ職官ハ前ノ懲戒法ハ最早之ニ適用セラルコトナク、又新ナル懲戒法ハソノ以前ノ所爲ニ適リ適用セラルモノニアラサレハナリ、但シ前官在任中ノ所爲ト雖モ若シユニヨリ現ニ官職上ノ信用又ハ威嚴ヲ害スル場合ニ於テハ之ヲ懲戒スルヲ妨ケス

### 懲戒権ノ時効ニヨツテ消滅セス

懲戒権ハ時効ニヨリ消滅スルコトナシ、刑罰ニ時効ノ定メアルハ蓋シ刑罰ノ合法主義ノ結果ニシテ時ノ経過ニヨリ自由裁量ニヨリ、刑罰権ヲ拘束スルヲ許サレルニヨル、懲戒ハ之ニ反シ一定ノ所爲ニ対シ必ス一定ノ罰ヲ科スルヲ要スルモノニアラス、官紀ヲ維持スルカシメ實際ノ利害ヲ考察シテ自由裁量ニヨリ之ヲ科スヘキヤ否ヤ、又ソノ手續ノ開始ヲ要スヘキモノナルヤ否ヤヲ決スヘキモノナルヲ以テ時ノ経過ニヨリ懲罰ノ必要ナキニ至ルトキハ自由裁量ニヨリ懲罰スルヲ要セサルヘク、從ツテ時効ヲ定マルノ必要ナキナリ、

懲戒処分アリシ後情状ニヨリ之ヲ免除シ得ヘキヤ否ヤニ付テ刑罰ノ規定ナキモ天皇ノ大権ニヨリ之ヲ赦免シ得ルハ明文ヲ俟テヤル当然ノ事ナリ

### 第三、賠償責任、身元保証金

官吏ハソノ國家ニ對スル義務違反ニ基キ國家ニ對シテ原則トシテ損害賠償ノ責任ヲ負ハス、只出納官吏ニ付テハ法令ハソノ取扱ニ付スル現金又ハ物品ニ付キ一切ノ責任ヲ負フヘキコトヲ定ム、出納官吏トハ政府ニ屬スル現金若クハ物品ノ出納ヲ司ル官吏ヲ云フ、收入官吏現金前渡ヲ受ケタル官吏、物品會計官吏ニ屬ス

出納官吏ハソノ保管ニ屬スル現金物品ヲ紛失毀損セル場合ニ於テハソノ不可抗力ニヨリコトヲ証明シ得ル場合ノ外ハ常に賠償ノ責ヲ負フ、單ニ重過失ノミナラス、輕過失ニツキテモ責ヲ免ル、コトヲ得ス

ソノ賠償義務ハ會計検査院ニ於テ之ヲ判決スルノ権ヲ有ス、民法上ノ雇傭ノ係ニ於テハ雇人ニ對スル求償權ハ唯民法ヲ起スニヨリテノミ行使シ得ルニ反シ、官吏ノ係ニ於テハ民事裁判所ニ出訴スルヲ要セス

會計検査院ニ於テ第一審トシテ且ツ終審トシテソノ裁判ヲナス権ヲ有スルナリ、只一定ノ理由アル場合ニ於テ、ミソノ判決ニ對シテ兩審ヲ請求シ又會計検査院ノ職權ニヨリ兩審ヲナスコト得

検査院ノ判決ニヨリ賠償金ハ天皇ノ恩赦ニヨリテノミ之トシテ免除ス

ルヲ得

出納官吏ニ對スル損害賠償ノ請求ハ會計検査院ノ判決ニヨリ、外入民事裁判所ニ出訴スルヲ妨ケス、殊ニ出納官吏ノ所為カ公時ニ刑事犯罪ナル場合ニハ公訴附帶ノ私訴ヲ提意スルヲ得ヘク

又ソノ賠償スヘキ金額カ身元保証金ヲ以テ充テス能ハサル場合ニハ會計検査院ニ強制執行ノ権ヲキテソノ強請執行ヲナスタメニハ民事裁判所ニ出訴スルノ外ナシ

官吏ノ賠償責任トテ職シテ身元保証ノ制度アリ、身元保証金ハ官吏ノ賠償責任ノ實行ヲ担保スルカためニナスモノニシテ各省大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テ出納官吏ニ身元保証金ノ納付ヲ命スルニトヲ得

身元保証金ハ現金ヲ以テ納ムルヲ本則トシ、公債証書、又ハ土地ヲ以テ之ニ代用シ得ヘク、又各省大臣ノ許可ヲ得テ保証人二人以上ヲ立ツルコトニヨリソノ全部又ハ一部ニ代ヘ得

身元保証金納付ノ義務ハ公法上ノ義務ナリトモモソノ納付ニヨリ國家トノ間ニ生スルノ係ハ純然タル民法上ノ係ナリ、ソノ現金ヲ以テ

スル場合ニハ法定利息ヲ附シ、公債証券又ハ土地ヲ以テスル場合ニハ保  
証契約ヲ締結スルヲ要ス

尙元保証金ハ賠償義務ヲ負ヘル出納官吏カ指定ノ期限内ニソノ兼償コ  
トナル場合ニ於テ之レニ充当スルカクメニスルモノニシテ現金ハ直チ  
ニソノ并償ヲ充テ、公債証券又ハ土地ハ之ヲ競賣ニ附シ、ソノ代償ヲ以  
テ并償ニ充テ、保証人ナル場合ハ之ヲシテ兼償ヲナサシム  
尙元保証金ハ官吏辭職後ト至モ會計検査院ニ於テ責任解除ノ判決ヲ受  
ヘタル後ニヤラサレハ之ヲ還付セス

### 第五節 官吏ノ権利

官吏ノ係ハ公法上ノ職務契約ノ下係ナリ、官吏ノ側ヨリハ國家ニ對シ  
勤務ノ義務ヲ負フト共ニ國家ノ側ヨリハ官吏ニ對シテ之ヲ保護スルノ義務

- ヲ受テ、官吏ニ對スル國家ノ保護ハ
  - A. 經濟上ノ保護ヲ最モ重ナルモノトシ、ソノ他
  - B. 職務執行上ノ保護
  - C. 官職上ノ威嚴及信用ノ保護
  - D. 官吏タル地位ノ保障
- 等ヲ包含ス

之等ノ保護ハ或ハ官吏ノ權利トシテ認メラレタルモノナリ、或ハ恩典的  
利益、又ハ反射的利益ニ止マルモノアリ  
ソノ權利トシテ認メラル、モノハ更ニ官吏ノ身分及ヒ職務ニ付スル權利  
トソノ財産上ノ權利トテ區別スルヲ要ス

### 第一、恩典及ヒ反射的利益

コノ種ニ屬スルモノ主ナルモノ次ノ如シ  
1) 勲位ノ授與

官吏ハ養性官以上ハ一定ノ内規ニヨリ位ヲ授ケラル、又年功ニヨリ又

ハ特別ノ功績ニヨリ、勳章ヲ授ケラレ、

四、官中ノ礼遇

(一) 刑法上、警察上ノ保護

官又ノ職務執行ヲ妨害スルハ刑法上ノ犯罪トシテ処罰セラレ、又官吏ハ心算アル片ハ職務ノ執行ニ付キ警察ノ保護ヲ求ムルコトヲ得、之等ノ保護ハ普通ニ官吏ノ権利トシテ擧ケラル、モ刑罰及ヒ警察刑度ハ専ラ公益ノタメニ設ケルモノニシテ之ヨリ生ズル利益ハ専ニ反對的利益タルニスオス

第二、身分及ヒ職務ニ付スル権利

(一) 身分ニ付スル権利ハ更ラニ數種ニ分ケ得

(1) 凡テノ官吏ハソノ官吏タル身分ヲ國家ヨリ承認セラレ、ノ権利ヲ有ス、官吏ノ身分ハ官吏ノ一身上ノ榮譽ソノ他ノ利益及ヒ權利ノ淵源トナルモノニシテソノ身分ヲ保有スルコトハ官吏ノ權利ナリ、ユノ權利ハ專ラ國家ニ付スル權利ニシテソノ内容ハ國家ニ付シソノ派

派ヲ指スルコトニ存ス

(二) 官吏ハソノ官職ノ名ヲ稱シ、ソノ官職ニ相当スル制服、礼服ヲ着用シ得ルコトモホソノ權利ナリ、官職ヲ詐稱シ、又ハ服装ヲ濫用スルモノハ刑罰ノ制裁ヲ受ケ、

(三) 官吏ハ法定ノ理由アル場合ノ外ソノ意ニ反シ免官セラレサル権利ヲ有スルモノナリ、官吏ノ地位ニ付スル保障ハ終身官及ヒ之ニ準スルモノニ就テハ最も完全ニシテ、親任官、政務官等ニ付テハ全クソノ保障ナシ、一般文官ニ付シテハ文官分限令ハ官吏ノ意ニ反シテ免官ヲ得

ヘキ場合ヲ限定例記スト莫モ、休職ヲ命セラレタルモノハ休職満期ニヨリ当然退官トナリ、而シテ休職ハ事務ノ都合ニヨリ、何時ニテモ之レヲ命シ得ヘキヲ以テソノ地位ノ保障ハ完全ナラス

三、職務ニ付スル権利

官吏カソノ職務ニ付キ權利ヲ認ムヘキヤ否ヤハ爭アリトモ官吏カソノ職務ヲ行ヒ得ルコトハ官吏ノ義務ナルト共ニソノ權利ナリト認ムルコト正当トスヘシ

凡テノ行政権ハ一面ニハ義務タル性質ヲ有スルト共ニ一面ニハ人民ニ  
 公務ニ參與シ得ヘキ権能ヲ賦與スルモノニシテ權利タル性質ヲ有シ官  
 吏カソノ職務ヲ行ヒ得ルコトモ亦行政権ノ一種ニ外ナラザルナリ、  
 職務ニ對スル保障ハ地位ニ對スル保障ヨリ、一層薄弱ナリ、官吏ハ  
 何時ニテモ罷職ヲ命セザルコトアルヘク、又一般文官ハ事務ノ都合  
 ニヨリ、休職ヲ命セザル、コトアリ、又判事、行政裁判官、會計検査  
 官ハ或ル程度ニ於テ職務ニ對スル保障ヲ有ス

第三、財産上ニ于スル權利

一、俸給權

俸給ハ官吏ノ勤務ニ對スル國家ノ反對給付ニシテソノ地位ニ相當ス  
 ハキ生活ヲ維持スルノ費用ヲ給スルコトヲ目的トスルモノナリ、  
 ソ勤勞ニ對スル反對給付ナルコトニ於テ民法上ノ報酬ト性質ヲ全ニス  
 ルト共ニ生活費ヲ給スルカタメニスルモノナルニ於テ課税ノ徵收、  
 懲罰又或ル報酬、查察等並ニ性質ヲ異ニス (Lohndienst) ハ勤務ニ

對スル反對給付トシテノ性質ヲ帯ヒス只生活費ヲ給スルニスルスト解  
 ス)

俸給權ハソノ金錢債權タルコトニ於テハ民法上ノ債權ニ類スト、然レ  
 直接ニ官吏ノ係ニ基ク權利ニシテ而シテ官吏ノ係ハ民法上ノ下係ナル  
 ヲ以テ俸給權モ亦民法上ノ權利ナリ、後テ俸給ニテシテハ民事裁判所  
 ニ出訴スルコトヲ得ス(性質トシテハ行政裁判所ニ出訴スヘキモノナ  
 ランモノヲ許シ得サルタメ實際ニ於テ保護ヲ請求スヘキ途ナシ、獨  
 ニ於テハ民事裁判所ニ出訴シ得ト規定サル)、又ニノ權利ヲ放棄シ若  
 クハ讓渡シスハ債權入スルコトヲ得ス又原則トシテ之ヲ差押フルコトヲ  
 得ス只法律ハソノ收入一年三百圓ヲ超エルトキハソノ超過額ノ半額ヲ  
 差押フルコトヲ許ス(民法六一八)

二、恩給及退官賜金

恩給ハ官吏在官中ノ勤勞ニ對スル反對給付トシテソノ退官後ニ於テ  
 ソノ生活費ヲ充タヌタメニ給與セラル、終身年金ナリ  
 恩給ヲ受クル權利ハ

(1) 一定期間、(普通ノ文官十五年、大臣五年、武官ハ現役十一年) 判任官以上ノ官職ヲ担任スルモノカ、年令、六十歳以上トナリテ退官スルトキ、傷疾又ハ疾病ニヨリ退官セルトキ、議算ソノ他ノ公職ニ就クニヨリ退官セルトキ、寮官寮外又ハ休職満期ニヨリ退官トナリタルトキ、

(2) 在職年限ノ長短ニ拘ハラス公務ニヨリ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リソノ職ニ堪エサルニヨリ退官セルトキ、  
以上ノ二種ノ場合ニ於テ生ス

反之刑事裁判又ハ懲戒処分ニヨリ免官トナリ、又ハ六十歳ニ達セシテ自己ノ便宜ニヨリ退官セルモノハ、恩給ヲ受ケル権利ナシ、恩給ハ権利者ノ請求ニヨリ恩給局ノ審査ヲ經テ内閣総理大臣之ヲ裁定シ恩給証書ヲ権利者ニ付ス

コノ金額ハ景右ノ俸給額及任官年限ニ比例シテ之ヲ定ム、ソノ金額ハ退官當時ノ俸給年額四分ノ一ヲ最低トシ左官年限ヲ加フルニ從ヒテ之ヲ増加ス、

公務ニヨリ負傷又ハ疾病ニカ、リ退官セルモノハ、増加恩給ノ制アリ、恩給ハ二割シテハ俸給額ト異ナリ、訴訟ヲナスニトテ訴ス

恩給ハ二千スル訴訟ハ恩給局ノ第一審トシ、行政裁判所ヲ終審トス、恩給ハ之ヲ讓渡シ得入シスハ法定額ノ外差押フルコトヲ得サルニトハ俸給ニ於ケルトシ

官吏ノ任官年限未ク恩給年限ニ達セスシテ退官セルモノハ退官金ヲ給ス、  
ソノ金額モ亦退官當時ノ俸給ト任官年数ニ比例シテ之ヲ定ム

(3) 遺族扶助料 及一時扶助金、  
遺族扶助料ハ恩給ヲ受ケヘキ資格アルモノ死セシ場合ニ於テソノ遺族ニ給与スル年金ナリ、之ヲ受ケヘキ遺族ハ寡婦、孤兒、父母、祖母、母ノ順序ニヨル、

ソノ金額ハ恩給年額ノ三分ノ一ヲ原則トシ公務ニヨリテ死亡セルトキハ特ニ三分ノ二トス



ソノ権利ヲ裁定スル牛統及其ノ管理ハ恩給ニ於ケルト全シ  
遺族扶助料ノ資金ニ充ツルタメ官吏ハ俸給ノ百分ノ一ヲ國庫ニ納ムル  
義務ヲ負フ

官吏ノ在官年數未タ恩給年限ニ達セサル者公務ノ故ニアラスシテ在  
官死ニシタルトキハソノ遺族ニ一時扶助金ヲ給与ス

### 四 職務上ノ実質并償

官吏カソノ職務執行ノタメ特別ノ費用ヲ要スル場合ハ國庫ヨリ其ノ  
実質并償トシテ之ニ相当スヘキ金額ヲ給與スルコトアリ

ソノ一般官吏ニ共通ナルモノハ旅費ナリ

官吏カ公務上ニヨリ旅行スル場合ハ旅費ヲ給シ、特殊ノ官職ニ限リ給  
与セラル、モノニハ、ル・宿泊料、  
C. 被服料、等ナリ

実質并償法令ニ依リ定マレル標準ニヨリテ之ヲ計算シ、心スシモ實際  
ノ并償ニ拘ラス

## 第五章 公法人（公共団体）

### 第一節 公法人ノ法律上ノ性質

公法人ト私法人トノ區別ハ甚カク多ク、或ハソノ區別ヲソノ目的トス  
ル事亦ノ性質ニ求メ公ノ事務ヲ目的トスルモノハ公法人ニシテ私ノ事務ヲ  
目的トスルモノハ私法人ナリトナスモノアリ、然レ長公ノ事務ト私ノ事務  
トノ區別ハ事務ノ性質ニヨリ區別ニアラスレテソノ主体ニヨリ區別ナリ、  
同一ノ事務トモテ國家ノ行フモノハ公ノ事務ナリ、私人ノ事務トモテ  
ナル、所ノモノハ私ノ事務ナリ、例ハ人合ノ教育事業ニシテ官立及私立  
学校ノ教育人公ノ事務ナルニ及シ私立学校ノ教育ハ私ノ事務ナルヲ母シ、

ニ二三

之ヲ行フノ本條ヲ國家又ハ公法人ナルニヨリテソノ事務ヲ公ノ事務タルモ  
 ノニシテ、公ノ事務ヲ目的トスルヲ故ニ公法人タルニハアラス、  
 或ハ其ノ區別ヲ國家ノ權ヲタルト云トニ求メ公法人ハ國家ノ權ヲタル法  
 人ナリトナスモノアリ、然レモ國家ノ權ヲハソノ權ヲタル地位ニ於テハ自  
 己ノ存立目的ヲ有セス、國家ノ目的ノタメ國家ノ事務ヲ行フモノニシテ自  
 己ノ人格ヲ有スルコトナレ、公法人ハ決シテ國家ノ權ヲタルコトヲ主タル  
 性質トナスモノニアラスシテ彼等ノ人格者トシテ自己ノ存在ノ目的ヲ有レ  
 自己ノ事務ヲ處理スルモノナリ、公法人ノ主タル性質ハソノ權ヲタルニア  
 ラスレテ其ノ人格者トシテ自己ノ存立ノ目的ニアラスナルヘカラス、  
 或ハソノ區別ヲ公法ノ權ヲタルト云トニ求メ、公法人ハソノ団体員ニ對シ  
 テ命令權制ノ力ヲ有スル団体ナリトナスモノアリ、(Attorneys  
 及律師ハ東博士)然レモ命令及強制ハ之ヲ國家ニ就テ云フモ唯國家ノ目的  
 フ遂行スル手段トシテ用ヒラル、ニ止マリ夫自其國家ノ目的タルモノニハ  
 アラス、命令及強制スルノ外何モ國家ハ自ラ大企業者トシテ諸種ノ事業ヲ  
 經營シ、以テ公益ヲ増進スルノ目的ヲ行フモノニシテ而シテ之等ノ事業ニ

干レテハ國家ハ其レク団体タル性質ヲ有スルニ言フ使タス、公法人ニ至リ  
 テハ事業ノ經營、公物ノ管理ヲ主タル目的トナスモノニシテ命令及強制ノ力  
 ナハ以テ之レヲ補助手段トシテ場合ニヨリ限ララル範圍ニ於テ限メテ、  
 ニトアルノミ、決シテ公法人ノタクヘカラス要索ニアラス、命令及強制  
 權ヲ認メテスルモ國家ト目的ヲ同クシテ國家ト等シク公物ノ目的ノ  
 タメニ存スルモノナレニ於テハ何モ公法人ノ性質ヲ有スルモノナラザレ  
 ヘカラス、

或ハ其ノ區別ヲ其ノ國家ニ對スル干渉ニ求メ、公法人ハ國家ニ對シ自己  
 ノ目的ヲ達スヘキ義務ヲ負フ団体ナリトナスモノナリ、公法人ハ國家ニ對  
 シ權利ノ存立義務ヲ負フコトハ公法人ノ一ノ特色タルニハ相當ナレト云  
 公法人ハ公ノ行政ノ主体トシテ公法人ト異ナル特別ノ公法上ノ地位ヲ有ス  
 ル所以ハ義務ノ側ニ於ケルヨリモ、口本利ノ側ニアザナルヘカラス、單ニ  
 國家ニ對スル義務ノ主体タルコト一於テハ唯意志拘束ヲ成クルノミ、意思  
 ノ拘束ヲ及クルノミニテハ公ノ行政ノ主体タル地位ヲ有シ得ヘキニアラサ  
 ルナリ、且ソ公法人ノ事務ト云テ國家ハ必スシテ常ニソノ進行ノ義務ヲ負

ハレムルモノニアラス、或範圍ニ於テハ之ヲ公法人ノ自治ニ任シテ自由

意思ヲ以テ之ヲ行フト云トテ決定セシムルコトヲ始メナシモノナリ、  
惟フニ公法人ト云法入トノ差異ハ專ラソノ人権ノ差異ニ在ス、茲律上ニ  
於テハ人権トハ私利私欲ノ意ニシテ、許言セハ此存目的ヲ遂行スルカタ  
ニ法律上承諾セラル、意思力ノ意義ナリ、ソノ要素ニニアリ、一ハソノ生  
存目的ニシテ一ハソノ意思力ニシテナリ、

公法人ト私法人トノ區別モ亦唯ニ有ノ長ニシテ之レヲ求ムルコトヲ得、  
(1) ソノ存立ノ目的ニ於テハ公共ノ福利ヲ目的トスルコトニ於テソノ特色  
ヲ有ス、

公共ノ目的ヲ有スルコトノ最モ明瞭ナルハ地方自治体ナリ、地方自治体ハ  
帯ニ其地域内ニ於ケル一級ノ福利ヲ目的トスルモノニシテ既ラレタ  
ル私法ノ利益ノタメニ存スルモノニアラス、然ラバ地方自治体ハ皆公  
法人ナリ、社団法人スハ政團法人ニ至リテハソノ目的ノ公共性ナレト云  
トハ如此明白ナラスト云フ少クモ福利ヲ目的トスル社団法人ハソノ社  
法ノタメニ是府上ノ利益ヲ興フルコトヲ終局ノ目的トスルモノニシテ公

共ノ目的ノタメニ存スルモノト謂フヲ得ス、凡テノ商事会社、新ハハ日本  
銀行ソノ他ノ特種銀行、満鉄会社ノ如キ國家ノ特許スハ委任ニヨリ公ノ事  
務ヲ代理スルト云トモ山本公法人ニアラス、福利ヲ目的トセサレ法人、然  
ニ所謂公益法人ニアリテハソノ目的ニヨリ公益法人ト區別スルコトハ一層因  
地ナリト云氏目的ノ公共性ナリト云フハ必スレモ寧ニ公益ヲ目的トスルノ  
意ニアラスニテ國家ヨリソノ目的ノ公共性ナルコトヲ承認セラレタルコト  
ヲ意味ス、然レテ國家カソノ目的ノ公共性ナルコトヲ承認セラレタルコト  
目的ヲ遂行スルカタメニ一級私法人ニ屬セサル公法上ノ特許ヲ賦與スルコ  
トニヨリテ表明セラル、民法上ノ公益法人ハ國家カソノ目的ノ公共性ナル  
コトヲ承認レテ之ニ特許ヲ賦與セルモノニアラス、特許セハ公法人ト公益  
法人トノ區別ヘソノ目的トスル事務ノ性質ヨリテ寧ニソノ目的ニ伴ヒ國家  
ニ依リ承認セラレタル特許ノ如何ニヨリ之レヲ知レテ得ヘシ、  
(2) ソノ意思力ニ於テハ公法人ハ一級私法人ニ屬セサル公法上ノ特許ヲ興ヘ  
ラル、ニトニ於テソノ特色ヲ有ス

ソノ最モ明瞭ナルハ命令裁判ノ裁カラズメラル、場合ナシトモ之レ必  
二二七

スレテ凡テノ公法人ニ共通ナルニアラス、  
私法人ヨリモキ意思力ヲ有スルカハ各理ノ公法人ニヨリ甚相異リ公ノ社  
団法人ニアリテハソノ通帯認メラル、所ノ特権ハソノ社会力法律上出資  
一社員トマラソノ任意ノ脱退ヲ許サ、レコト

面依内都ノ等ニ内シ、然ニ登費ノ精潤有、規約違反者ニ対シ氏申裁判  
所ニ依テスルヲ要セス、行政上ノ手段ニヨリテ之ヲ裁決シ、強制執行等  
ヲナシ得ヘキ特ナリ國家办社会法人ニ対シ斯ノモキ特権ヲ認ムルハ即チ  
ソノ目的ノ公モ得ナルニトヲ認認セルコトヲ取明スレモノニレテ即チ公  
法人ナリ、

此国法人ニアリテハ一定ノ社食ナキヲ以テ故ヨリ社団法人ニ於ケルカ  
如キ特権ヲ認メラレズト雖モ、其ノ概テノ地位ニアタル職貸ノ官吏又ハ  
公依トシテノ特権ヲ授ヘラル、カ如キハソノ目的ノ公共級ナルニトヲ  
承認セシメタル証ニレテ以テ公法人タルニトノ標識ヲルコトヲ得、  
母之公法人トハ國家ニ下ニ於テ國家ト等シク公法ノ種類ノ存立ノ目的  
トナスモノニシテ、國家ニヨリテソノ目的ノ公共級ナルニトヲ承認セラ

レ於テ一般私法人ニ属セサル公法上ノ特権ヲ喫ヘラレタシ田林ナリ、  
公法人ト私法人トオモ何ナレ限度ニ於テ法律上ノ地位ヲ異ニスレカハ  
各理ノ公法又ニシキ法律ノ定ムル所ニヨル、ソノ特別ノ規定ナキ事項ニ  
付チテハ公法人ハ必スシテ法律ニ依テテハ法律上ノ地位ヲ要ニスルモノ  
アラス、故ニ例ハハ私法人カ公法人タル性質ヲ有スルトスレモ之ニヨリ  
直ニソノ法人ノ職貸ハ凡テ刑法ノ所謂公職ニ、ソノ職務ヲトシ場所ハ  
凡テ公務所ニ該当スルモノトナスヘカラス、又必スシテソノ法人ト社員  
トノ干係カ律ニ公法上ノ干係ニレテ之レニテハ全ク氏非律ニテ断ナ  
サルモノト解スヘカラス、之等ハ何レモ私法人ニ付テ法律ノ精神ニ照シ  
テ何ナル程度ニ於テ私法人ト認ル法律上ノ地位ヲ認ヘルノ趣旨ナルカヲ  
考ヘテ之ヲ決スヘキモノナリ、

第二節 公法人ノ種類

第一、組織ニ基ク公法人ノ種類

公法人ハ其ノ組織ノ異ルニヨリ地團、社團、財團ノニ非ニ余タル、私法人ニハ唯社団法人、財団法人ノニ在アルノミ、公法上ニハ此等ニ在ノ外ニ内地財団法人アリ、

(1) 地方団體

地財法人ハ通常之ヲ地方団體トス、地方団體ハ領土団體ノ一類ナリ。其ニ於テ國家トシテ性條ヲ含ムス、領土団體トハ一定ノ地域ヲ以テシテ存立ノ基礎トシテノ地域内ニアルモノハ當然ソノ団體ノ效力ニ服従スルモノナリ、地方財団法人國家ノ下ニ於テ領土団體ニシテ國家ノ領土ノ一部ヲ自己ノ地域トナシ、ソノ地域内ニ於テ凡テノ人民ニ對シテ國家ノ認ムル範圍内ニ於テ地方公共ノ福利ノためニ之ヲ支配スル權利ヲ有スル団體ナリ、限ラレタル一定ノ地負ヨリ成ルニテアラステ、ソノ地域内ニアル凡テノ者オソノ支配ニ服スル事ニ於テ此財法人ト區別セラル、有懸

(2) 公共組合

組合、郡組合、市町村、市町村組合、市町村内ノ區、北海道及才館景ノ區並ヒ一町村内ノ部、之等ハ何レモ地方団體ナリ、  
公ノ社財法人ハ普通ニシテ公共組合トス、一定ノ社會ノ結合ニ依リ組織セシレ、コトニ於テ民法上ノ社財法人ト性質ヲ含フス、社會ハ或ハ其ノ加入ニヨリ或ハ法律上當然ソノ社會トセラル、コトニヨリテソノ団體ヲ組織スレ一員トナリ、ソノ效力ニ服従スル義務ヲ負フナリ、  
現今ニ於テ認メラル、所ノ公共組合ハ其ノ目的ヨリ凡ソニ種ニ大別シ得、ソノ一ハ土地ニテスル事業ヲ目的トスル組合ニシテ水利組合、北海道土地組合、耕地整理組合、森林組合ハ之ニ屬ス、  
ソノニハ同業者間ノ共同ノ利益ヲ増進スルコトヲ目的トスル団體ニシテ重要物資消費組合、畜産組合、水産組合、外國領海大産組合及ヒ酒造組合ハ之ニ屬ス、  
ソノ三ハ職業ノ発達ヲ圖ルヲ目的トスル団體ニシテ商業會議所及ヒ農會ト一屬ス、

③

營造物法人

公ノ財団法人ハ通常之ヲ營造物法人ト云フ

財団法人ト社団法人トノ區別セラル、所以ハ

ノ、財団法人ニハ特定ノ社資ナク特定ノ目的ノタメニ提供セシメタル財  
産ニヨリ、ソノ目的ヲ遂行スル団体ナルコトニ存ス、財団法人ニモ  
リ人英ノ団体ナリト雖モ唯社資法人ノ人格ハ社資ノ行爲ヲ必要トシ社  
資目ヲソノ団体ヲ組織シ団体ノ目的ヲ遂行スルモノナルニ及シア財団  
法人ノ人格ハソノ財産ヲ提供シタルモノ、永遠的ノ目的ノタメニ存ス  
而シテ財団提供者ハ自ラソノ目的ヲ遂行スルコトヲナサスシテ自ラハ  
団体組織ノ外ニ及ナラズニ是定シタル機テ以テソノ目的ヲ遂行セシ  
ムル事ニテア區別セラル、ナリ、財団法人ニシテ公法人タルモノハ  
國法上殆ント其例ヲ見ス、我國ニ於テ普通ニ營造物ト稱セラル、ハ  
國家又ハ地方団体ノ事業トシテ經營セラル、モノニシテ學校、郵便、  
電信、鉄道、貯金、官管保險ハ何レモ之レガタメニ設立ノ法人タル資  
格ヲ認メケル、モノニ非ス。

ニ二三

或理時ノ制度ニ於テムノ財団法人トシテ認ムヘキモノハ唯神社ナルノ

①、神社ハ財産権ト主體トシテ認メラレテソノ法人タルコト疑ナク、

②、而モ一定ノ社資ヲ以テ組織スルモノニ非サレテ以テ社団法人ニ非ス  
シテ財団法人ナリ、

③、而シテ神社ハ公ノ目的ノタメニ存在シ  
テ、國家ノ特別ノ保護ヲ受テ

テ、ソノ機テタル神社ハ國家ノ公ノ官職トシテ國家ヲ自ラ任命スルモノ  
ナルヲ以テソノ公法人タルコトハ明瞭ナリ、而シテ神社ハ公ノ財団法人  
ナリ

第二 権能ニ基ク公法人ノ種類

公法人ハソノ國法上認メラル、所ノ権能ノ異ナルニヨリ主權的団体、或  
働的団体ニ分ツ

ニ二三

無効的団体トハ団体ニ於テ自ラソノ機テ選任スル権限ヲ有スル団体ヲ云フイフ、

無効的団体トハ 自ラソノ機テ選任スルノ権ナク國家ノ任命ニヨル機  
テニヨリ団体ノ意思ヲ決シソノ事務ヲ処理スルモノニテ其意思ニテハ  
団体員全体ノ意思人同体最高ノ意思ヲナスモノニテ即チ其意思ハ団体ノ  
内部ヨリ発生スルニ及シ後者ニテハ同体員自ラ団体ノ意思ヲ作成スル  
ノ権ナクソノ意思ハ本部ヨリ與ヘラル、ナリ、本條的団体ニ屬スルモノハ  
地方団体ノ一部及ヒ公共組合ナリ、公共組合ハ一定ノ公益ヨリナルモノナ  
ルニ於テソノ公益ニ於テ最高機テタルヲ通常トシソノ機テ機テモ本  
通常社員中ヨリ選任セラル、唯例外ノ場合ハ公共組合ニテアリテモ國家オン  
ノ理テ機テヲ任命スルモノアリハ例ハ水利組合ソノ機テ機テモ本社員  
ノ外ニ國家ノ選任スル特別職員ヲ加ヘラル、モノアリ、(例ハハ商業會議  
所帝國議會)之等ノ場合ハ公共組合モ亦無効的分子ヲ兼スルモノナリ、地  
方団体ニテハ其上無効的権利ヲ有スル程度ハ各団体甚タ異リ、ソノ水利  
ノ最モ完全ニ課シラル、ハ市町村ナリ、府縣郡ニテアリテハ其住民ハ唯府縣

公、郡公ヲ選任スルニ止リ機テ官トシテハ自國官民タル知事、郡長ソノ  
任ニ當リハ及無効的団体ナリ、北海道ニ於テハ、朝鮮ニ於ケル新反四ニテ  
リテハ新制面制ノ施行ニヨリ公法人タルニ至レル、ソノ凡テノ機テハ皆  
官選ニテハ住民ハ全ク選任者ヲ有セズ、即チ其選任ハ及無効的団体ナリ、  
公ノ財団法人モ亦一定ノ公益ヲ有セサルヲ以テソノ意思ハ他ヨリ與ヘラル  
ルノ外ナク、即チソノ公益ニ及無効的団体ナリ、

### 第三節 公法人ノ成立変更及消滅

#### 第一 公法人ノ成立

凡テ法人ノ成立ハ法律ニ依ルニトシテ要シ命令ヲ以テ法人ノ成立ヲ得、  
又、此法ニ於テハ公法人ニ於テハ法人ト要ルニトナレ、唯私法人ノ成立ハ一  
ニ自由ニテ其成立ニ於テ國家ノ認可ヲ要スルモノトアルニ及レ公法人  
ニ三五





ニ三八  
スト共ニ組合ニ団体ノ地域及団体ヲ以テ自己ノ地域及住民トナスモノニ  
シテ後ア組合ノ決定ハ組合ニ団体ヲ拘束スルト共ニ直接ニ住民ヲ拘束スル  
ノ力ヲ有ス

### 第三 法人ノ変更

法人ノ変更トハ法人ノ法律上ノ存在ニ変動ヲ生シ而モ其人格ノ同一人概  
トシテ継続スレバ云フ、公法人ノ変更ニツキテ特記スレバ專ズルハ地方団  
体ノ変更ニシテソノ場合凡ソ及ノ如シ、

(イ) 名称ノ変更  
地方団体ハ各々一定ノ名称ヲ有シソノ変更ニハ法律ノ定ムル手續ヲ要  
ス、

(ロ) 境界ノ変更  
境界変更ハ団体ノ存続ニ影響ナク早ニ其ノ区域ヲ変更スルモノニシテソ  
ノ変更ノ結果ハ団体ノ法律上ノ存在ニ直接ニ影響ヲ生ス、

就中  
(イ) 住民ノ資格ニ変動ヲ生シ新ニ其ノ区域ニ加ハリタル土地ニ住所ヲ有  
スル者ハ其時ヨリ当然ソノ住民トナリ旧所属団体ノ住民タリシ資格ヲ  
失フ

(ロ) 団体ノ自治法規ノ效力ニ変更ヲ生ス

地方団体ノ法規ハ原則トシテ其ノ地域ノ全部ニ施行セラル、ヲ以テ境  
界ノ変更ニ伴ヒ新ニソノ区域ニ加ハリタル地域ハ新所属団体ノ法規ニ  
当然施行セラル、ヲ本則トス

(ハ) 団体ノ財産ニ変動ノ変更ヲ加フルヲ要ス、  
財産ノ処分ヲ欲スルノ手續ハ法律ノ定ムル所ニヨル

(ニ) 区域ノ組織ニ就テモ変更ヲ生スルモノトナリ、他ノ団体ノ区域ニ入  
リタル土地ノ住民ニシテ名義職タルモノハ公民法喪失ノ結果当然其  
職ヲ失ヒ、又人口増減ノ結果職員定数ヲ増減スル必要アルヘシ、

(ホ) 団体ノ事務ニツキテ或ハ其ノ分割ヲ要シ或ハ其ノ事務ヲ司務ヲ要  
スルモノトアルヘシ、

(八)、制度ノ変更

制度ノ変更ノ最モ著シキ場合ハ町村ヲ廢テ市トナス場合ニシテ其時迄ハ町村制ニ支應サレシ団体ヲ新ニ市制ニヨリ支配サレ、ナリ、  
団体ノ人格ニ影響アルニテハム一法人權廢シテ存続シ唯ソノ扱ヒトハ  
ロノ法律ヲ異ニスルノミ、然テ其地域、住民、財産又ハ事務等ニテハ  
当然一人受領ヲ許スレトナシ自治法規モ亦規定事項ノ性質上当然消滅  
スルモノ、外ハ凶暴致カフ危險又、唯ダソノ機テハ村テハ町村制ニ依ル  
政下ト市制ニヨル機テトハ全ク相異レテ以テ旧來ノ政下ハ当然ソノ地位  
ヲ代ヒ新ニソノ機テヲ受任スルヲ要ス、

(九)、組織ノ変更

市縣聯合、郡組合、市町村聯合一アリテハ其組合ニ和ハル団体ノ数を  
増減シスハ共同事務ノ範圍ヲ変更スルニトアリ、法律ノ定ムル一定ノ形  
式ヲ以テ行ハル

第四、公共人ノ消滅

地方団体ノ消滅原因タル凡ソ四ツアリ

- 甲、存続命令、單行ノ獲取或戻ト異リ団体ノ存続ニテスルモノニシテ一地方  
団体ヲ廢シテソノ區域ヲ他ノ區域ニ輸入レハ又ハ以上ノ地方団体ノ  
區域ヲサテテ新ニ一地方団体ヲ設置シ一地方団体ノ區域ヲ分割シテ以  
上ノ団体トナレニ以上ノ地方団体ヲ合併シテ一団体トナス如キ場合ヲ云  
フ、

乙、自然消滅

地方団体ノ自然消滅ハ唯ソノ地域ノ全部が海中ニ没シ又  
ハ其他原因ノ原因ニヨリ全ク住民ヲ失ヒ將永ニ空クモ居住ニ堪ヘサルニ  
至リタル時ニ於テノミ存ス、

丙、制度ノ変更

法律一ヨリ地方制度ヲ改正シ或種ノ地方団体ヲ廢止ス  
ル場合ニハソノ団体ハ当然消滅ス、例ハハ郡制廢止ノ如シ

丁、組合ノ解散

地方団体ノ組合ハ組合ノ解散ニヨリ消滅ス

何レノ原因タルカヲ問ハス地方団体ニシテ解散スルトキハ其ノ自治法規  
ハ原則ニシテ当然効力ヲ失ヒシノ凡テノ趣キハ解散シテノ事務ハソノ地  
位ニ代ルヘキ相當ノ機關ニ引継クヘクソノ財産一々テハ相當ノ処分ヲ爲  
ス

公共組合ハソノ解散ニヨリ消滅ス、解散ニハ任意解散ト強制解散ノ別  
アリ、任意解散ト云フニハ公ノ機嫌ノキニテ行ハル、ニテシテ必ズ  
監督官ノ許可ヲ要ス、強制解散トハ組合ノ決議ニヨラス解散ノ事由  
ヲ解散スルニシテ法律ノ定ムル時定ノ理由アル場合ニ依リ之ヲナス  
コトヲ指

### 第四節 公法人ノ權利

公法人ハ國家ノ監督ノ下ニ在リ自レノ機嫌ニヨリ自レノ意思ニヨリソノ

事務ヲ處理スル權利ヲ有ス、之ヲ公法人ノ自治權ト云フ、公法人ノ自治權  
ニ屬スル事務ハ固有事務トモ在リ得ルトモ區別セラル

固有事務トハ公法人ノ存出ノ關係ヲ有セザル事務ヲ云ヒ、委任事務トハ其ノ本  
來ノ存出關係以外ニ於テ國家又ハ他ノ公法人ノ事務ノ委任セラルタルモノ  
ヲ云フ

公法人ノ存出ノ目的ハ法律ニヨリ定ムル、其ノ範圍ノ限モ六十八條第一項行  
政區域ノ範圍ノ一者ヲナス地方団体ニシテ之ヲ普通地方団体ト云フ其外  
市町村之レナリ、此等ノ団体ハ公共ノ利益ヲ計ルヲ以テ目的トス  
ルモノニシテ其ノ組織セラルタル特殊事業ノミヲ目的トスレモニテテラス  
公共組合及特殊目的ノモノニ設立スル特別地方団体ハ之レニテ法律ノ  
指定スル特殊ノ事業ノミヲ目的トシ、其ノ固有事務ハ只ニノ範圍ニ於テノ  
ミ存ス

公法人ノ委任事務ハ本末國家又ハ他ノ公法人ニ屬スル事務ニシテ法律ニ  
依リ若シハ特別ノ委任行為ニヨリ公法人ニ於テ之ヲ執行スルモノヲ云フ、  
委任事務ニ於テ云フモノノ委任アリシ以上ハ固有事務トモシテ公法人ノ自  
二四三

己ノ事務トシテ自己ノ機干ニヨリ之レヲ代理スルモノニテテ管レク其ノ有  
論故ノ範圍ニ屬スレテノナリ、

公法人ノ委任事務ハ之ヲ公法人ノ代表ニ委任セラレタル事務ト區別スル  
コトヲ要ス、其ノ場合ニ於テソノ代表者國家ノ機干タル地ニ由ルモノニ  
スル如シ、其ノ場合ニ於テソノ代表者國家ノ機干タル地ニ由ルモノニ  
テ同族負留トハ直接ノ干渉ヲ有セズ、後テ同族ノ機干ハ之ニ要ス  
ナリ、又ソノ事務ノ執行ニ要スル費用ヲ同族ノ負担トモテ、場合ニ依テ  
ソノ費用ノ決議ニ與ルノミ、公法人ノ委任事務ハ反シ同族自身ノ事務ト  
セラルルニシテ同族事務トモテ、同族ノ機干ニ由ルモノニテ、  
公法人ノ事務ハ之ヲ公法人ノ機干トモテ、區別ス

公法人ノ機干トハ法律上必スナスコトヲ要スル事務ヲ云ヒ、  
任意事務トハ同族ニ於テ自ラ之レヲナストモトテ決定スルハキ事務ヲ云フ、  
任意事務中ニモ之ヲ始ハルトモトハ隨意ニシテ決定セラレタリトシ、  
任意ニシテ停止シ得ザルモノナリ、此種ノ機干モ、公法人ノ機干トモテ、  
云フヲ得ヘシ

必要事務、任意事務ノ區別ハ同族事務、委任事務ノ區別トスルニテ

致セズ、其在事務ト爲テ時トシテ之ヲナストモトテ公法人ノ機干ノ決定  
兩スルニトナリ、一例ハハ市町村ニ於ケル高等小學校設立事務ノ如ク、同  
有事務一件ナリ、又時トシテソノ進行ノ義務ヲ負スルニトナリ、一例ハハ市  
村會議員ノ選挙、市町村長ノ選挙ノ如キ

公法人ハ以テノ事務ヲ代理スルニ當リ、一定ノ範圍ニ於テ命令、強制ノ  
力ヲ行使シ得ヘキコトヲ認メラル、モノナリ、公共組合ニテハ組合ノ  
決議力化テノ社員ヲ拘束スルノ力ヲ有スルニトハ凡テ同法人ニ共通ノ  
質ニシテ、公法人ニ特別ナルモノニアラス、

公共組合ノ能力力故ノ同法人ト異ル所ハ主トシテ公法人ニテハ社員  
ハ任意ニ脱退シ得ヘキニテ、公共組合ニテハ任意ノ脱退ヲ許サズ、然  
テ社員ハ自己ノ意思ニ依リテソノ能力ニ依テ脱退スルヲ得スルニトナリ、地  
方同族ニテハ一先ノ社員ニテハ組織セラル、モノニテハスレテ其地域内  
ニ在ル者ハ当然ソノ能力ニ依テ、ソノ能力ハ限ラレタル社員ニテハスレ  
モノニテハスレテ不特定ノ人氏ニテハ限ラレタル社員ニテハスレ  
シテ統治権力ナリ、ソノ能力ノ如何ナル限定ニ及フハ中カハ各同族ニ

キ法律ノ定ムル所ニヨリ、

第五節 公法人ノ義務

公法人ハ私法人ノ有セサル特別ノ権利義務ヲ有スルト共ニ又國家ニ對シ

特別ノ義務ヲ負ル。公法人ノ國家ニ對スル義務ハ三種ニ分テ得

ル。存立目的ヲ遂行スルノ義務、公益ノ爲メ、私法人ノ  
公法人ハ國家ニ對シ自己ノ存立目的ヲ遂行スルノ義務ヲ有ス、私法人ノ  
有スル目的ハ國家トテ條々ノ目的ヲ達成シ得ルヤ否ヤハ唯  
自己ノ私利ヲ止ムル、公法人ハ之ニ及ビシ國家トテシク公益ノ目的ヲ  
遂行シ得ルト心トシテ國家ノ目的ニテシテ國家人ニテ自他ニ責任シ得  
ク得ルノ目的ヲ遂行スルノ義務ヲ負ハシメサルハカラハ固ヨリ公法  
人ト爲セ何レノ義務ニテアハ必スレテ履行ノ義務アルコトヲス、隨處幸

ニ就テハ之ヲナサ、ルノ自由ヲ有スルモノナリト云モ雖ソノ目的ヲ達  
スルニ如何ナル方法ヲ採ルハオカラテ選擇スル自由ヲ有ヘルニ止マリ若シ  
ソノ選擇ヲ誤リ公益ノ目的ニ適合セサルコトアラハ之レ國家ニ對スル義  
務ニ違スルモノナリ

乙 公益負担ノ義務

公益負担トハ公法人カ自己ノ存立目的以外ニ於テ國家又ハ他ノ公法人ノ  
利益ノためニ義務ノ履行又ハ費用支拂ノ義務ヲ負担スルヲ云フ、公益負  
担ニハ二種ニ分テ得、一ハ事務ノ負担ニシテ一ハ經費ノ負担ナリ  
事務ノ負担ハ即チ前述ノ責任事務ニ相當スルモノニシテ或ハ必要負担  
ナルコトアリ、或ハ隨意負担ナルコトアリ、前者ハ必要負担ニシテ  
ア其事務ヲ行フト必ト自由義務ニ在セハ必然ニ之ヲ履行スヘキ義務ヲ  
負フモノナリ、後者ハ任意の責任事務ニシテ之ヲ初ムルト必トハ公法人  
ノ自由ノ喪失ニ在リ、又一度之ヲ履行スヘキ義務ヲ負フモノナリ、  
經費ノ負担ハ或ハ事務ノ負担ニ伴ヒテ課セラル、コトアリ、此ノ場合  
ニ於テハ公法人カ自ラソノ事務ヲ履行スルト共ニソノ履行スルニ要スル

経費ヲ支辨スル義務ヲ負フ、公法人ノ支費ニ事務ヲ負担セシムル場合ニ  
於テモソノ事務一限スル経費ハ團體公法人ヲシテ之ヲ負担セシム、或ハ  
事務トハ干渉ナク故ニ之ヲ課セザル、コトアリ、例ヘハ地方警察費ハ  
府県ノ負担ニ属スルヲ如シ、

(3) 國家ノ特別ノ監督ニ服スル義務

凡テ公法人ハ公法ノ目的ノタメニ存シソノ目的ヲ達スルハ直接ニ國家ノ利  
益ニ干スルヲ以テ國家ハ或範圍ニ於テ之ヲ指導シ保護シ又之ヲシテ其  
目的ヲ達マラサレムレノカヲ有セザルヘカラス、私法人又ハ一總私人  
ニ對シテハ國家ハ唯警察權ニヨリソノ公共ノ秩序ヲ害セサランコトヲ監  
督スルニ止ル

公法人ニ對シテハ專ニ之ノミニ止マラス宛モ後見人ノ被後見人ニ對スル  
ヤ如ク親越的ニ指導シ保護スルノ責ヲ負ハカラス、之ヲ單純ナル警察  
監督ト區別スルタメニ特別監督ト云フ、公法人ニ對スル國家ノ監督  
ノ範圍ハ法律ニヨリ定メリ上、法官ナク下級官ニ對スル監督權ハ君主ノ  
行政大權ニソノ淵源ヲ有シ法律ノ規定ニヨリテ課セザルニスレバ公法人

ニ對スル監督ハ自治權ノ基礎トシテノ人格者ニ對シテソノ意思ノ自由ヲ  
制限スルモノニシテ必ズ法律ニ據ルコトヲ要スルナリ、

公法人ニ對スル國家ノ監督權ニ對スル作用ハ團體ノ公法人ニヨリ一限  
ナラス、ソノ監督ノ長ニ屬スルモノハ團體トシテ全ク意思ノ自由ナク  
ソノ目的ノ達成ニ關シテ國家ノ命令ニ服従スルヲ要スルモノタラシムルニ  
ノナリ、他方之レ及勸告團體ハ之レナリ、半及勸告團體ニ對シテ例ヘ  
ハ府縣郡ノ中々府縣中、郡長ノ職權ニ屬スル限一ニ於テ國家ノ指揮全  
クノ下ニ服従スルヲ要ス、

三勸告團體ニ於テハ其監督ハ此ノ如ク極端ナラス、或範圍ニ於テ全權  
ナル監督ノ自由ヲ有シ國家ノ干渉ヲ受ケス、國家ノ監督ノ最少限限トシ  
テハ其ノ公法人カソノ制限ヲ起シ、又其ノ法規ニ違反スル場合ニ於テ之  
ヲ制止シ得ルカアルヲ要ス、若シ之ヲナレ得ストセハ公法人ノ行政力固  
ノ法規ヨリ強キカアルヲ有スル結果トナリ同法ノ統一ヲ破壞スルノ虞ナレ  
ハナリ

以上ニ於テ國家ノ監督權カ如何ナレ限度ニ及ブヤハ一ニ法律ノ定ムル  
ニ由リ

所ニヨリ、ソノ監督ノ作用ハ因テコリ見トハ大抵ニ分ゾ得、

其一ハ現察、即チ事務ノ実況ヲ知レカクモニスレ監督作用ナリ、

官吏ヲ派遣シテ実地ニ付テ事務ヲ察スル旨、談話、公報ノ報告者

ヲ做スルカ如キレナリ

其二ハ矯正即チ不道徳ノ行爲不行爲ヲ戒ニナサレタル後ニ於テ之ヲ矯正

スルタメニスレ監督作用ナリ、違法又ハ不道徳ノ行爲アリタル場合ニ

於テ之ヲ取消シ法律上ノ懲罰ニ爲スル行爲ヲナサ、ル場合ニ於テ之

ヲナスヘオコトヲ命ジ又ハ監督官ノ決定ヲ以テ自ナニ公法人ノ懲

罰ニ代ル效カヲ有セシメ官吏ヲ派遣シテ公法人ノ事務ヲ代リテ執行

セシメ公法人ノ機干ノ改選ヲ命ジ又ハ懲罰ニ爲スル等ノ作用ハル

ラセニ屬ス、

其三、事務ノ作用即チ不道徳ノ行爲、不行爲ノ未ダナサレサルニ先立

テテ之ヲ予付スルタメニスレ監督作用ナリ、監督官ノ認可取テ留保

シテ之ヲ得サレハ或行爲ヲナスヲ得サレシメ公法人ノ数個ノ承認

ニ對シテ之ヲ採擇決定ノ求ラ監督官ナニ留保シヌハ公法人自身ニ決定

セシメス、初メヨリソノ決定權ヲ國家ニ留保スル等ノ作用ハ之レナリ  
監督ノ作用ハソノ監督ノ機干ヨリ又ハ裁判上ノ監督行政上ノ監督及  
自治監督ニ分テ得

裁判上ノ監督ハ裁判官ノ判決ニヨリ監督ニシテ例ハ行政裁判ノ判決

ニヨリ公法人ノ行爲ヲ無効トラシムルカ如シ、

行政上ノ監督ハ行政官ノ权限ニ依ル監督ニシテ我國法ニ於テハ監督

作用ノ最モ強クモセノナリ、

自治監督ハ上級ノ公法人ノ機干ニヨリ監督ニシテ例ハ有衆議院ニ

於テ市町村ニ對スル或範圍ノ監督權ヲ行フカ如シ、

### 第六節 公法人ノ機干

公法人ノ機干ハ法律ニ依リテ執行（理率）機干ラズナルモノトス、理率機

千ノ下ニ於テハ之ヲ職任シソノ令ヲ受ケテ庶務ニ従事スル機干ハ之ニ隷屬  
スレテ通帯トス、其他或ハ塔内機干、監督機干、事務機干等ヲ置クモノナ  
リ、

二五二

議決機干ハ公法人ノ意思ヲ決定スルニトテ任務トナス、機干ニレ  
テ併ニ合議体ニレテソノ地位ニ由ルモノハ公法組合ニテアリテハ組合員總  
テ機干トス、機干ニテハ組合員中ヨリ定數ノ議決ヲ選舉シテ之ヲ議決機干  
トシ置キタルモノアリ、或ハ組合員中ヨリ選舉セラルル議決機干ノ外ニ組合員以外ヨ  
リ選舉セル特別議決機干ヲ加フルモノアリ、(前記合議所、市團農會ノ如キ)  
地方団体ニテアリテハ団体ノ住民ハソノ住民タル資格ニ於テ當選ソノ事務  
ニ參與スルニテアリ、住民中決定ノ資格アリキモノ、ミカ内閣ノ公法トテ  
ソノ権利ヲ有シ公法中ヨリ選舉セル議決機干ヲ以テ其議決機干ヲ組織スルヲ  
準トス、地方団体ノ大ナルモノニテアリテハ議決機干ノ事務ヲ兼務スルヲ  
以テ一少數ノ議決機干ヲ組織スル特別ノ議決機干ヲ設クルモノアリ、  
此等機干ハ議決機干ノ議決セル事項ヲ執行シテ之ヲ召集シ議決ヲ準備シ日  
常ノ事務ヲ處理シ及ヒ外部ニテ之ヲ代表スル機干ニテ之ヲ兼任制ヲ通

準トス、ソノ地位ニ由ルモノハ之ニ在リ、

或ハ議決機干ノ一員ニシテ之ニヨリソノ任ニ就クモノアリ公法組合ノ  
組合長ハ通帯之ニ屬ス(商業合議所令頭、水利組合長ノ如シ)此類ニ屬ス  
ルモノハ官吏ノ國家ニ對スル地位ノ如ク服務義務ニ服スルモノニテ  
社員トシテノ私利ニ基キソノ地位ニ就クモノニシテ他ノ社員ヨリ特ニ  
社員トシテ行フモノニテ外ナラス、

或ハ団体ニ對シ給付官吏カ國家ニ對スルト合衆ナル勤務ノ義務ニ服スル  
モノアリ、ソノ義務上ノ地位ハ恩官吏ニ於テ之ヲ公法トス、  
或ハ國家ノ官吏スハ他ノ団体ノ役員カソノ地位ニ當ルモノアリ、例ハハ  
警察官、郡長カ郡縣郡ノ機干ナリ、郡長スハ市町村カ水利組合ノ管理者  
タルカ如シ、社員ニ基クニテ又團體ニ對シテ義務ニ服スルカタメノ  
選任ケラル、ニテアラス國家スハ他ノ団体ニ對スル勤務義務ニ伴ヒ法律ニ  
ヨリ特ニ此義務ヲ命ゼラル、ナリ、

二五三





法人タル機干タル地位ニ於テモ内年レク國家ノ使用人ニシテ公法人ニ對シ  
テ勤務ノ義務ヲ負フニアラス、

二五七

公法ニシテ國家ノ機干ナルモノモ本或得ニヨリ特一國家事務ヲ委任セ  
ラル、オタメニシテ國家機干タル地位ニ於テモ國家ノ使用人ニアラス  
公吏ハ名譽職吏員ト有給吏員トニ区別セラル、名譽職トハ事務職ニ對ス  
ル觀念ニシテ公吏タル職務ヲ擔當トナス義務ナク他ニ本業ヲ有レ得ルモノ  
ニシテ彼ヲ體格ヲ要ケサルヲ云フ、其就任ハ收入ノ源泉トナルコトナク單  
ニ名譽ヲ与フルニ止レテ以テ名譽職ノ名ヲ所以ナリ、地方自治制度ノ本  
旨トスル迄ハナレヘテ地方自治氏フレア本業ノ傍アム職務ヲ兼セシメントス  
レニテレヲ以テ地方自治ノ吏員ハ職務ノ特ニ繁劇ニシテ事務職タルヲ學ス  
ルモノ、外ハナレヘテ名譽職トシム

名譽職吏員トシテ全ク無報酬ナルニアラス、ソノ勤勞ニ對シ相當ノ俸給  
ヲ給シ得トモて報酬人唯勤勞ニ對スレタス對公公有タルニ止マリ生計費ヲ悉ク  
スカタメニスルモノニアラス、名譽職吏員ハ俸給ヲ受ケザルヲ以テ官吏ノ  
如クソノ志望者ヲ得レ能ハサル故ニ法律ハ名譽職ノ就任ヲ以テ法律ノ義務

トナシ正当ノ理由ナクシテ之ヲ拒絶スルヲ得サルモノトナスヲ選擇トス、  
然レトモ名譽職吏員ノ就任ト雖モ本人ノ同意ナクシテ強行ニ成セスルニ  
アラス、此點ニ於テ英國ノ各州對テ強行の義務ヲ課スルニ對シテ、強行の  
義務ニアリテハ全ク本人ノ同意ヲ要セズ國家ノ單行ニヨリテソノ關係ヲ設  
キテ得ヘキニシテ名譽職ノ就任ハ唯其ノ就任ヲ強行スル義務ナルノミ、名  
譽者ハ正当ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルヲ得ストモソノ義務ニ及レシコト  
拒絶スル場合ニハ只法律ノ民ハ強行の義務ヲ課シ得ヘキニ止マリ其後干渉ハ成  
セスルコトナシ、公吏力所屬公法人ニ對シテ所屬スル法律干渉ハ大体ニ於テ  
官吏ノ國家ニ對スル義務トシテ、公吏ハ官吏ニアテテ之ヲ以テ官吏職  
務規律ハ固ヨリ公吏ニハ適用ナシト雖モ其ノ義務ノ性質ニ於テハ變ルコト  
ナシ、

又名譽職吏員ハ他ニ本業ヲ有レ得ヘキヲ以テ其ノ職務ニ盡スルノ義務  
ヲ負ハス、公吏ハ又公法人ノ職務命令及ヒ強行の義務ニ服スルノ外國ノ監督  
官ニ對シテ命令及強行の義務ニ服スル義務ナルコトニ於テ官吏ト異ナル、就ニ公法  
人ノ最高ノ吏員ニ對シテハ其ノ命令及強行の義務ヲ國家ノ監督官ニ依リテ行

二五七

# 第六章 地方自治制

## 第一節 市町村

(一) 市町村ノ性質  
 市町村ハ一級府縣ノ下ニ於ケル最下級ノ普通地方団体ナリ、市ト町村トハ種々ノ異ニテソノ制度ヲ異ニスル中、  
 (A) 市ハ郡ノ區域外ニアリ、府縣ニ府縣知事ノ監督ヲ受クルニ及レ町村ハ郡ノ區域ノ一部ヲナシ郡長ノ監督ヲ受クルニト  
 (B) ソノ職權ノ組織ヲ異ニスルコト、ハ市会ハ三級選挙ニシテ町村会ハ二級選挙ヲ原則トス、市ハ市会ノ外ニ市長ヲ設ケテ、市長ト町村長トハ其ノ選任方法ヲ異ニシ有給トシ兼職トシ差異ヲルニト、市ニハ市

会等公ヲ置クヲ得ルコト、町村会ニハ特別ノ議長ヲ置クス町村長オソノ議長トナルコト等ハ主ナル差異ナリ、  
 町ト村トハ其名称ヲ異ニスルノミ、全ク其制度ヲ分ラレ、法律上何等ノ差異ナシ、然テ村ヲ改メテ町トナスハ名称ノ変更トム一ノ手續ニ依レ(町制五條)  
 及之町村ヲ改メテ市トナスハ法律上新ニ市ヲ設置スレマノト看做シ(町村ノ設置分合ノ例ニヨルヘヤモノトナセリ(市制第三條))  
 (二) 市町村ノ區域  
 市町村ノ區域ハ旧時ヨリ傳ハレレ區域ヲ踏襲シ決定ノ手續ヲ以テ特ニ之ヲ変更スル場合ノ外新開及ノ施行ノタメニ改スルニトナレ、ソノ後果ノ區域ヲ変更セントスル場合ハ法律ノ定ハル手續ヲ經ルニトテ原ス、  
 全国ノ然ラノ區域ハ市制、町制ヲ施行セザレ地方及ヒ海洋ヲ除ク外ハ何レカノ市スハ町村ノ區域ニ属スルヲ原則トス、海城カ市町村ノ區域ニ属スレヤ否々疑アルニ實際ニ、行政上ノ取扱ニ於テハ海城ヲ全クサレモノトシ、海面ノ埋立ニヨリ新タニ陸地ヲ生セル場合ハ所屬未定地トシ

ニ六〇  
ナニテ市町村ノ区域ニ編入スルニハ境段及民ノ手続ヲ要スルモノトナセ  
リ

三、市町村ノ住民、

市町村ニ住所ヲ有スルヲ以テソノ市町村住民トス（市制八条）  
住所トハ氏次上ノ住所トモテシテ生活ノ本拠ヲ意味スルモノナリ  
ニ住所ヲ有スルニハ住民ニテラス、住民タル資格ハ日本人  
ト外國人トヲ尙ハス又年齡、男女ノ性、行為能力ノ有無等ニ拘ハラズ或  
ハモ不其主タル住所ノ所在地タル市町村ノ住民ナリ、住民タル資格ハ如  
此住所ヲ有スルノ事實ニヨリテ定マリ而シテ住所ハ法律ノ制限アル場合  
ノ外人ノ自由ニシテ定ムルヲ得ヘキヲ以テ市町村ノ人トシテ對シテモソ  
ノ住民トナルコトヲ得ムニトテ得ス、又ソノ住民トナルニトテ對シテ加  
入金ヲ徴スルカ如キ条件ヲ附スルヲ得ス、  
市町村住民中特別ノ事情アル場合ヲ除キ通常ノ事情ノ下ニ於テハ市町村  
ノ公債ニ參與スル水利義務ヲ有スル者ヲ市町村公民トシテ公民タル資格  
ヲ公民取トイフ、公民取ハ其ノ性質ニ於テハ唯其公又ハ資格ニ止マリ水

利義務ノ原因トナルモズレ自身取利ニアラス、  
公民タルニハ

四、帝國臣民

- (一)、年令二十五年以上
- (二)、男子（法人ハ含マズ）
- (三)、二年以來ソノ市町村ノ住民トナリ
- (四)、二年以來ソノ市町村ノ負擔ヲ分担シ
- (五)、二年以來ソノ市町村内ニ於テ地租若クハ年額ニ四以上ノ直接間接ヲ納  
ムルモノニテア
- (六)、決定ノ際其原因ナキ者タルヲ要ス（市制第九條、町村制第七條）  
之等ノ要件ヲ具ヘサル者ト長ニ市長、有給ノ市會員、市取役、有給村長  
有給町村助役ノ職ニアル者ハ其ノ職務ニ基キ当然ソノ市町村ノ公民トセズ  
ル、（市制七六條、町村制六三條）公民取ハ一定ノ原因ニヨリ停止セラレ  
ルコトアリ、公民取ノ停止ハ或ハ法律上当然ニ生スルコトアリ（市制一）

茶、町村制九条ノ或ハ特別ノ行政形態ニ依リ行ハル、ニトアリハ市制一〇  
茶、町村制八条ノ

公民タル資格ヨリ生スル法律上ノ效果ハ市町村ノ選挙ニ參與スル権利、  
市町村ノ名譽職ニ選挙セラルルハ資格及ヒ在る限ニ出立セシ場合ニ於テ之  
ヲ担任スルハ中義務之也、然レモ凡テノ公民カ皆ニノ権利義務ヲ有スルニ  
ラス、公民義務停止中ノ者及ヒ親被保人等ニ對シテ係セザレシ  
限人ハ此ノ権利義務ヲ有セス、又特殊ノ職務職宗ニアル者ニシテ公民ニシ  
テ被選挙權ヲ有セザルモノアリ、一方ハ公民ニシテハ公衆ニシテ特ニ選  
挙權ヲ有ヘラレ、若カリ公民タル資格ハ公衆ニ參與スルハキ権利義務ノ通  
常ノ原因タルノミ、

四、市町村ノ組織

市町村ノ議決機關ハ市ニマリテハ市会及ヒ市会事務会ノ二トス、町村ニ  
テハ市町村会トス、ソノ選挙權ハ市町村長ヲ最高機關トシ議決其他  
ノ政見之ニ關ス、  
市、市町村会

市町村会ハ市町村住民ノ代表機關トシテ其選挙ハ原則トシテ市制等級  
選挙ノ方法ニヨリヤニアリテハ之級、町村ニアリテハ之級ニ別ス、  
但シ特別ノ事情アル町村ニ於テハ特別ノ以テ特別ヲ設クルコトヲ得、  
市級選挙ハ納税額ノ多少ニヨリ選挙人ノ半数ヲ余テ以テソノ権利ノ注  
意ヲ付メレテノニシテ其選任權ト被制トテ半数セシメ細民ノ多数ニ制  
セラレ、ラカントスル趣旨ニ共ク、唯之ヲ以テ絶対ノ原則トナスハ  
或ハ町村ニ於テハ事情ニ適セサルモノアルハナラシテ特別ヲ設クルニ  
トテ許セルナリ、特別事情アル町村ニ於テハ町村会ヲ置カス、町村会  
会ヲ以テ之ニ代表ニレコトヲ許ス、町村会ハ選挙權ヲ有スル公民全  
ヲ以テ組織スルモノニシテ之ヲ置クコトハ府県知事ノ許可ヲ得テ府長  
ニテ決ス、町村会一人町村会ニテスル規定ヲ準用ス、

市町村会ノ組織及行政ノ凡ソ及ノ如シ、

市、議決ヲナスノ本、市町村会ハ市町村ニテスル選挙及ヒ法律勅令ニ  
依リテノ被選ニ屬スル事件ヲ議決ス、市町村ニテスル事件ハ原則ト  
シテ凡テ其ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス、法律ハソノ議決スルハキ事件ノ

税目ヲ列記スト直ニ之レ唯ソノ重要ナルモノヲ例示ハルニ止マリ市町村会ノ权限ハ之レノミニ限レテニアラス、(市四ニ)法律勅令ニヨリソノ权限ニ属スル事件ハ或ハ市町村ニ干スルモノアリ、或ハ國家又ハ他ノ団体ノ事務ニ干スルモノアリ、後者ハ例ハハ警察裁判課ノ細目ノ中ニ(市一〇九)凡テ之等事件ニ付市町村会自ラ議決ヲ行スルヤ否ヤハ疑アレバ從來ノ行政例法例ハソノ不審ハ原則トシテ市町村長ニ專屬シ市町村会ハ自ラ不審シ得サルモノトセリ、

(四) 市町村長ノ職權

憲法八七條、選挙又ハ出選ノ效力、市町村会ニ於ケル投票ノ效力并ノ興廢、市町村会議員ノ被選挙権ノ有無并法律ノ指定セル事件ニ就テハ市町村会之ヲ決定ス、決定ハ議決ノ一種ニ外ナラサルニ準ヒアレコトヲ前提トシ、ソノ中ヲ裁判スルモノナルヲ以テ法律ハ特ニ之レヲ決定ト云ヒ以テ議決ト區別セリ、

(五) 選挙ノナスノ故

市町村会ハ法律勅令ニヨリソノ权限ニ属スル選挙ヲ行フ、市長候補

者市長、市名譽職者市公費、市公費、委員、市公費長等ソノ選挙又ハオトコロニ依ル

(六) 市町村行政ヲ監督スルノ故

市町村会ハ議決權ヲタルト共ニ監督權ヲタル役目ヲ有シ市町村ノ事務ニ干スル書状及新築費ノ調査ニ市町村ノ報告ヲ請求シテ事務ノ進捗及ノ報告及ヒ以テ之ヲ監督スルノ故ヲ有ス、其他市町村ニ因スル事件ニ付キ意見書ヲ市町村長ニ提出スレトテ得、

(七) 意見書ヲ提出スルノ故

市町村会ハ一報一人外ニ對シテ討論スル權ナシト雖モ唯市ノ公益ニ干スル意見ニ付テ市町村会ノ名ヲ以テ意見書ヲ監督官ニ提出シ及ヒ行政ノ諮詢ニ答レテ意見ヲ答申スルノ故ヲ有ス、後ノ場合ニハ其ノ中ハ権利ナルト会時ニ提案ナリ、行政ノ諮詢ハ或ハ任意ノ諮詢ナル場合下リ、或ハ法律ニ市町村会ノ意見ヲ應クテ要スレトアリ、

市町村会ノ議長ハ市町村会ニ對シテハ市町村長責任ニ對シテ市公費ニ對シ

アハ議員中ヨリ之ヲ選奉ス、市町村会ハ市町有長之ヲ招集シ及之ヲ  
開開ス、其開會ニ付テハ別條ノ定メナク必要ニ依リテ之ヲ招集スル  
ナリ、議員五分ノ一以上ノ請合ヲル時ハ市町村長入之ヲ招集スルニ  
トワラス、

市参事会

市参事会ハ市ニ特別ナル議決権ヲ有シテ所定ニ人ニ之ニ相當スル人ヲ選  
ナレ、並シ市ニアリテハ其ノ事務ヲ一多助ナルヲ以テ市会ノ事務ヲ監  
視セシメシメテ之ヲ行フナリ、市参事会ハ市長、副市長、市参事会委員  
ヲ以テ組織ス、此外市参事会委員ニ於テハ市会ノ委任事務ニ付スル  
理事ニ限リ市参事会委員トシテノ職務ヲ行フ名義職参事会委員ハ  
市会ニ付テシテ選任中ヨリ之ヲ選奉ス、ソノ人数ハ大人ヲ算列トシ東京  
市会、大阪ノ二市ニ於テハ各例ヲ以テ十ニ人マテ増減セシ得、其議長ハ  
市長ニ由リ必事ニ依リテ市長之ヲ推選ス、但シ市長職参事会委員及  
ノ半数以上ノ請合ヲ得トシテ之ヲ招集スルニトテ要ス、(市制六四一  
ノ八)市参事会ハ同制ニ依テ市会ノ選挙権ヲトセラレシメ合議体ヲ以

(B)

テ所定ヲ行ハシムルハ市会ニ直セサルノ故ヲ以テ改正法ハ之ヲ改メテ  
從議タル議決権ヲ付シテ、ソノ投票次ノ如シ(市制六七)

一、市会ニ属スル投票權ニシテ市会ヨリ委任セラレシモノヲ議決スレ  
ト市会ハ其ノ制限ニ属スル一都ラ市参事会ニ委任スルニトテ得、(一  
市制四三)以テ市会ノ事務ヲ委任スルニトテ得セシムルナリ、市会  
ノ委任セル事務ニ就テハ市参事会ノ議決ハ市会ノ意見トシテノ效力ヲ  
有ス、

(四)、市会成立セシムル期ヲ開ク能ハス議決ハ市参事会ヲ議決セシメハ既  
時召集ヲ要スル場合ニ於テ市会ニ代リテ議決スルニトテ(市制九一、  
一項)

市会成立セシムル場合又ハ其無カ者ニ定テラテ有タスレバ同会ヲ許セ  
ル場合ニ於テ法本公署者三人ニ滿タサレタメニ召集ヲ開ク能ハサル  
時、又ハ議決スルハ市参事会ヲ議決セサルトイフハ市会ヲ召集スルハ市  
会ハ市長ハ市会ノ制限ニ属スル投票權ヲ市参事会ノ議決スルハ決定  
得スルニトテ得、此場合ニ於テハ市参事会ノ議決スルハ決定ハ市会ノ

議決スハ決定トム一效カラ有、但レコノ地位ノ議決スハ決定ニ於テ

ハ市長、市参事、市助役ハ之ニ参事スレニトヲ得ス

ハ市長ヨリ市会ニ提出スレ議案ニ市長ニ對シ意見ヲ述フルト市長

ハ議案ヲ市会ニ提出スル前ニ之レヲ市参事會ノ審查ニ對シ其意見ヲ

發表ス得レ、市会ニ提出スルコトヲ要ス、(市制八八)

ハ、市會ノ決定ヲナス

給料及金庫ニ付スレ課税、市税、使用料、火税、親面等ノ課税一円

ハ課税、新産又ハ管運物ノ使用水ニ付スレ課税ハ市参事會ニ付テ

定ムル事ヲ有ス、(市制一〇七、一三〇)此等ノ課税ノ決定ハ町

ニ有リテハ町村會ニ付テ決定スト云マ市ニ付リテハ有ニ之ヲ市参事會

ノ取扱トセリ、

ハ、落札不付提出スレコト

市参事會ハ市ノ公益ニ付スレ事件ニ有キ意見存テ監督官方又ハ市長

ニ提出スル事ヲ有シ及ヒ行政方ノ諮詢ニ付シ意見ヲ答申スルヲ要ス

ルコト市会ニ付シ(市制第七一條)

(C) 市町村長

ハ、其他法令ニ依リ市参事會ノ取扱ニ及ムル事件ヲ議決スルコト(市制

第一二八條)(第一三三條ニ別記サレルモノ主ナル事項ナリ)

市参事會ハ市町村行政ヲ担任スル事ナリ、市長ハ有給職員トス、

参事大臣ノ令ニヨリ市会ニ於テ候補者三人ヲ推薦シ其内ヨリ兩方ヲ選

任ス、(市制三三)町村長ハ志願職員ヲ次列トシ町村會ニ於テ町村公民

中ヨリ之ヲ選任シ亦候補ノ認可ヲ受クルヲ要ス、候補ニヨリ、町村

會ニ依リ町村長ヲ有給トシ得、此ノ場合ニ於テハ公民タルコトヲ要セ

ズ、但レ其ノ就職ニヨリ當然町村公民トナル(町制六一—六四)市

町村長ノ任期ハ其ニ四年ナリ、任期中ニ退職スル場合ハ市長ハ大参大臣

ノ認可ヲ受クルヲ要シ、有給町村長ハ三月以前ニ辞職スルコトヲ得

一テモ辞職スルコトヲ得、有給町村長ハ正當ノ理由ナクテ任期中辞

職スルヲ得スト長モ若シ其ノ派系ニ及レ辭職セルトキハ辞職ノ申出ニヨリ

当然ソノ職ヲ失フハク而シテ之ニ對シテハ町村會ニ於テ補選ヲ議スルコ

トヲ得、





ルモノナリ、主事ノ事務ハ市町村ニ委任セラル、コトアラスレテ事務ヲ市  
町村長ニ委任セラル、且ノナルヲ以テ市町村長ハ市町村有会ノ議決ニヨ  
ラスンテ之ヲ執行シ共ノ職務ノ執行ニ就イテハ公事項ノ性質ニ依ヒ主  
務官有ノ指揮監督ヲ受ク、

(山)、市町村又ハ其他ノ公法人ノ事務ニ就テモ法律ハ或ハ之ヲ市町村長ニ委  
任シルモノアリ、府県令及郡公議員ノ議決ニテスル市町村長知事又ハ  
郡長ヨリ委任セラレタル事務、本報組合ノ監督者トナル場合ニ於テソ  
ノ場合ノ事務非ソノ例ナリ、

④、其他ノ機関

以上ノ外ニ市町村ニハ内政ノ各課ノ機関アリ、  
(イ)、市町村助役ハ市町村長ノ事務ヲ補助シ、市町村長長俸アルトトハ此  
ヲ代理ス、場合ニヨリ委任ヲ受テ市町村長ノ職務ノ一助トシテ之ヲ  
市助役ハ有給トシ市町村長ハ有給ヲ受テ市助役トシテ之ヲ有給トナシ  
得、任期ハ四年ナリ、市町村長ハ推薦ニヨリ市町村長ニ任ズ、但シ  
府県知事ノ認可ヲ要ス、

(ロ)、市参事ハ特別ノ場合市条例ニヨリ設クルモノニシテ名譽職又ハ有給  
トシテ市長ノ指揮監督ノ下ニ市ノ経営ニ務ムル特別ナル事業ヲ担任ス  
ル場合ニ於テ選舉シ内政大臣ノ認可ヲ要ス、

(ハ)、収入税及副収入税ハ市町村ノ公債積下タリ、市町村ノ会計事務ニ就  
テハ其ノ収入支金ヲ余スル概テト現金ヲ支給スル概テトハ相余額セラ  
レ市町村長ハ収支ノ支金ヲ余スルノ概テト現金ヲ受取ル及之ヲ  
支弁スルハ専ラ収支ノ職務ニ属ス、

(ニ)、市長ハ市町村ヲ区ニ分ツ場合ニテ之ヲ選クモノニシテ東京、京都、大  
阪、名古屋ハ有給トシ其他ハ名譽職トス、有給ノ市長ハ市長之ヲ任ズ  
ル、一面ニハ市長ハノ概テトシテ区區ニ於テ之ノ事務及市ノ事務ヲ  
掌ルト共ニ一面ニハ區長ノ概テトシテ法令ニヨリ委任セラレタル區ノ  
事務ヲ担任ス、名譽職市長ハ市町村有会ニ於テ選舉ス、市町村長ノ補助  
概テトシテ区區ニ分ツ市町村長ノ事務ヲ補助ス、

(ホ)、区収入税、入居税、京都、大阪、名古屋ノ四市一ノミ堅カシモノニ  
シテ区ニ於テ之ヲ徴収スル等シ

八、區費 八區時又ハ市被トシ名譽職ナリ、市町村会ニ於テ之ヲ選舉ス  
區會ハ或ハ法令ニヨリ必ス之ヲ選クヲ要スルモノアリハ例ハ停務職實  
停務職市務委員ノ如キニ或ハ市町村会ノ議決ニヨリ之ヲ選クモノアリ  
市町村長ノ指揮監督ヲ及ケ附屬又ハ他處物ヲ管理ス、其ノ他委任ヲ及  
ケテ市町村ノ事務ヲ調査シ又ハ之ヲ代理ス

五、市町村ノ吏員

市町村

市町村吏員ハ名譽職或ハ吏員トシ余タル、名譽職吏員ハ市ニアリテハ市務委員  
區長、區長代理者及委員トス、町村ニアリテハ町村助役、區長、區長代理  
者及委員トス、但シ市務委員、町村長、町村助役ハ條例ヲ以テ有給吏員トナ  
スニトシ得、有給吏員ハ此ノ外市長、市助役、市町村收入役、副收入役、  
四大都市ノ區長副收入役ヲモテトス、ソノ他内本市町村ノ次職ニヨ  
リ必ズ有給吏員ヲ選クニトシ得、名譽職吏員タル者ハ中モノハ市町村公民  
一ニテ且ツ區長ト有スル者ニ限ル、然ラソノ在職中公民権ヲ失ヒ又ハ停  
止セラレ又ハ陸海軍ノ現役ニ取ラシテハ職時手帳一當リモ給付サル、トナハ

出然其職ヲ失フ、名譽職吏員ハ俸給ヲ受ケヌトモ市町村會ノ決議ニヨリ  
面勞ニ相當ナル報酬ヲ受クルニトシ得、又其ノ職務ニ要スル費用ニ有テテ  
ハ其ノ半償ヲ受クルノ権利ヲ有ス、有給吏員ハ給料ヲ受クル権利ヲ有ス、  
又市町村会員ノ如クハ所ニヨリ退職料(恩給ニ當ル)退職給與金、死亡給  
與金、遺族扶助料等ヲ受クル権利ヲ有スルトモ、一才ニハ許可ヲ受クル  
一併スル化ノ報酬ヲ受クル義務ニ従テ得サレ義務アリ名譽職吏員タルト  
有給吏員タルトナラハス是等凡テノ給與ニテシテハ行政訴訟ヲナスノ権利  
ヲ喪メラル、

市町村吏員ノ服務規則ハ内務省令ヲ以テ定ムラレタリハ四四年内務省令  
又号一ノ服務ノ職務ハ略シ不詳ノ義務ニ由テ、又之ニ付スル懲戒ハ並  
官庁ト市町村長トニ同シ、此等官庁ノ行政懲戒ハ同法に於テニ依リ作  
一ニテソノ外ハ懲戒、ニ由リ以下ノ解任及解散トス、市町村長ノ行政  
懲戒ハ市町村ノ任用ニ由リテノ任期ニ依リテ作用ニシテ其任期ハ一  
年以下ハ町村ハ五年以下ノ解任トス

市町村吏員才其官制一有スル此令其他ノ規定ヲ亡失シ其他職務上ノ義務

ニ遺及ハルニヨリ市町村ニ財産上ノ損害ヲ起シタル場合ハ勅令ノ規定ハレ  
所ニヨリ市町村ニ對シ賠償ノ責ニ任シ、(四)勅令一四三号)

天良ノ賠償責任ハ市町村全ノ議決ニヨリ之ヲ定ム、之ニ對シテハ高級及  
行政訴訟ヲ提起スレトヲ許ス、

六、市町村ノ事務  
市町村ノ事務ニ屬スル事務ノ範圍ハ國有事務ト委任事務トニ分タル、四  
有事務ノ範圍ハ之ヲ市町村ノ公共事務ナリ(市制ニ、町村制ニ)市町村ノ  
公共事務トハ直接ニ市町村自負ノ利益ニ干スル事務及市町村住民ノ公共ノ  
利益ニ干スル事務ヲ包含ス、大別シテニ種トナスコトヲ得

(一) 人出休自存ノタメニスル事務ニシテ  
(二) 八住氏ノ公益ノタメニスル事務ナリ、自存ノタメニスル事務ハ更ニ  
之ニ分テ得、一ハ其ノ種類ニ干スル事務ニシテ他ハソノ行政ニ干スル事務  
ナリ

七、市町村ノ構成ニ干スル事務  
市町村カソノ構成及變更ハ勅令ニ干レテ起見ヲ違ハズ法律ノ範圍内ニテ

其ノ概テノ組織ニ干スル特例ヲ及メ法律又ハ條例ノ規定ニヨリ其ノ概テ  
ヲ送テ又ハ當送ノ效力ヲ喪失シ、補助員ヲ任命スル等何レモ此種ニ  
屬スル作用ナリ

八、市町村ノ財政ニ干スル事務  
小、市町村ノ財政ニ干スル事務ト普通財産トノ區別アリ、基本財産ハ元  
本ヲ消費セズシテ其実益ヲ以テ市町村ノ財源トナスモノヲ云フ、市町  
村ハ基本財産ヲ使リニテ維持スル義務アリ、凡テ收益ノタメニスル中  
町村ノ財源ハ之ヲ基本財産トシテ維持スレトヲ要ス、基本財産ニ人  
一般ノ財源ニ充ツルモノニシテモノト特定ノ目的ノタメニスルモノト  
ノ別アリ、一般財源ナルヲ原則トスルモ特定ノ目的ノタメニ特別ノ基本  
財産ヲ設クルコトヲ許セム、

基本財産ノ外ニ特定ノ目的ノタメニ金銭等ヲ積立ワルコトヲ得積立金  
庫ノ基本財産ト異レトコロハ其ノ実益ノミヲ財源トナスノ目的ニテ  
スレテ其ノ目的トスル費用ノ支弁ヲ要スルニ至レハ元本ヲ消費スレ  
日給ヲ以テ積立ワルコトニテアリ、凡テ基本財産ノ管理及變更ハ監督官

市ノ許可ヲ要ス、凡テ市町村有ノ財産ハ一般住民ノ公共ノ利益ノため  
 ニシテ監視シ其ノ公共ノ使用ニ其スルモノニ就テハ一般住民ヲアテ兼  
 ロク使用シ得ヘカラレハルヲ取則トス(市制八、二号)  
 唯旧來ノ慣行ニヨリ特ニ一部ノ住民ノミヨリ其ノ使用ノ権利ヲ有スルモ  
 ノニ就テハソノ旧慣ヲ保存シ之ヲ停止或更ヘルニハ監督官方ノ許可ヲ  
 要ス、(市制一〇、町制制九〇)例ヘハ入会公衆、入会茶場等ニ一部  
 蒸ノ住民ノミカ入会者ヲ有シ溜池等ニ付テ一部ノ住民ノミカ用水取ヲ  
 有スル者如シ、斯ニ其ノ使用ニ加入セントスルモノニハ市町村ハ其ノ  
 使用ヲ許可スルコトヲ得ヘク而シテ之ニ對シテハ入会者ノ徴收スルコ  
 トヲ得、市町村ハ其ノ目的ノ範圍内ニ於テハ一般住民ト等シク財産  
 上ノ水利能力ヲ有シ爾處以テテハ市町村ノ法律上ノ制限アルモノ、  
 外倉庫ノ取扱上ノ法律行為ヲナスニトテ得、文藝美術又ハ歴史上貴重  
 ナル物類ヲ処分スルハ之ニ大ナル制限ヲ加ヘ市町村債ヲ起シ得ル又ハ  
 補助ヲナシ不測ノ管理方法ヲ定メ又ハ其ノ処分ヲナスハ監督官方ノ  
 許可ヲ要ス

四、市町村ノ支出ニハ必要支出ト隨意決定トノ別アリ、前者ハ法律上市  
 町村ノ義務ニ要スル支出トシ後者ハ市町村ノ利益ノ決定ニヨリテナ  
 ス所ノ支出トシテ此ノ區別ハ市町村ノ監督ノ上ニ重要ノ点アリ、必  
 要支出ニ付テハ特ニ取則ヲ定メ、市町村ハ、必要支出ハ市町村自身ノ事  
 業ニ要スル費用ト決定ニヨリ特ニ市町村ニ負担ヲ命セラルベシ費用ト  
 フ包含ス、決定ニヨリ町村ノ負担ニ属スル費用ハ其ノ種類多シ、凡テ  
 團、府縣ノ他ノ公法人ノ事務ニテ市町村長官長官ニ委任セラレタ  
 ルモノニ付テハソノ事務ノ執行ニ用スル費用ハ法令ノ別段ノ規定アル  
 モ、市町村ノ負担ニ属スル種々、其他事務ノ委任ナキモノニ付テモ概ハ  
 特ニ市町村ニ其ノ負担ヲ命セラル、之ノ下リ、或ニ分業所ノ負担ヘ有  
 限制一〇、五ノ限額ノ分賦、新築及修繕ノ支費物品ノ賦課、消防隊ノ費  
 用、地方長官ノ旅行スル車馬費等ハ市町村ノ負担ニ属ス、  
 八、市町村ノ收入ニハ公法上ノ原因ニ基ク收入ト私法上ノ原因ニ基ク收  
 入トノ別アリ、私法上ノ收入ハ賦課收入、市業收入ヲ云フモノトス、  
 財産收入ハ例ヘハ貸地料、建物賃料、本利ノ收得ノ代金、公債

出債ノ利息、株式配当、債券利息等ノ類ニシテネトシテ基本財産ヨリ  
 申スルモノナレトモ公用ニ使セラル、財産ニ付テモ或ハ附随物ノ收入  
 フ申スルモノアリ、事業收入ハ例ヘハ邑宛事業至所事業ノ如キ市町村  
 ノ至臣又ル事業ヨリ生スル收入ニレテソノ法律、千代オク法ニ属セサル  
 テノヲ云フ、市町村オ管理事業ヲナシ得ルヤ否ヤニ付テハ例不ノ行政  
 判決例ハ市町村ハ全ク是利事業ヲナス能ガナレトナセリトモ市町村  
 ハ賦課税ニテシテハ一級私法上ノ私利能ガフ有スルモノナルヲ以テ私  
 則事業ニ付テモ其ノ能ガフモノト認ムルハルヲ正當トナスヘレ唯ソノ事  
 業ハ市町村ノ公共ノ利益ニ適合スルトヲ要シ然ラズ收入ノ見込確実ナ  
 ラズソノ賦課ノ基礎ヲ危クスル虞レアルモノ又ハ住民ノ營業ト見做シ  
 テ其ノ公共ノ利益ヲ害スルモノ、如キハソノ至臣ヲ許サ、レモノト認  
 ムハキノミ、

公法上ノ收入ニハ國家又ハ他ノ公法人ヨリ又は有セラル、モノト他ノ  
 所有民ヨリ徴收スルモノトノ別アリ、國家又ハ公法人ヨリ交付セラ  
 ル、モノハ例ヘハ口税、地租、河川口庫、水金、府県地租、河川口

府県支店金、水利組合、商議會議所等ノ至臣徴收ニ対スレ交付金、口  
 庫又ハ府県等ノ補助金等ノ類ナリ、人民ヨリ徴收スル公法上ノ收入ニ  
 ハ使用料、加入金、過料、退還金、公債金、市町村税、火災現品等ア  
 リ、使用料ハ官造物（公物）使用ノ対価トシテ徴收スル公法上ノ金銭  
 交付ナリ、水道使用料、墓地使用料、園地使用料、屠畜場使用料等ノ類ナリ、  
 使用料ハ其ノ性質ニ依テハ貸付料、貸付料ノ如キ公法上ノ名義ニシテ  
 ノト要ヲ又唯其使用ノ法律ニ依テハ公法上ノ適用ヲ受テ又、法律ニ于  
 スル事ニ依テ裁判所ノ管轄ニ属セザレトモ、於テ之ト要ル公債ノ使用  
 料如何ナル場合一民法ノ適用ヲ受テ如何ナル場合ニシテ適用ヲ受ケザ  
 ルモノノ区別判明ナラス、唯公債ノ性質ヲ看ハル法律ニ依テハソノ出  
 有ガ私人タルト公法人タルトヲ内ハス合一ノ法規ニヨリ支配セラル、  
 フ以テトハルヲ以テ物ノ使用ニテシテテ原則トシテ民法上ノ千代ナリ  
 ト認ムハクソノ公法ノ支配ニ属ハレハソノ使用ヲ自由意思ニヨル契約  
 ニ基カサルト又ハ民法上ノ適用ヲ受クルニトテ公法上ノ必要ト相成  
 レサル場合ニ限レハ民法上ノ使用料ハ契約ニヨルモノニシテ必ズスレ

又市町村条例ニヨルニトテ摩セサルニ及レ公法上ノ使用料ニ于レテハ  
 法律ハ市町村条例ヲ以テ之ヲ定ムルハハキモノトナセリ、(市制第一ニ尤  
 町制第九九)。  
 市町村ハ個人ノ利益ノタメニスル事務ニハ個人ノタメニ必要トナリ  
 ル事務ニ有テ其ノ費用ヲ充テスルモノソノ範圍トシテ征收スル公法上ノ  
 金支給付ナリ印鑑税財産税ノ証明手数料市町村条例ニヨリ監督手数料  
 ナリ手数料ニ付テモノノ公法ニ屬スルニ及レズハ使用料トシ  
 一標準ニヨレハク且ツ公法ニ屬スルモノニ付テハ直接ニ法律ニ規定サ  
 レシモノ、外条例ヲ以テ定ムルコトヲ要ス、  
 如入金ノ習慣上一部塔ノ住民ノミチ使用料ヲ有スル市町村設置ニヨキ  
 額ニ基テ使用ニ加入セントスル者ニ對シテ征收 總額金支給付ナリ、  
 遺贈金ハ側金トシテ征收スレモ一レテ遺贈人ニ利益ニ及ズ(市制一七  
 九)又ハ市町村税賦ノ率額引額ヲ概ミタルモノ(市制一七一)町制  
 一五八)ヨリ征收スルモノ一レテ遺贈金ハ氏員又ハ數員ニ對シテ總額  
 定金トシテ征收スルモノナリ、公債金ハ特權ヲ与ヘラレタル企業者ニ

於レテ國家ニシテ執行ヲ与フル条件トシテ其企業地タル市町村ニ納付ス  
 ハニトテ市制ニ於テモノラズ、市町村税ハ市町村ニ於テ征收スル租税  
 ニシテ大多數ノ市町村ニ於テハソノ要モ至ナル收入ナリ、唯市町村ハソノ  
 商業收入、使用料、手数料、通料、遺金等ノ他法令ニヨリ市町村ニ屬  
 スル收入ヲ以テソノ支拂ヲ充テスニ足ルハ市町村税ヲ課セズ、之ノ外  
 收入ヲ以テ尙不足ナル場合ニ限リ市町村税及ヒ支取物品ヲ課スルノ収  
 入ナリ、市町村税ニハ附加反特別税ノニ在リ、附加税ハ國税又ハ府  
 県税ニ一定ノ率ヲ以テ附加スルモノニシテ特別税ハ市町村限リ特別ニ課  
 目ヲ定メテ課税スルモノナリ、市町村税ハ直接國税及ヒ府県税ノ附加税  
 ヲ以テ本額トス、ソノ附加シ得ヘキ税率ニハ直接國税ニ付テハ最高限額  
 ノ定メアリ、口税ノ附加税タル府県税ニ對シテハ更ニ附加税ヲ課スレバ  
 得ズ、間接國税ノ附加税又ハ特別税ヲ課スルハ内務、大藏大臣ノ許可  
 ヲ受ケルヲ要ス、市町村税ノ別課税者ハ住民ノ本ニテ月以上市町村内  
 ニ滞在スル者及ヒ市町村内ニ土地物件ヲ有シ差ツハ企業者ナス者等ヲ包  
 含ス、市町村税ハ均一ノ税率ヲ以テ一級別納税義務ニ對シテ課スレバ

レヲ深淵トナスト民マ市町村ノ至巨スル申業ヲ特ニ市町村ノ一部又ハ特  
 火ノ敷人ヲ利スル位ニナルトオハソノ一部ノ細粒養務者又ハ内蔵者ニノ  
 ミソノ費用ヲ令担セシムルコトヲ特ヘク又ハソノ度クル所ノ利益ノ取集  
 一途シテ不均一ノ賦課ヲナスコトヲ特ヘテ、大規模田ハ等々物面ヲ生収  
 セルモノニシテ例ヘハ道路橋梁等ノ修築ヲナシ、防氷ノタメニ整備ヲナ  
 ス并成ハ特別ノ申業ノタメニ荷カヌハ物面ヲ必要トスル場合ニ於テ之レ  
 フ取扱セシムルモノナリ、大規模田ハ或ハ一般賦課ノ性質ヲ有シ一般賦  
 課養務者ヨリ均シク之レヲ生収スルコトナリ、或ハ特別賦課ノ性質ヲ有  
 シ一部ノ住民ニ於テ之レヲ課シ又ハ不均一ニ之レヲ課スルコトナ  
 リ、前ノ場合ニ於テハ市町村ノ申業トシテ之レヲ令賦課ニ換算シテ  
 課スルモノニシテソノ実質ニ於テハ租税ト異ナルコトナク唯地方ノ状況  
 ニヨリ金貨ヲ以テ生収スルヨリモ所及又ハ物面ヲ以テスル方カ人民ノ負  
 担ヲ軽減スル利益アル場合ニ於テ行ハレ、モノニシテ賦課者ハ金貨ヲ以  
 テ代納スルノ自由ヲ有シ大抵ニ於テハ代人ヲ生収スルコトヲ特ヘク全  
 ク租税ト異ナル所ハ団体ノ費用ニ充テラレカタメニスレバアラスレバ或ル

(C)

市町村ノ申業ノタメニスルコトニ下リ、彼ノ場合ニ於テハ或ハ特ニ利益ノ  
 受テルニ於テ之レヲノミシレバ課スルコトヲ特ヘク或ハ利益ノ取集ニ於テ  
 不均一ノ賦課ヲナシ、或ハ日前前懸起ノ必要アル場合ニ於テ之レヲ課スル  
 モノニシテソノ取集ノ場合ハ特ニ之レヲ課スル必要アルコトヲ特ヘク全  
 ク以テ代納シ又ハ代人ヲ生収スルコトヲ特ヘク  
 仕民ノ公費ノ利益ノタメニスル申業  
 之レ市町村申業ノ最モ重要ナルモノニシテ市町村存立ノ目的ハホトシテ  
 ニレニ存ス、市町村ハコノ目的ノ為ニ法令ノ範圍内ニ於テ公衆ノ申業ヲ  
 企画シ設備ヲナシ、ソノ企画スル申業中ニ必要申業ナルモノアリ、或  
 ハ隨意申業ナルモノアリ、必要申業ナルモノ固有申業ハ市町村力次第上之レ  
 ヲ実行スヘキ義務ヲ負ヘルモノニシテ任意申業ト區別シテ後モ、市  
 町村ノ地方ノ衛生、内蔵等ニシテ市町村本来ノ目的上特別ノ法令ノ  
 規定アルヲ依テ之レヲ当然之レヲナスノ权限アリト認ムヘキモノハ任  
 意ニヨリ特ニソノ義務ヲ令セサルトスルモ内蔵等任事務ニアラスシテ  
 固有申業ナリ、コノ種ニ屬スルモノ、内蔵ハ直接ニ法令ニヨリソノ義務



ヲ罰フモノナリ、傳染病予防、痲痘流行等發市田ノ汚穢掃除ノ義務ノ如シ、或ハ法令ニ基キ監督官ヲニ任ズルノ義務ヲ令シ得ヘキモノアリ、例ヘハ屠場ノ殺生、水道ノ築設、市ニ於ケル下水道ノ築造ノ如シ、之等ノ外凡テ住民ノ公益ノタメニシテ市所管自身ノ費用ヲ以テ之ヲ行フ得ヘク且ソ特ニ口張スハ他ノ公法人ノ取扱ニ留保セラレサレモノハ法令ニ別段ノ制限ナク限リ市町村ノ任意ニ之ヲ委任シ得ヘシ、但シ法令ニヨリ至急官ヲノ許可ヲ必得トスルモノハソノ許可ヲ受クヘクソノ他凡テ法令ノ制限ニ服スルヲ要スルハ勿論ナリ、屠場、水道、下水道、公園地、墓地、火葬場、家畜市場、農場、拓産陳列館、燈塔又ハ瓦葺ノ供給ノ要ルモノ并隨亦市務ニ屬ス

(イ) 市町村ノ委任事務

委任事務ハ市町村ニ委任セラレ、事務ニシテ市町村長ニ委任セラレタルモノト異リ、ソノ委任アリタル上ハ固有事務ト等シク自己ノ事務トシテ之レヲ知照スルモノナリ、或ハ必要事務タリ、例ヘハ高等小學校ノ設立、市町村道ノ管理、出版物ノ輸送、口政府県ノ望鏡ノ如シ、

或ハ任意事務タルモノアリ、例ヘハ高等小學校、中學校、高等女子學校等ノ如シ、

七、市町村ノ条例及規則

市町村ハ其ノ固有事務、委任事務ノ兩者ニ至リ國法ニ抵牾セザル範圍ニ於テソノ所屬人民ヲ拘束スヘキ法規ヲ定ムルノ権利ヲ有ス、之レヲ市町村ノ自治權 (autonomy) 又ハ自治權トシテ、ソノ制定及修改權ニハ内務大臣ハ財政ニ關スルモノハ内務、大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケルヲ要ス、(一) 部分ハ一ノ許可ヲ知事ニ委任ス、大臣元年勅令第一八号) 且ツ一政ノ公認一ヨリテ之ヲ容スルヲ要ス、市町村全例ヲ以テ定メ得ヘキ事項ヘ市町村ノ裁斷一ヲスレモノニ限ル、法律ニハスク住民ノ利益、義務ニ關シテハ悉ク之ヲ得トスヘキト欲モヘキ制一ニ、及市町村一ニ、父アノ事務ニ關シテハクソノ裁斷ヲ關限シ義務ヲ令シ得ルニテアラスシテ市町村ノ裁斷一層スル範圍ニ於テノモノノ裁斷義務ヲ定メ得ルニ止レル、殊



①、財政支制ノ取ヲ有ス  
 財政支制トハ収入ノ確保スル事ヲメ我側ガヲ用フルヲ云フ、所得課税ト  
 課税執行トノ二種アリ、  
 所得課税ハ予メ余金ヲナスレテ益ニ課税ガヲ用フルヲ云フ、市町村ハ  
 市町村税ノ賦課ニ関シ必キアルトキハ或自ラテ課税スハ官署所ノ商税  
 又ハ前掲物件ノ検査ヲナシタル取ヲ有ス、(市制一〇七、町制一〇七)  
 課税執行トハ予メ余金ヲナシテノ余金ニ依リタル場合ニ於テ之レヲ賦  
 付スルガタメニ課税ガヲ用フルヲ云フ、市町村ハソノ公法上ノ收  
 入ニヨリ不納者ニ対シ口税等賦課金ノ例ニヨリ之レヲ徴スルノ取ヲ有  
 ス、(市制一〇八、町制一〇八)

②、恣意買収ノ取  
 市町村ハ非常災害ノタメ必キアル場合ニ他人ノ土地物件ヲ使用シ又ハ  
 他面ヲ使用スルノ取ヲ得、又市町村田ノ居住者ニ余シテ危險ノ防禦ニ  
 必要セシムルノ取ヲ得、(市制一〇六、町制一〇六)コノ種ノ買収ハ、大抵現  
 在ノ賦課ト異リ、法律上ノ利益ヲ目的トスルニテアラス、果一日前急迫ノ

③、需用ヲ充メタメニ取  
 市民スハ他種課税亦存ニ限ラズ、ソノ物件ノ使用又ハ費用ニ就テハ凡ソ  
 必要ノ取ヲ得、(市制一〇五、町制一〇五)  
 市町村ノ課税得ヘキ費用ハ、(一)公共ニ對スル修費、(二)公費ヲ担ヒセル公民  
 ニ對スル修費及ヒ費用、(三)手数料、(四)特別修費ニ對シテハ修費又ハ修繕物ノ費用ニ  
 對シテ修費及ヒ費用ニ對シテ課税スルニヨリ、(五)道料ノニ修ナリ、

④、市町村監督

市町村ハソノ行政ノ全部ニテ口保ノ監督ニ依リ、ソノ監督官ナラハ市  
 町村長ニシテハ第一ニ市長、第二ニ市長、第三ニ市長、第四ニ市長、第五ニ市長、  
 第六ニ市長、第七ニ市長、第八ニ市長、第九ニ市長、第十ニ市長、第十一ニ市長、  
 第十二ニ市長、第十三ニ市長、第十四ニ市長、第十五ニ市長、第十六ニ市長、  
 第十七ニ市長、第十八ニ市長、第十九ニ市長、第二十ニ市長、第二十一ニ市長、  
 第二十二ニ市長、第二十三ニ市長、第二十四ニ市長、第二十五ニ市長、  
 第二十六ニ市長、第二十七ニ市長、第二十八ニ市長、第二十九ニ市長、  
 第三十ニ市長、第三十一ニ市長、第三十二ニ市長、第三十三ニ市長、  
 第三十四ニ市長、第三十五ニ市長、第三十六ニ市長、第三十七ニ市長、  
 第三十八ニ市長、第三十九ニ市長、第四十ニ市長、第四十一ニ市長、  
 第四十二ニ市長、第四十三ニ市長、第四十四ニ市長、第四十五ニ市長、  
 第四十六ニ市長、第四十七ニ市長、第四十八ニ市長、第四十九ニ市長、  
 第五十ニ市長、第五十一ニ市長、第五十二ニ市長、第五十三ニ市長、  
 第五十四ニ市長、第五十五ニ市長、第五十六ニ市長、第五十七ニ市長、  
 第五十八ニ市長、第五十九ニ市長、第六十ニ市長、第六十一ニ市長、  
 第六十二ニ市長、第六十三ニ市長、第六十四ニ市長、第六十五ニ市長、  
 第六十六ニ市長、第六十七ニ市長、第六十八ニ市長、第六十九ニ市長、  
 第七十ニ市長、第七十一ニ市長、第七十二ニ市長、第七十三ニ市長、  
 第七十四ニ市長、第七十五ニ市長、第七十六ニ市長、第七十七ニ市長、  
 第七十八ニ市長、第七十九ニ市長、第八十ニ市長、第八十一ニ市長、  
 第八十二ニ市長、第八十三ニ市長、第八十四ニ市長、第八十五ニ市長、  
 第八十六ニ市長、第八十七ニ市長、第八十八ニ市長、第八十九ニ市長、  
 第九十ニ市長、第九十一ニ市長、第九十二ニ市長、第九十三ニ市長、  
 第九十四ニ市長、第九十五ニ市長、第九十六ニ市長、第九十七ニ市長、  
 第九十八ニ市長、第九十九ニ市長、第一百ニ市長、

ソノ監督者ヲ行フニトアリ、市町村ニ對スル監督者ノ範圍ハ法律ノ規定

レテヨリ、ソノ作用凡ソ左ノ如シ、  
1. 監督ノ權(市一六八、町村一四八)

2. 命令權

監督官ハ市町村ニ對シテ權利限ノ命令權ヲ有スレテノニテラス、唯

市町村ノ事務ニ對シテ是等ノ法律ニヨリ既ニ定メラルル場合ニ於テソノ職務

ノ執行ヲ指示シテソノ履行ヲ命令スルニトハ監督官ノ當然ノ職務ナラズ、

ナラサルハカラス、法律ニ監督官ヲ監督上ニ必スナル命令ヲ發スルハ

所ナラズ得トスヘルハ蓋シテノ意ニ解スヘキモノナリ、(市一六八

町村一四八)

3. 取消權

市町村ノ行為ニ法律ニ違反スル、或ハ其ノ趣旨ニ背スル場合ニ於テハ、

之レヲ取消スル權ナカルハカラス、法律ニ違反スル行為ニ對シテハ、

三項、町村七四、三項)又之ノ行為ニ對シテ是等ノ法律ニ違反スル

場合ニ於テハ法律ニ對シテ代議者ノ權ヲ行使スル場合ノ外之レヲ取消

スル

二、代議者及ヒ代執行

代議者トハ法律ニ規定ノ期限ニ當リテ選出スル代議者ニテ、

之レヨリ又ハソノ議決ノ議決スルハ不為ナルニ依リ監督官ナカソノ議決ニ

代議者トシテ決定ナラシムルニテ、市町村ノ意思タル故カテ有セシムレバ

又ハ市一六八、九一、町村七四、七五)代議者ノ一ノ場合ト認スヘキ

モノハ、選出ノ後ノ如ナリ

實例ヲ見テハ市町村會ノ議決セル予算ニ對シテ法律ニ必要ナル費用ヲ

計上セサレ場合ニ於テ監督官ナカ自ラソノ費用ヲ予算ニ載セズルノ故ヲ

以テ(市一六一、町村一四八)選出ノ後ハ唯必要ノ費用ヲ計上セザルハ

ハキニス、監督官ニ對シテハ、法律ノ三ニ因リ選入ニ及ハス、

代執行ハ理事機關ノ權限ニ屬スル事件ニ對シテ監督官ナカ自ラ之レヲ

執行シ、

又ハ官吏、吏員ヲシテ之レヲ執行セシムルヲ云フ、ソノ場合

ニアリ、  
一ハ何カノ行為ニ對シテ行ハレ、モノニ對シテ市町村長ソノ他ノ官吏ソ

ノ執行スヘキ事件ヲ執行セザルトハ、監督官ナハ何ラシレテ執行シ得  
ルレソノ費用ハ市町村ノ負担トスヘキ一六三、町村(一四三)  
ニハ職掌ノ全部ニテ代理執行スル場合ニシテ市町村長、副長、収入  
役ニ故障アルトキハ監督官ナハ臨時代理者ニ委任シ又ハ官使ヲ派遣シテ  
ソノ職務ヲ擔當セシムルコトヲ得(市制一六四、町村制一四四)

(六) 解散及懲戒  
内務大臣ハ市町村会ノ解散ヲ命スルノ权ヲ有ス(市一六二、町村一四  
二) 監督官ナハ又市町村吏員ニ對シ懲戒权ヲ有ス、(市一七〇、町  
村一五〇)

四、認可  
市町村ノ行爲ノ重要ナルモノニテハ監督官ノ認可ヲ留保レソ  
ノ認可ヲ得ルニテアラスニハ效力ヲ生スルヲ得サレシム、(市一六五、一  
六六、町村一四五、一四六) 市町村制ハ許可ト認可トヲ区別シテ理  
スルモノナリ、認可ノ性質ヲ有シ、何レモ禁止ヲ解除セシム  
ルニテアラスニテ其効力發生ノ要件タルモノナリ、許可ハ普通ニ

ハ之ニ依リテ得ハストモ、市町村制ハ許可ノ性質ヲ有シ、其効力  
セサル範圍ニ於テハ修正ニテ許可ヲ廢ハシテ之ヲ行フ、其効力  
カ許可ノ文字ヲ用ヒタル場合ニハ特ニ之ノ修正ニ於テハ許可ヲ得  
モノナリ、認可ノ文字ヲ用ヒントハ又之修正ナシ、兩者ノ区別ハ  
事ヲ此處ニ府ス、

(七) 決定及留保  
監督官ノ裁て廢止ナレハ初メヨリ市町村ヲシテ自ラソノ意思ヲ決定  
スルノ权ヲ有セシムルコトナク、監督官ニテ之ヲ決定スルモノ  
トナス場合ナリ、例ハ市町村ノ廢止、境域變更及之ニ伴フ  
財産移轉、町村ノ公民會ニ對シテ町村會ニ代ル等ノ如シ、

十、市町村内ノ区

(八) 東京、大阪、京都、三市ハ市制執行前ヨリ既に公園園林トシテ  
設メラレタルモノニテ市制執行後モ其此狀態ヲ維持ス(市文)即

ナ上貴ニ市ニ於テハ市ノ下ニ置キ一ノ下級ノ地方団体ヲ存スルモノナ  
 リ、区ノ組織ハ市ノ如ク云カラス、其ノ固有事務トシテハ埋蔵産及ヒ  
 管造物ニ関スル事務ヲ行ヒ得ルニ止レル、市ノ如ク条例ハ造リ執照費  
 フ並收メレノ故ナレ、又ノ管造物一因ニ条例ヲ作ル必要アルハ市ニ  
 ノ際次ヲ以テ之ヲ分別テ設クルノ外ナレ、区ノ收入ハ埋蔵産收入、管造  
 物使用材料費アルノミ、此等ノ收入ヲ以テ不足トシテハ市ノ費用ハ  
 市ノ負担ニ屬シ、市ハソノ区ニ於テ特ニ賦課増収メル市税ヲ以テ之レ  
 ニ充テハキモノトス、普通ニ区費ト云フハソノ法條上ノ性質ニ於テハ  
 市税ナリ、

区ノ機関トシテハ区長及区会ヲ置ク、区長ハ市ノ有給官吏ニシテ市  
 長之ヲ任免ス、区長ハ一面ニハ区ノ機関タルトシテ一面ニハ市ノ機関  
 ニシテ区内ニ関スル市ノ事務ヲ司リ、又區、市渠其他ノ公法人ノ事務  
 ヲ委任セラル、区会ハ区ノ議決機関ニシテ其ノ組織及限事ハ市会ノ例  
 ニ準ス、

(四) 財産区

上述ノ三市ヲ除ク外一級市町村ニ於テハ市町村ノ下ニ置キ下級地方  
 団体ノ存スルヲ認メサルヲ原則トス、唯之レガ例外トシテ市町村ノ旗  
 行前ヨリ區ニ市町村内ノ一部地ニシテ賦課ノ所有シ慣習法上水利主体  
 トシテ設ケラル、毛ノ及ヒソノ施行後市町村ノ合併等ノ際財産区亦  
 其論議不調ノヲメ由來ノ財産区ヲ認メ然テ其ノ合併後新市町村ノ一部  
 地トシテ賦課及ノ主体タルモノ一就ソハ市町村制ハソノ從來保有スル  
 財産区ノ限度ニ於テハ尚本其ノ水利主体タルモノヲ認メハ市制一因四、  
 町村制一因四、普通ニ之レヲ財産区ト云フ、

財産区ハ埋蔵産等ヲ有セル賦課及其ノ施設セル管造物ノ維持等分ニ関  
 レ其水利所有ヲ有スルニ止マリ此種ノ区ニ於テハ区一特別ナル賦課ノ  
 里カス、市町村会ニ於テ議決シ市町村長ニ於テ管理スルヲ原則トス、  
 唯特ニ必要アルハ監督官ハ市町村長ニ於テ議決シ作リ区会ヲ設ケテソノ議  
 決機関トシテハルヲ得、

(八) 行政区

法人タル区ノ外一級ニ市ノ行政ニ關タルニオサレルアリ、普通ニ



ノノ渡士町前ノ合併ト異レト一トハ組合ノ設立ト共ニ消産失令ヲ要セバ  
米米ノ各町前ノ財産カソノ係属後スレトト及組合ノ解散ハ新選令ノ付  
成ニヨリ簡易ナル事非ニアリ、

### 第三節 府縣郡及北海道

郡ハ町村ト府縣トノ間ニアル中級ノ地方団体ニシテ町村ト相並ニス、府縣  
ハ市及郡ノ上ニアル最上級ノ地方団体ナリ、府縣才自治体ヲレハ府縣制ノ  
施行ニ依リテ一トラス、明治十一年府縣令規則ノ施行後ハ既ニ既後度ニ於  
テノ自治体ヲ認メラル、ナリ、郡ハ之レニ及レ郡制ノ施行ニヨリ初メテ自  
治体タルニ至リモナリ、

府縣制及ヒ郡制ノ大要以ソ次ノ如シ、  
(1) 郡ノ區域ハ郡内町村ノ區域ヲ包括シ府縣ノ區域ハ郡市及ヒ島嶼ヲ包  
ス、府縣郡ノ府縣令又ハ地政改良ハ各場合ニフテ法律ヲ以テスレト  
ト要ス、府縣郡ノ住民ハソノ區域内ニ住所ヲ有スレモノナリ、法律一ハ

自治ノ規定ナシト雖モソノ趣旨ニ於テハ市町村ニ於ケレト令シ、

(2) 府縣ノ管内ト郡ノ管内トハ其ノ組織及相次ナリ、ソノ改定管内トシテ  
ハ郡ニハ郡令及ヒ郡務事令ナリ、府縣ニハ府縣令及ヒ府縣務事令ナリ、郡  
事務則トシテハ府縣令ノ規定ヲ準カス、郡ノ官吏タル郡長府縣知事ヲ以テ之  
ニ充ツ、其補助機関ニテ郡口ノ官吏ヲ以テ之ニ充ツルヲ認めトス、必要ナ  
ル中ハ副郡長郡ノ官吏ヲ選ク事ヲ許シ、府縣令及郡令ハ其區域内ノ各選  
挙区ヨリ四年ノ任期ヲ以テ選出スル機宜若ク知ラ以テ組織ス、其選挙者  
ハ其ニ其區域内ノ公民ニシテ選挙区ニ四以上ノ有ル者ヲ限リ被選挙  
者ニフテハ八府縣令ハ十以上郡令ハ五以上トスルハレテ選挙者及  
郡令ノ取扱ハ

(イ) 法律ニ列記セル事件ヲ議決スル事

(ロ) 法律令令ニヨリ選挙ヲ行フコト

(ハ) 官庁ノ諮詢ニ依リテ意見ヲ答申シ及府縣郡ノ公益ニ背スル事件ニツ  
キ意見答フ官庁ニ提出スルニアリ、  
府縣令及郡令ヲ起草スル及用田ノ件ハ知事郡長ニ任ス、選挙令及臨時令



ハ今子通律令ハ毎年一田之ヲ回テ其令期ハ消楚令ハ三十日以内郡令ハ十  
四日以内トス、臨時令ハ臨時ノ必要ニヨリ乎律ヲ假リテ之ヲ回テ其令期  
ハ消楚令ハ十日以内、郡令ハ其日以内トス、

有楚令及楚令令ハ有楚部ノ副議決機内ニシテ議テ其地内ニ  
リ、有首ハ有楚知事、有楚新業區ニ名及名丞令員一〇名スヘ七名ハ  
三月四限ハ一〇ノヲ以テ議決ス、後者ハ郡及反七名丞令員五名ヲ  
以テ議決ス、知事、郡長ノ議決ナリ令期ノ決メナク必理ニ決シテ知事  
郡長ニシテ議決ス、ソノ权限ハ

一、議決ノ权

二、意見ノ陳述ノ权

三、支納検査ノ权

ノニ位ラ上ナルモノトス、一ノ外有楚令令ハ法律ノ定ハレテ一限ノ中  
有首ニ對シテ監督ヲ行フ、

四、其議決スヘ十律令ハ一節令ハ本末有楚令郡令ノ权限ニ屬シ其ノ委任  
一基十又ハ委任ヲ十場令ニ依テモ臨時急務ヲ要スル場令ニ依テ有楚令

郡令ニ代リテニシテ議決スレテノニシテ一節令ハ法律上初メヨリ有楚  
令ノ权限ニ屬セシメラル、此ノナリ、

四、意見ノ陳述ハ三ノノ場令一節令ヲ議メラル、知事ヨリ有楚令郡令ニ  
依テ議決スル議決ニ對シテ、知事郡長ニ意見ヲ陳フルニト

有楚令ノ公益ニ關スル事令一ノ十官令ニ意見ヲ陳ラ提決スレト

官令ノ議決ニ對シテ知事郡長ニ對シテ提決スレト

ハ、有楚令令ノ名丞令員中ヨリ有楚ヲ選舉ラシテ有楚部ノ公認  
ヲ検査セシムルニトテ得、

有楚部ノ選挙機内ハ口ノ官式タル知事、郡長カ其ノ任ニ由リ有楚部ノ  
行政ヲ担任シ外ニ内ワラシテ有楚令令員、郡令又ハ有楚令令員ニ議決ヲ  
提決スル权ヲ有ス、知事、郡長カ有楚令令員ニ對シテ、行ヒ得ハ

十有力ノ範圍ハ市町村長ヨリ六ツ

一、議決ナシテ議決スヘ選舉ヲ取消スノ权

四、不當ナル議決一ツナシテ再議ニ對シテ再議ノ内ソノ議決ヲ改メサル場令ニ  
依テ監督官ノ指揮ヲ請フノ件

ハ、新県、郡令ノ命ヲ命スルノ取

シ、拒集ニ悉クス或上セザル事ノ故府アル場合ニ於テ監督官ノ指揮ヲ請ヒ之レテ命スルノ取

ホ、新県事務令ノ議決スヘキ事件ニ付テ臨時應施ヲ要スル場合ニ於テ事決命スルノ取

ヘ、新県事務令ノ委任ニヨリソノ議決スヘキ事件ヲ事決命スル取事ヲ包含ス

③、新県郡ハソノ旨有キ事トシテハソノ地方ノ公共ノ利益ニ與スル事及田賦ノ徴収ノ組織ニソノ議決ニ因スル事等ヲ決断ス、委任事務トシテ命令ニヨリ特ニ委任スレタル事務ヲ決断ス、此等ノ事務ニ内シテ有財郡ハ市町村ニ於テシテ若ク一級ニ於テ決断スルノ取ヲ認メテリストモ又特設ノ事項ニ付テハ決断人符ニ新県郡ヲ決断ラズノ得ヘキ取アルコトヲ認ム

其他ノ事項ニ付テハ新県又ハ郡ノ取能トシテ決断ラレタル範圍内ニ於テハ法令ニ依テモザル限度ニ於テソノ公債内ニ決断力ヲ有スル決断ヲ制定

シ得ヘキコトハ当然ナリ、此等ノ決断ニ於テハ決断人其公布ノ取式ヲ一決ス、惟テ新県郡ニ於テ自ラ決断スル處ニ取式ニヨリテ決断ラズルハナキナリ

従来ノ实例ニ於テ新県郡ノ自決断權モ不口ノ法ナトシテノ命令トシテ新県令郡令ノ名ヲ以テ人公認スルノ趣旨トシテ知テ、此ノ場合ニ於テハ若シク者命令、郡令ノ名ヲ認スルモ、公口ノ決断タルモノト自決断ノ決断タルモノトニ付テハ、結果ニ於テ、モノ何レニ屬スレモハモソノ内容ニヨリテ公認スルコトヲ得

新県郡ハ又地方公衆ノ利益ノためニ官廳物ヲ改テ官廳物ノ使用ニ因シ規則ヲ定ムルコトヲ得ハレ、

官廳物規則ヲ定メ得ヘキコトニ於テハ、此等ノ結果ニレテ取テ明文ヲムル儀ス、

ハ、新県郡ハソノ事務ニ要スレバテノ費用及決断上ソノ負担ヲ命セラレタル費用ヲ支弁スル義務ヲ負フ、新県郡ノ事務ノ支弁充タメニ有スル所ノ財源ハ新県トニヨリ若シク細異セリ、新県ハ新県收入、新県

收入、使用料、手数料、過料、御倉金、口庫交付金ノ收入ヲ有スル外所  
為人民ニ對シテ及有縣内ノ市町村其ノ他ノ公共団体ニ對シテ無キ上ノ費取ヲ  
無スルノ趣ヲ有ス、

其ノ人民ニ對シテ有スル権力ハ次ノ如シ、

(1) 課税権

① 市町村長ヲ命ズルノ権、

市町村長ニ命ズル課税ニ付テハ債權者ノ請求マシメタル場合ニ於テ其ノ課税

ノ利率ノ利益ヲ受クルモノニ其ノ費用ヲ負担セシメ、又其ノ受クル所

ノ利益ノ率或ニ不均一ノ課税ヲナスコトヲ得、

(2) 公債現出ヲ課スルノ権、(市町村十ニ條)

(3) 財政現出権

市町村長ノ收入ニテ人民ニ對シテ以上ノ権力ヲ有スル外臨時少額ノ費

用ノタメニ時ニ課税を生收ヲ學スル場合ニ於テハ其ノ費用ヲ府縣内市町

村ニ分担スルノ趣ヲ有ス(市町村十ニ條) 特殊ノ事業ノタメ必要ナル

場合ニ於テハ管内一部ノ市町村ノ他ノ公共団体ニ對シテ公債現出ヲ賦

課スルヲ得

郡ハ府縣トハ異リ人民ニ對シテ課税其ノ他ノ権力ヲ有セス其ノ課税ニ

付テモ課税ノ收入使用料手数料等ニヨルノ外ハ凡テノ課税ハ之レヲ郡内ノ

各町村ニ分担スヘキモノトナセリ、郡ハ又其ノ必要ニヨリ公債現出ヲ

郡内一部ノ町村ニ課スルヲ得、

(5) 府縣ノ行政ハ内務大臣之ヲ監督シ、郡ノ行政ハ第一級ニ府縣知事、第

ニ次ニ内務大臣之レヲ監督ス、ソノ監督權ノ範圍ハ一ノ縣ニ於テ市町村

ニ對シテモノト若シテ異ナリ市町村ニ於テハ市町村長ハ口ノ官吏ニテ

サルヲ以テ監督官ナリ一級ノ指揮命令ニ服スルモノニアラザレバ及ビテ

府縣知事ニ對シテハ知事府縣長ハ口ノ官吏ニシテ其ノ監督權ニ於テ上級ノ

命令ニ服スルニ義務ナルモノナルヲ以テソノ府縣知事ノ指揮命令ニ服ス

ルモノニ對シテ一級ニ上級ノ指揮命令ノ下ニ服ス、其ノ又知事府縣長ノ職務ニ

關スル事件ニ付テハ代執行ノ限メナシ、コノ外ニ於テ外、監督官ノ任用ハ

大体ニ於テ市町村ニ於ケルニテ之ヲ監督官ナリ府縣知事ノ職務ヲ執行シ

告ヲナサレバ監督官上必要ナル命令ヲ付テテ該法ノ條次ヲ取消サレバ不當ノ

派次ニ対シ知事郡長ニ指揮シテ道出ノ欠命ヲナサシム有案又ハ郡令ノ  
解散ヲ命ジ吏員ヲ定規ニ共保ノ定ムル法用ナル等、現ニ設クハ可成リ  
フ等ノ取ヲ有ス、又予統ニ付テハ法律ノ改訂ヲ促シテ予統ニ付テハ、却テ  
予統令面ノ過大ナル場合ニ派テハ監督官ヲオシレテ削減シ得ヘキヲ試  
ム、

(4)、二以上ノ有案又ハ二以上ノ郡令等、其ノ事務ヲ共同処理スルタメニ有案  
有シ又ハ強組令ハ組織スルコトヲ禁、

(5)、東京、京都、大阪ノ三府、神奈川、兵庫、愛知、茨城ノ諸縣ニ於テハ  
市郡ト郡部トノ経済ヲ分別シ市郡部郡部ニ取テ置ク、(有制一四〇)

(6)、北海道ハ明治三十四年ハ北海道令及地方官法施行セラレテヨリ地方  
自治制度タル體格ヲ得タリ、ソノ際大抵ハ北海道令ニテ北海道地方官  
手続及ヒ北海道地方官ノ職務等ニ付スル事件ヲ該次及後ノ行政ヲ担任ス  
ル機干ハ北海道庁長官ナリ

### 第五章 不法行政ニ対スル救済

#### 第一節 訴願

(Verwaltungsbeschwerden)

此ノ行政ノ作用ハ法規ニ適合スルコトヲ要ス、又公法ニ適スルコトヲ要ス  
然トモ行政官ノ地位ニ由ルモノハ固ヨリ人因ナルヲ以テトシテハ行政  
作用ハ法規ニ違反シ、又ハ公益ニ適セザレトナリ得ベシ、ソノ法規ニ  
違反スル行政官ハ普通ニ之レヲ違法行政トシヒソノ公益ニ及ムモノハ不当  
行政トシテ、違法又ハ不当行政ニ対シテハ可成運ニ之レヲ更正スルノ手続  
ナカレヘカラス、上級官庁ノ下級官庁ニ対スル並審官ハ其ノ更正ノタメニ  
存スル者ナリトシテノナリ、然レモ違法又ハ不当ノ行政官令時ニ特  
定人ノ裁判スル利益ヲ侵害スルモノナル場合ニ於テハソノ特定人ヲ以テ自  
ラ其ノ裁判ヲ求ムレテ得セシムルノ必要アリ、斯ノ如ク救済手続ニハ二款

ハ區別スルヲ要ス、

一、ハ違法又ハ不當ノ行政行為ニ對シテソノ取消又ハ変更ヲ求ムルヲ得セシムルノ手續ナリ

二、ハ違法又ハ不當ノ行政作用ニ對シテ檢査ヲ受テスルモノヲレヲソノ檢査ニ對シテ賠償ヲ求ムルニトテ得セシムルノ手續ニレナリ、

前者ハ行政作用ノ爲ニ對シテソノ履行ハ、了ラザル、何トナレハ取消又ハ変更ハ法律行為ニ有テテソノ履行ハ、了ラザルニトテ得セシムルハナリ、

後者ハ事實上ノ救済ニ對シテ行ハレ、了ラザル、前者ノ手續ニハ更ニニ就ナリ、

ハハ訴訟ニシテ

一ハ 行政訴訟ナリ、  
後者ノ手段ハ救済賠償ノ訴訟ナリ  
訴訟ト行政訴訟トハ性質上ノ差異ナレ、二者均レ行政行為又ハ不當ノ行政行為ニ對シテ之ニ不服ナルモノガソノ救済又ハ変更ヲ求ムルノ手段ナリ、  
前者ノ異ナル所ハ 五トシテ左ノ三異ニアリ

一、ソノ標本ヲ異ニスルコト

訴訟ハ普通ノ行政官庁一統ヲ之ヲ救済スルノ救ヲ有スルニ及レテ行政訴訟ハ行政裁判所ナル特別ノ救済ナル標本ニ於テ之ヲ判決スルモノナルニトハソノ第一ノ差異ナリ、

訴訟ハ其ノ行政官庁ナル官庁又ハ其ノ直接上级官庁ニ提訴レフノ存在ニ於テ之レヲ救済スル特別トス、時トシテ行政裁判所中会ノ如キ特別ノ救済標本ヲ以テ訴訟標本トナスコトアレバ裁判所ノ如キ定公ナル救済ノ地位ヲ有スル特別ノ救済ヲ被ケタル、コトナレ、

二、審理手續ヲ異ニスルコト、

訴訟ハ審理手續ヲ原則トスルニ及レテ行政訴訟ハ口頭審理ヲ原則トスルコトハソノ第一ノ差異ナリ、

行政訴訟ニ於ケル訴訟當事者人口頭審理ヲナス権利ヲ有レ裁判所ハソノ双方ノ争論ヲ聞テソノ判決ヲナス、当争者口頭審理ノ裁判ヲ有スルコトハ、訴訟手續ノ最モ重要ナル點ノ一ナリ、

訴訟ニアリテハ當事者ハ口頭審理ヲ有セズ、官庁ハ必要ニヨリ口頭

審判ヲナスヲ得ヘルト或ニ之レ由申者ノ権利ニ基クモノニアラス、殊  
判トシテハ、審判否ニ基テテ審査シ、裁次ヲナスナリ、

(ハ)、事項ノ範圍ヲ限ニスルコト

訴訟ヲ提起シ得ヘテ事項ハ行政訴訟ヲ提起シ得ヘテ事項ヨリソノ範圍ニ  
テ行政訴訟ハ以テ該法ノ行爲ニ對シテ之ノ提起スルニトテ所サレニ及レテ  
殊願ハ該法ノ行爲ニ對スルノ外不當ノ行爲ニ對シテ之ニ及レテ提起シ得  
ヘキコトハソノ第一ノ要義ナリ、

### 第一、殊願ノ性質

殊願ハ行政処分ニ不服ナル者カ行政訴訟ノ手續ニヨラスレテ行政官庁ニ  
對シテソノ瑕疵ヲ請求スルノ手續ニシテソノ官庁ヲシテ之レヲ再審査シ  
ナシニシテ之ヲ裁決ヲナシテハハテ裁決上ノ拘束カ有スルモノアリ  
殊願ハ官庁ニ對シテ之ヲ裁決上ノ拘束カ有スルモノアリトシテ之ヲ諸願ト  
仕スル實ニ是、諸願ニ對シテハ其ノ議合再行ニ限ラスルモノニ付テハ裁決

ニ基テ再審査ニ準テ之ヲ人行政官庁ニ提出スルモノニ付テハ、最近ニ於  
テ之ヲトタル諸願令ニ基テソノ手續ヲ定メラレタレトモ之レ亦ハ唯諸願者  
ノ希望ヲ陳述スルニ止マリ、之ニ對シテ再審査ヲナシテハ裁決ヲナスノ裁決  
上ノ拘束カアルモノニアラス、ソノ規定ニ違反セサル限りハ之ヲ受理スル  
コトトモ定メ之ニ對シテ何等ノ決定ヲ與フルコトヲ要スルモノニアラス、  
殊願ニ對シテハ之ニ及シテ早ニ之ヲ受理スルニ止マラス、之ヲ受理シタル  
官庁ハソノ内容ニ對シテ審査シ之レヲ裁決ハオヤ否ヤヲ裁決スルヲ要スルナ  
リ、ソノ内容ニ基テテ諸願ハ之ク一切ノ事件ニ付テ裁決ニ對スル希望ヲ陳  
述シ得ヘキモノナルニ對シテ殊願ハ第一過去ニ於ケル行政処分ノ瑕疵ヲ  
請求スルニ止マレノ差ナリ、

### 第二、殊願事項

殊願ハ唯裁決ニ對シテ提起スルモノニシテ之レヲ提起スルモノアリ得  
願ヲ提起シ得ヘテ事項ノ一部ハ裁決的ノ標準ヲ以テ規定セヨレソノ標準

二道合スル場合ニハ天ク種類ノ提起ヲ許ス、一部份ハ他々ノ特別ノ事件ニ  
マテテ個々ノ法律勅令ニヨリ之ヲ提起ヲ許ス、ソノ稅若幼豫備ヲ以テ規定  
セラルノハ種類法第一條ニ定ムルモノニテラシムルニヨルハ義務ハ法律勅令  
ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外左ノ各條ノ事件ニツキテ之ヲ提起スルニト  
フ所ス、

(11) 租稅及手數料ノ賦課ニ于スル事件

一、手數料トハ國家又ハ公法人カ一方約ニ賦課スルモノ即チ公法上ノ中  
行政ニ限ル、私法上ノ手數料ハ民事訴訟法ニ規定サル、

公法上ノ手數料ニ屬スルヤ否ヤハ必ズモ明瞭ナラス、檢査料ニ云ハハ  
公ノ取リニ對スル手數料、法律上賦課ケル、思違物ノ利用ニ于スル手數  
料、提出物手數料ニヨル手數料ハ公法上ノ手數料アリ、其ノ他ノモノハ一  
般ニ私法上ノ手數料ナリ、

(12) 租稅滞納処分ニ于スル事件

營業免許ノ取消又ハ取消ニ于スル事件

(13) 水利及ヒ土木ニ于スル事件

(14) 土地ノ官民有區分ノ廢止ニ于スル事件

土地ノ官民有ノ區分ハ所有權ニ于スル問題ニテテ性質上民事訴訟ニ屬ス  
ルナリ官有地ノ權限ノ廢止ハ行政処分ニヨリ得ヘク然ラバ之ノ委  
定ニ于スル申請ハ陳願事項トシテ解ルナリ

(15) 地方警察ニ于スル事件

地方警察ノ權ハ地方官ニ於テハ國家ノ警察ニ對シテ市町村ニ委任サレタ  
ル警察ヲ意味サレタルニ對シテ警察ニ對シテハ警察官ハ地方官ノ警察ニシテ  
對シテ委任サレタル警察ナリ、是ニ所謂地方警察ハ中央警察ニ對スルニ  
ノモノトシテ地方官ノ委任ニ屬スル警察ヲ指ス、

警察官ノ職務ニ關スル事項ハ行政訴訟ノ申請トシテ公認ナルモ

(16) 租稅ノ滞納ニ于スル事件

(17) 地方警察ニ于スル事件

ハ之レニ對シテ行政訴訟ヲ許サス、

個々ノ特別ノ法律條令ニヨリテ規定サレタモノニ對テハ之ヲ違ハス、  
市制、町制、府縣制、郡制等自治制度ニ于スル法律、河川法砂防法森林

本法業法試案決着ソノ主ナルモノナリ、凡テ之等ノ事件ニ付テは願ヲ提起  
スルハ行政庁ノ裁命アリタルコトヲ要シ且ソ裁命ニ違抗スルハ不合法ナルコト  
ヲ主張スル場合ナルコトヲ要ス、

行政上ノ不行為又ハ不作為ノ原因ニ対シテハ一般ニ救済ノ規定ヲ許サズ、  
又ソノ外ハ行政庁ノ裁命ナルコトヲ要シ、所載ニヨル裁命ニ付テハ裁命  
ノ提起ヲ許サズ、行政官トハ口ノ行政官ナリトシテ裁命ノ提起ヲ要  
ス

### 第二 裁願救済

裁願救済ノ救ヲ有スルモノハ行政官ノ裁命ニ付テハ權利ヲ侵害セラルル又ハ直接  
ノ損害ヲ受ケタルモノナルヲ要ストス、行政官ノ裁命ニ違抗スルモノハ裁命ニ付テ  
テノキ提議シ得ヘキモノナルヲ以テ權利ノ侵害ヲ主張スルモノナレトコトヲ  
通常ノ要件トナスト限リ裁願救済ハ必ズシテ權利ノ侵害アルヲ要セズ、唯權利益  
ヲ侵害セラルタルコトヲ要スルノミ、然レシノノ損害ハソノ裁命ニヨル利益ノ

損害アルコトヲ要シソノ同様に結果ナルハカラス、

法律命令ハ時トシテ行政官ヨリテ裁願ヲナレ得ヘキコトヲ認ム、然レ行  
政官ノ裁願ノ裁決ニヨリ取消サレタル場合ニ於テソノ所介ヲナレタル行  
政官カ主ニ不服ナル場合ニ於テハソノ行政官ヨリ更ニ上級行政官ニ裁願ヲ  
ナスヲ通常トス

### 第四 裁願裁決ノ機干

裁願ハ裁命ヲナレタル行政官ノ直接上級行政官ニ提議シソノ裁決ヲ受ケ  
タレ裁内式之レニ不服ナルトキハ更ニ上級行政官ニ裁願スルコトヲ要ス然レト  
ス、例ハ八町村長ノ裁命ニ不服ナルトキハ郡長ニ、郡長ノ裁命又ハ裁決ニ  
不服ナルトキハ知事ニ、知事ノ裁命又ハ裁決ニ不服ナルトキハ主務大臣  
ニ裁願スレト通常トナスナリ、(裁願法律一六)

裁決ノ裁命ノ一般ノ規則ニ対シテハ多クノ例外アリ、多クノ場合ニ於テハ  
法律命令ハ郡長又ハ町村長ノ裁命ニ対シテ新案委員会ニ裁願スルハキモノ  
ナリ



トナセルモノアリ、時トレテハ特別ノ事件ニテスレテ願ニ付テ特別ノ機干  
ヲ設クレモノアリ、例ハ八千枚ニテスレテ事件ニ付テハ千枚願者委任  
ノ設ケアルニ如シ、又時トレテハ代介ヲナシテ行政方自身ヲ以テ願者  
次ノ機干トナスコトアリ、機ニ至極大ニテ代介ニ対シテハ其以上ニ上機官  
方ナキカ故ニ時ニ其省自身ニ願者ニテスレテ願者ニ付テハ機干三條ニ

三一八

### 第五 願者提出ノ期間

願者ハ別紙ノ規定ナシ場合ノ各機官アリタル日ヨリ六十日以内ニ提出ス  
ルヲ要シ、願者ノ機干ニ付テハ願者ノ提出ノ期ハ機干ノ提出アリタル機干日  
以内ニ提出スルヲ要スルヲ要トス、(願者機干ノ提出)ニ付テハ機干提出ノ日  
リテ願者ノ機干ハ機干ノ提出ノ日ヨリ機干提出ノ日ヨリ機干提出ノ日ヨリ  
機干提出ノ日ヨリ機干提出ノ日ヨリ機干提出ノ日ヨリ機干提出ノ日ヨリ  
トヤハ期限経過後モ尚本之ヲ変更シ得ヘキコトヲ規定セリ、

### 第六 願者ノ手續

願者ハ書面ヲ以テ之ヲ提出スルコトヲ要シ、書面ニハ不該ノ理由及ヒ  
一定ノ要求并ニ機干ノ定ムルキヲ明記スルヲ要ス、願者ハ委任又ハ機干  
ヲナシタル行政方ニ提出シテ機干提出ノ理由ニ當レテ行政方ハ一定ノ期  
内ニ答復ヲ送ヘテ答復スルコトヲ要ス、  
願者ノ委任ハ原則トシテ書面委任ニヨリ口頭委任ヲナサズ、唯機干ニ付  
テト認メタル場合ニ於テ口頭委任ヲナシ得ルニシ、  
願者ノ委任及ヒ機干提出ノ理由ハ委任ニヨリテ拘束セザル、又委任ニ付テ  
テハ原則トシテ機干提出ノ理由ニ付テハ委任ニ付テハ委任ニ付テハ委任  
若シ願者ノ機干提出ノ理由ハ委任ニ付テハ委任ニ付テハ委任ニ付テハ委任  
ク唯願者ノ機干提出ノ理由ハ委任ニ付テハ委任ニ付テハ委任ニ付テハ委任  
委任及ヒ機干提出ノ理由ハ委任ニ付テハ委任ニ付テハ委任ニ付テハ委任  
委任機干提出ノ理由ハ委任ニ付テハ委任ニ付テハ委任ニ付テハ委任

又之若シ其ノ官年ヲ下級官ニシテハ一級ノ監督官ヲ有シテハ所屬ノ職  
任ヲ任ズルニテソノ他余ヲ監督シ得ヘキ官職ノ職任ヲ有スル場合ニ於テ  
ハソノ監督官及ヒ裁決ハ職任ニ非ズル官年ノ中ニヨリ拘束セラル、コトナクソ  
ノ職任一ヨリ申立以外ニ且リテ之ヲ監督シ裁決スルヲ得ヘキハ出職ナ  
リ、

三二〇

所屬ノ職任ハ原則トシテ是余又ハ裁決ノ執行ヲ停止スルノ故カ有セ  
スハ該職任第十二條ノ規定ヲ動令一別段ノ規定アレトナスハ行政官ノ職  
任ニヨリ若クハ該職任ノ職一ヨリ必要ト認ムルトナニ限リソノ執行ヲ停  
止スルコトヲ得、

### 第七 訴願ノ裁決

訴願ノ裁決ハ裁決ノ下ニテ申立スルニアルコトナリ、却下ハ訴願ノ裁決上ノ  
要件ヲ具備セザルモノトシテ本條ノ規定ノ内ニ於テハ審査ヲ拒絶スルモノナリ  
却下モ亦裁決ノ一種ニシテ之レニ不服ナレモノハ更ニ上級官方ニ訴願スル

ヲ得ヘシ、或ハソノ申立ノ理由ナレトシテ前ノ裁決ヲ変更スレモノナレト  
ナリ、ヨリ場合ニ依リテハ申立ナリシ裁決ノ裁決ハ格ニ訴願ナカリレトムレ  
ク裁決ノ裁決ヲ繼續ス、但レソノ裁決ハ裁決ノ旨ニ於テ必下級官ノ裁決ト  
シテ裁決ヲ有スルモノトシテ裁決ノ裁決ナリレトムレク他一特別ノ理由ア  
ル場合ニ於テハ裁決ノ取消又ハ変更スレトナリ得ケス  
或ハ裁決ノ申立ノ理由ナリトシテ前ノ裁決ヲ取消シ又ハ之ヲ変更スルモノナ  
ルコトナリ、ヨリ場合ニ依リテハ前ノ裁決ハソノ裁決ヲ失ヒ、而シテ裁決ノ  
変更セザル場合ニ於テハ新ナル裁決カソノ裁決ヲ止レ下級官方ニ之ヲ裁  
決スルノ拘束ヲ受ケ、

## 第二節 行政訴訟

### 第一 行政訴訟ノ性質

行政訴訟ノ總論ニハソノ實質的意義ト形式的意義トヲ區別スルコトヲ要ス、實質的ノ意義ニ於テハ行政訴訟トハ実権ノ事件ニシテ行政法規ノ適用ニ關アル場合ニ於テソノ適用ヲ確認スルタメニ行ハル、形式ナルコトニ於テハ民事刑事ノ訴訟ト性質ヲ全クス、唯民事訴訟ハ私法ノ適用ヲ確認シ、刑事訴訟ハ刑法ノ適用ヲ確認スルコトヲ目的トスレバ及シテ行政訴訟ハ行政法規ノ適用ヲ確認スルコトヲ目的トスルモノナルコトニ於テ之レト區別セラル、就中行政訴訟ノ最も重要ナル場合ハ特異ノ行政事件ニ對テソノ違法ナリヤ否ヤヲ確認スルタメニ行ハル、モノナリ、

コノ意義ニ於テ行政訴訟ハソノ如何ナル機干ニヨリ行ハル、ガ同ハスナレハコノ意義ニ於テ行政訴訟ハハ英米法ノ如ク行政事件ト目録事件トニ區別ナク凡ソ行政裁判所ノ管轄ニ屬セシムルコトニ於テモ亦存在ス、然レモ民事訴訟ヨリ尠クテ行政訴訟ナレ總論ヲ認ムレ必露ノ主トシテハ彼又ハ裁判ノ如ク民事事件ト行政事件トヲ尠ク行政事件ノタメニハ特別ノ裁判所ヲ設クルコトニ於テ存スルモノニシテ而シテ之等ノ諸口ニ於テ普通ニ行政訴訟ト云フハ法律ニ行政裁判ノタメニ設ケラレ、機干ニ於テ行ハル

行政訴訟ノミヲ意味ス、ニノ意義ニ於ケル行政訴訟ハ之ヲ實質ノ意義ニ於テハ行政裁判トハ區別スルコトヲ要ス、實質ノ意義ニ於ケル行政訴訟ハ行政事件ヨリ行政事件ノ違法ナリキ否キヲ審査スルノ手續ヲ包含シ、又實質的ノ意義ニ於テハ行政訴訟ハ凡ソ之等ヲ包含ス、唯行政裁判ノタメニ以ハレレ特別ノ機干ニ於テ行ハル、訴訟ノミヲ意味ス、

故ニ如キ特別機干ハ以テ行政裁判所ナリ、行政裁判所ハ行政裁判所ノ系統ニ屬セズレバ而シテ行政裁判所ト類似ノ組織ヲナシ行政法規ノ適用ヲ確認スルコトヲ主タル機干トナスモノナリ、

行政ノ意義ニ於テハ行政訴訟トハ即チ行政裁判所ニ於テ行ハル、訴訟ヲ云フ、

コノニツノ意義ハ同一致スルモノニハテラストモ互ニ關係ヲ有ス、故テ上ノ行政訴訟人原則トシテハ形式ニ於テ行政訴訟トシテ取扱ハレ實質上行政訴訟ニテマサルモノハ特別ノ例外ノ外ハ形式上ニ於テ行政訴訟トシテ取扱ハレサルコトナリ

### 第二 行政訴訟制度ノ沿革

歐洲諸國中ニテ行政訴訟ヲ存スルハム、英、伊、埃ノ數國ニスヤス、ソノ中最も古クヨリ之ヲ存シタルハ仏國ニシテ革命以前ヨリ之ヲ認メタリ *Meutes givers* ノニホ成上ニ所屬司法人氏等刑罰ノ裁判ヲスヒ行政訴訟ニ於テハ之ヲ除外セリ、ソノ後ニマコノ制度ハ第一法令ニ維持セラレタルナリ、

コノ制度ニ於テノ他ニ備ハリタリ、故ニテハ概テ行政事件ハ司法裁判所ニ屬シ一應セシメタリシガ一八九三年ニ *Baden* 行政裁判所ヲ設テ之ヲ別メトシテ故ニ諸國皆コノ制度ヲ採ルニ至レリ

伊太利ハ一八九〇年初メテコノ制度ヲ設レリ、

故國ハ主トシテ伊太利ノ行政訴訟ノ制度ニ倣ヒテ明治二十三年行政裁判法ニヨリテ初メテ行政裁判所ヲ設置セリ、ソノ以前ニ於テハ地方長官ノ裁量ニ於テ不限ナルモノハ裁量權ニ止ラザルハ、控訴院ハ内閣又ハ太政官ノ指

揮ヲ受テテ裁決シ居タリ、故ニ受命ニ於テ裁量ナリシナリ、

故國ニ於テ行政裁判制度ヲ設テタル理由ニアリ

行政裁判所ヲ設テ裁決ヨリ裁上ナラシメントスルタメナリ、

コノ理由ハムニ於テハ特別ノ権限ナルニ於テハ裁決ヲ合理的ナル理由ナリマラザルヲ、

②、行政事件ヲ審査スルニ適當ナル経験ト才能ヲ欠クノ危險ヲルオタメナリ、

### 第三、行政訴訟ノ種類

行政訴訟ノ目的ヨリ區別スルトナハ權利保護ノタメニスル訴訟ト權利ノ保護ノタメニアラスレテ申ニ裁量ヲ維持スルタメノ訴訟トニ區別スルコトヲ得、

行政訴訟ノ大部ハ權利ノ保護ノタメニスルモノナリ、民事訴訟カ私權ノ保護ヲ目的トスルモノナルニ對シテ行政訴訟ハ公權ノ保護ヲソノ主トシ

目的トス、世民が口腹又ハ公法人ニヨリテソノ公法ヲ毀壞セラレタル場合ニテハ、權利ノ保護ヲ求ムルニシテ、行政訴訟ニヨリテ保護セラル、權利ハ常に公法ナリトモ、私法所有權ノ他ノ物及ヒ他ノ民ヲノ他對人ノ民ヲノ非ニ若クハ對抗スルノ權利ニシテ、私人ニ對テスル效力ヲ有スルトモ、口腹又ハ公法人ニ對テスル效力ヲ有スルモ、口腹又ハ公法人ニ對テスル權利タルコトニ於テハ、公法ノ性質ヲ兼テ有スルモノナラズ、以テ之ノ于係ニ於テハ所有權ノ他ノ他對人ニ對テ行政訴訟ニ依テ保護セラル、目的タルコトヲ得、例ハハ水利土木ニテ行政訴訟ニヨリ個人ノ所有權ヲ侵害シ遺棄ナル公用並收ノ裁決ニヨリ土地物件ヲ毀壞シタル場合ノ如シ、

行政訴訟ニ依テ保護セラレ、權利ハハ私人ノ權利ナルコトアリ、或ハ地方團體ソノ他ノ公法人ノ權利ナルコトアリ、或ハ官吏等特別ノ權利アリ、依テ保護スルモノ、權利ナルコトアリ、ソノ一人ニテスルモノハ例ハハ警察官、財政官、又ハ裁判官、又ハ官吏ニテハ行政官ニテハ、因リ私人ノ權利ヲ毀壞スル場合ニシテハ、之ニ對スル、ソノ公法人ニテスルモノハ公法人ニ對スル監督權ノ作用ヲ遺棄ニ行ハレタル場合ニシテ、私人ノ自由及チ之レニヨリテ毀壞セラレ、場合ナリ、ソノ官吏、公吏ニテスルモノハ就中懲戒命令ヲ受クルコトヲ得、又ハ公吏ノ懲戒命令ニ對テハ、行政官ニテハ、起テ得ヘキコトヲ認ム、ソノ他公吏ニ對テハ、懲戒、退職料官吏ニテハ、恩給ニ對テ行政訴訟ヲ許ス、

權利ノ保護ノタメニスル行政訴訟ノ大部分ヲ占ムトモ、必スシテソノ比テニアラス、本者或ハ行政訴訟ヲ帶ニ權利保護ノタメニ存ストナスモノアリ、或ハ懲戒命令ニ依テ行政官等ノ違法行為ニヨリ權利ヲ侵害セラレタルコトスル行政訴訟ニテハ、之ニ對テハ、此恩給ニ對テモ、如シトモ、行政官等、行政訴訟ヲ以テ帶ニ權利ノ保護ヲ目的トスルモノトナスハ、正當ナラス、行政官等ハ、行政官トシテ、例ハハ民事訴訟ハ常に權利ノ保護ヲ目的トスルモノナリトモ、行政官等行政官ニテハ、例ハハ民事訴訟ハ常に權利ノ保護ヲ目的トスルモノニアラス、公法ハ、例ハハ民事訴訟ニテハ、權利ヲ保護スルコトヲ主タル目的トナスモノニアラス、之ノ處ニテハ、行政官等人民中訴訟トシテ、性質ヲ異ニス、

行政訴訟ニシテ権利ノ保護ヲ目的トスルコトナリ。是ニ行政法規ノ維持ヲ目的トスル場合ハ主トシテアリ、

①、行政機關相互間ニ於テ一ノ機關ノ行為ニ對シ他ノ機關ヨリ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ル事トシテ得セラルル場合ナリ、例ヘハ所管知事ヨリ所屬官ノ共議ヲ取消シタル場合ニ於テ所屬官ヨリ行政裁判所ニ告訴スルコトヲ得セシメソノ他行政官ノ処分ヲ不服ノ訴願ノ裁決ニヨリテ他ノ行政官ニヨリテ取消サレタル場合ニ於テソノ処分ヲ不服ノ訴ラナシ得ルコトヲ得ハルコトヲ如キ之レナリ、

凡ソ之等ノ場合ハ原告ハ裁判ノ保護ヲ求ムルニアラムニテ唯法規ノ適用ノ確認ヲ求ムルニ止ラス、行政官ノ処分ヲ不服ノ訴願ニ依リテ之ヲ得ルコトナリ

②、一人所屬官ヨリ提起スル *Popularklage* ヲシテ或範圍ニ於テ一般人民ヲ包含スル事ヲ以テ得セラルル場合ナリ、就中選挙人名簿ノ訂正、選挙ノ效力等一任テ一般選挙人ヲ包含スルコトヲ得セシムルハソノ著シキ例ナリ

③、場合ニ於テ一一般選挙人ノ権利ヲ侵害セラルモノニアラザルハ言フ候タス、  
行政訴訟ノ種類

①、権利保護ノ訴訟  
②、一般人ノ権利ニ干スル訴訟  
③、公法人ノ権利ニ干スル訴訟

④、法規維持ノ訴訟  
⑤、行政機關相互ニ干スル訴訟  
⑥、人民訴訟

II、訴訟ノ内容即チ原告ノ申立ノ如何ヨリ區別スルトキハ行政訴訟ハ人民訴訟ニ分ケラルトシテ給付訴訟、確認訴訟及創設訴訟ノ三種ニ區別スルヲ得ヘシ、

給付訴訟トハ給付判決ヲ求ムル訴訟ニシテ即チ口頭請求ハ公法人ニ於テ特定ノ行政官ノ履行ヲ求ムルコトヲ内容トスル訴訟ナリ、或ハ金貨其ノ他ノ物件ノ交付ヲ求ムルニアルコトアリ或ハ許可待許又ハ其ノ他ノ行

行政官ノ職務ヲ求ムルニトアリ、

總務官ハ公法上ノ法律ヲ依リ存在スハ不存在ニ付テソノ確證ヲ求ムル  
ノ所ナリ、各付訴訟ノ如ク被告ニ對シテ一定ノ行為ヲ求ムルモノニアラ  
ズニテ特定ノ行政行為ノ成立ナリヤ否ヤ特定ノ裁判ノ存在スルヤ否ヤ  
ニ付テソノ確證ヲ求ムルニトテ訴訟ノ内容トナスモノナリ、行政訴訟  
行政官ヨリ提起セラル、場合ハ第一之ニ屬ス、

行政訴訟ハ法律ニ依リ提起スルハル所ナリ、行政訴訟中此種ノ属スル  
モノハ其ノ倒置ナリトモモ口有証野下及余ニ付テソノ確證ハ之ニ屬ス、  
之ニ依リ若シ下及スヘト判決セラルトキハ原告カ直接ニソノ土地  
所有權ヲ取得スルナリ、

III

行政訴訟ハ又之ヲ出申者訴訟ト抗告の訴訟トニ區別スルニトアリ、  
出申者訴訟トハ相對立スル兩当事者間ニ於テ公法上ノ法律ヲ依リテ争  
訟セラルルニ於テ其ノ確證ヲ求ムル所ナリ、  
例ハ八町捕物豆ノ肉ニ於ケル境界争ノ如シ、  
抗告の訴訟トハ行政官ハ公法人ノ行政行為ニ對シテ之ニ不服ナル者其ノ

行政官ノ違法ナルニトテ主張スルノ訴訟ナリ

此口法ノ下ニ於テハ行政官ノ職務ハ公法上ノ法律ニ依リテ行使ス、  
裁判ノ争テル場合ニ於テ之ノ争者ノ一オカ其相方テ被告トシテ出  
訴スルニトテ得スレバ先ツ行政官ノ決定ヲ求メ其決定ニ不服ナル場合  
ニ於テノ行政訴訟トシテ之ヲ争フ事ナリ、  
行政官ノ職務ハ公法人ノ行政行為ニ對シテ之ニ不服ナル者其ノ  
第四、行政裁判所ノ組織

行政裁判所ヲ行政官ニ依リテ設ケラル、然テ行政裁判所トス、行政  
裁判所ヲ司法裁判所ヨリ分離シテ行政訴訟ハ専ラ行政裁判所ノ管轄セシ  
トシルハ主トシテ之ノ理由ヨリテ、一ハ以テ行政官ノ職務ヲ保障シ行政  
官ノ職務ノ行使ノ妨ヲ免ナカサシメントスルニテアリ、行政官ヲ以テ司法  
官ニ依リテ下ニ置テ司法裁判所ヲ設ケ行政官ノ職務ナルヲ否カテ原告セ  
シタル人以外行政官ノ職務ヲ行使シ得ズトシテ行政官ノ職務ニ及スナ  
スナリ、一  
ハ行政官ノ職務ニ及スルハ行政官ノ職務ヲ行使シ得ズトシテ之ヲ保障  
セシタルニ由リナリトナセシナリ、司法裁判所ハ行政官ノ職務ニ及スル

地裁及控訴一審分ナラストセルナリ

行政裁判所ハ山口ニ唯一ナルノミ、第一審ニシテ且ツ各級裁判所ナリ、  
コノ莫ハ根太利ノ概ニ全シ、民法若ハ三審制ヲトル  
然レ行政裁判所ハ各級ニ全シニハ中央官庁又ハ上級官庁ノ起余ニ對スルモノ  
ノ外原則トシテ地方官ノ起余ニ對スルモノニ限リ、然レ其ノ裁決ヲ終タルモノハ不服  
ナル場合ニ於テ初メテ不服ヲ申スルモノトセラル、以テ實際ニハ訴願  
ハ倫マ行政訴訟ノ下級審ノ如ク形ヲナセリ

行政裁判所ハ長官及ヒ評定官ヲ以テ組織セラル、三部ニ分テレ各部長女  
ニ裁判ヲ行フ、ソノ裁判ハ五人以上出席スルニトシテ行ハレ、各部長女  
長官、評定官ハソノ地位ノ独立及ソノ裁量ノ独立ヲ保障セラル、又トハ  
置裁判官ニ全シ、障礙行吏ハ長官及評定官ノ他ノ官職ヨリ兼務スルニトシ  
新レ而シテソノ本官力終官職ヲナサルトモハ長官評定官トシテモ各官  
ルニトシテ得ス、其ノ地位ノ保障ヲ受ケルハ唯本官在職中ニ限リ長官、評定  
官ニ任セラル、ハ三十才以上ニシテ五才以上尚若行政官若クハ裁判官ノ職  
ヲ掌レタルモノニ限ル、

第五、行政裁判所ノ取扱

行政裁判所ハ法律勅令ニヨリ行政裁判所ニ出訴スルニトシテ許シタル事  
件ヲ審理判決ス、

民事訴訟ニアリテハ均ニ裁判ノ權アリハ第一ニテ復然シ得ハナ一及シテ  
行政訴訟ハ之ケ凡テノ行政事件ニシテ之ヲ許サル、一トナク法律勅令  
ニヨリテ特ニ出訴ヲ許サレタル事件ニ限リ之ヲ提起スルニトシテ得、  
(一)ハ 明治二十二年法律第一〇六号ヲ以テ校給約規平ヲ以テ規定セラル  
ルモノニシテ

(二)ハ 種々ノ特別ノ法律勅令ニヨリ出訴ヲ許サレタル事件ナリ、  
明治二十二年法律第一〇六号ハ法律勅令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外  
左ノ各條ノ事件ニ付一級ニ行政官ノ違法所為ニヨリ裁判ヲ提起セラル  
リトスル者ハ行政裁判所ニ出訴シ得ヘヤ一トシテハ、  
小、内務省ノ外務省及于邊料部ニ干スル事件、  
水、竹、木、竹、木ノ出訴ノ公法上ノ性質ヲ有スルモノ、  
唯一層又、例、電報ノ來平費



四、租税滞納処分ニ干渉ル事件

必スレモ租税ノ滞納処分其物ニ限ラス、之ヲ引用セラレタル事件ニ於テモ行政訴訟ヲ起スヲ得

ハ、營業免許拒否及取消ニ干スル事件

營業免許ノ内ニ警察ノ内業ヲ含ムニ由リノ制限アリ、行政裁判所ハ之ヲ除クモノトス、然レトモ營業ナル文字ノ通稱ノ警察ニ拘泥シテ新ク解スルハ正當ニ非ニト信ス、

取消トハ全部取消、一部取消ノ外營業ノ一時停止ヲモ包含ス、

ニ、水利及ヒ土木ニ干スル事件

例、道路ノ設置、河川ノ埋立等、水及ヒ土地ニ干スルニ由リテ人民ノ権利ヲ侵害シタル場合ヲイフ、

ホ、土地ノ使用有由ノ認定ニ干スル事件

行政裁判所ハ官民ナレズモ拘泥シテ以テ所有ト民有ト、境取争ニ限リ済謀又ハ市町村有ト民有トノ境取争ノ場合ニ及ハス、  
以上ヲ諸般事件ト対照スルニ、

ハ、内税ニ付テハ滞納ヲ許シ行政訴訟ヲ許サス、之ニテソテハ内税滞納滞  
在委員会アリ

ニ、地方警察ニ干スル事件ニ於テハ特別ノ場合ノ外行政訴訟ヲ許サス、之  
等ノ事件ニ付テハ本條ニ依リテ

イ、行政処分ニ干スル事件

行政処分ノ処分ナルコト  
自治団体ノ行政職下ヲモ包含ス、但シ新令ニ依リテ処分スルハ之ヲ  
許サス、

ロ、ソノ処分ノ違法ナルコト

ハソノ処分ノ不備ナル場合ニハ之ヲ許サス

ハ、ソノ処分ニ干スル権利ヲ毀損セラレタルコト

裁判トハ公法上ノ権利及民法上ノ絶対権ヲ包含ス

他、他ノ法律命令ニ依リ行政訴訟ヲ許スノ規定アル事項ナラザレバコト、

他ノ法律命令ニ依リテ行政訴訟ヲ許スノ規定アル事項ニ付テハ其ノ法  
律命令ニ依リテ之ヲ起スヘク、之ノ明治二十二年法律第一〇五号ニ由

リテ起スヘキハナラズ

他種々ノ特別ノ法律命令ニヨリ個人ノ事件ニ付テ行政裁判所ニテ解決スルコトヲ許セルモノアリ、一々判決スルコトヲ得ストモ就中右列ノ特別ノ特別、町村制、水利組合、河川法、砂防法、所得税法、營業稅法、森林法、放業法、遺業法、等ノ若シヤモナリ、

行政裁判所ノ权限ニ付テハ右ノ外内本左ノ諸法ニ注意スレトテ要

行政裁判所ノ事件ヲ整理ス

行政事件トモテ之ヲ件トノ區別ハソノ判決ノ目的ヨリ本條ニ付テ決スルコトヲ要シ判決ノ理由タレハキテ項ニ付テ決スレテ得ス、例ハ行政事件ノ適法ナリマ否ヤカ私法上ノ法律關係ノ有無ニ依ルル場合ニ於テソノ前後タル法律關係ヲ辨テ依テソノ処分ヲ適法ナリト主張スルハ行政事件ナリ、地租ノ賦課ニ付テ土地所有權人トナルコトヲ理由トシテソノ処分ヲ適法ナリト主張スレカ如シ、

実カ公法上ノ關係ニ依ルル場合ニ於テモ民事事件ニ屬ス、例ハ行政事件ノ假令ニ對スレ雖後ノ裁判判決スルニハ民事事件ノ有無無効ヲ決スルヲ要スレカ如シ、茲レニ於テソノ判決ノ效果ヲ直接ニ行政行為ノ效力ヲ左右スルモノナルトハ右ノ意義上ハ民事事件タル如キ場合ト云フモノナリ、例ハ行政事件ヲ本案トナスモノニ付テ民事上行政訴訟タルモノナリ、行政行為ニヨリ直接ニ私法上ノ權利ヲ成立セシメ或反シテハ消滅セシムル場合ニ於テソノ權利ノ效力ヲ争フハ此場合ニ該當ス、例ハ所有權ノ種類ノ殊ノ名称ヲ以テ公用坐收ノ裁決又ハ官民有地収買決定ノ效力ヲ争ヒ特許權ノ名ヲ以テ特許行為ノ效力ヲ争フカ如シ、何レモ行政事件タルモノナリ、

行政事件トモテ之ヲ件トノ區別ハソノ理由ニヨリ其區別ヲ困難ナラシム、

口家スハ公法人ト私人トノ間ノ干渉ニ付テ住居私法上ノ原則ニ依テ支院セテ之レ派ソテ民事事件ト見做サル、モノアルコト之ナリ、

如何ナル場合ニ於テ口家スハ公法人ト私人トノ干渉カ民事事件ト見做サレカカニ付テハ終不ノ大體裁判例ハソノ原則ノ觀察ヲ審判官ニ委タル

タルト否トニ依テ口家又ハ公法人ノ權利事業ニ付テハ私法規定カ以テ之  
 既シ然テ否法裁許所ノ權限ニ属ストナセリト云モコノ判例ハ恐ラクハ正  
 當ナラス、斯ノ如キ論斷ヲ以テ、タテニハ凡テノ私法規定ハ權利事業ニ  
 干スル規定ニシテ又權利事業ニ干スル規定ハ皆ニ私法規定ナレトナリ  
 擬トナヤ、ルヘカラス、然レニ私法規定殊ニ民法ノ規定ハ大部余ハ權利  
 事業ト何等ノ干渉ヲ有セザレモノナリ、權利事業ニ干渉ナキ規定ノ適用  
 セザル、ト否トテ權利事業タルト否トニ依リテ區別セントスルハ其不出  
 ナルコト明瞭ナルヘレ、口家又ハ公法人ト私法人トノ干渉ニ付テ私法規  
 定ノ適用アルハ唯公権ノ事情ヲ有スル法律ニ依リテ公権ノ干渉ニ依テ之既  
 セザルヘレト云フ、普通ノ私法規定ノ適用セザル、結果ニ外ナラス、口  
 家又ハ公法人ト私人トノ干渉ト云テ若レ私人相互ノ干渉トソノ法律的事  
 情ヲ以テシ、エレト法律上ノ干渉ヲ製ニスヘキ理由ナキトナル片ハ并  
 レノ私法規定ニ依リテ之既セザルヘク然レモ權利事業タルト否トニ依  
 スルモノニアラス、

行政裁判所ノ裁限ハ又法律問題ノミニ限リ、自由裁量ノ内題ニ及ハス、  
 行政裁判所ハ只行政裁許ノ違法ナリヤ否ヤノ内題ヲ審査スルノミ、其公  
 裁一途ニシテ之ノ内題ニ及ハス、エレ行政裁判所カ事務ニ付テ裁斷トソ  
 ノ裁斷ヲ要ニスル事ナリ、然レモ行政裁判所ノ裁許ハ裁許ノ違法ニ及ハ  
 ルヤ否ヤノ内題ノミニ限ルヘアヲサルハ勿論ニシテ不文法ノ内題ニ及ハ  
 律ノ内題タルヲ失ハス、然レモ公裁上ノ必要ヲシテ下ラサレハ口家ノ自由  
 ラ裁斷スルヲ得サルコトソノ自由ノ制限ハ公裁ノ必要ト相比例スヘキコ  
 ト、公裁ノ事情ト下ニ於テハ臣民ハ同等ノ裁知ヲ有スヘキコト等ノ原則  
 ハ則チテ符タサルホクニ法規タルモノニシテ之等ノ原則ニ違反スル行政  
 裁許ハ違法ノ處ナルコトヲ失ハス、故テ又行政裁判所ノ目的ヲ得ヘキ  
 モノナリ、

裁許ニハ法規裁許ト公裁裁許トノ區別ナリ、行政裁判所  
 ノ裁限ハ法規裁許ニ限リ公裁裁許ニ及ハス、例ヘハ警察署長カ在官ノ權  
 出ナクシテ材料採集ノ許可ヲ拒ミタル場合ニハ、正当ノ理由ナクシテ臣  
 民ノ自由ヲ拘束スヘカヲサレ、不文法ニ及ハルモノニシテ行政裁判所  
 ノ裁限ニ及ハスルモノトス、

(三)、行政裁判所へ損害賠償ノ訴ヲ受理セズハ行政裁判所法第一六条ノ  
損害賠償ノ請求ハ其原因カ違法ノ行政作用ニ本テタル場合ト限リ民法  
的性質ヲ有スルモノニシテ性質上当然民事案件ト認ムヘキモノナリ、行  
政裁判所法カ特ニ明文ヲ以テ規定セルハ疑フ明ニシルニ違キス、

行政裁判所ノ規定ハ唯口家スハ公法人ノ不法行為ニヨリ私人ニ損害ヲ  
加ヘタル場合ニ於ケル賠償ノ訴ニテスルモノニシテ官吏又ハ公吏カ其義  
務違反ニヨリ口家スハ公法人ノ損害ヲ加ヘタル場合ノ賠償責任ニテスル  
モノニアラス、或ノ場合ニ於ケル賠償責任ニ付テハ之ヲ行政裁判所ニ委  
託シ得ヘキモノトナスモ行政裁判所ノ規定ニ矛盾スルモノニアラス  
然レ市町村制ニ於テハ市町村官吏ノ市町村ニ對スレ賠償責任ニ付テハ前  
條中全ク之ヲ決定シ之レニ不悞ナルモノハ行政裁判所ニ委託シ得ヘキ  
コトヲ定メタリ(明治四十四年勅令第二四五号)

(四)、行政裁判所ハソノ不悞ニテシテハ自ラ之レヲ決定ス(行政裁判所法第  
二〇条一項)  
之レ行政裁判所カ最高裁判所ナルニトヨリ本スル当然ノ結果ナリ、

行政裁判所ニ出訴セラレタル事件ヨソノ受理スヘキ事件ナリヤ否ヤハ裁  
判所自ラ決定スルトニロミテ之レヲ決定カ確定ノ效力ヲ有シ权限外ノ  
場合ノ外ハ何人モ之レヲ訴スラ得サルモノナリ、

### 第六 行政訴訟提起ノ要件

行政裁判所ニ出訴スルニハソノ事件カ行政裁判所ノ权限ニ属スルコトヲ  
要スルノ外尚本条ノ各項ノ条件ノ条件ヲ必要トス、  
(1)、起訴権ヲ有スルモノナルコト

起訴権ヲ有スルモノハ原則トシテ行政命令ニヨリ權利ヲ侵害セラレタリ  
トスルモノナリ、然レ必ラスレモ命令ヲ侵害ケタル損害有タルコトヲ要セズ、  
費用有ニテスル命令ニヨリ權利ヲ毀損セラレタルモノモ起訴権ヲ有ス、  
例ハ八甲ニテスル解散滞知命令ニヨリテ之ノ所有財産ヲ没収ヘタル場合ノ  
如シ、ソノ他法律命令ハ場合ニヨリ行政上ノ起訴権ヲ喪フモノトアリ、所  
謂人民訴訟ニアリテハ其範圍ニ於テハ一般人民カ起訴権ヲ有スルモノナリ

ハ、法定期間内ナルコト  
行政訴訟ニハ一定ノ訴訟期間ノ定メアリ、此訴訟期間ハ引續ノ定メアル場合  
ノ外ハ行政手続ノ終止後ノ定メアル者若クハ裁決書ヲ交付シ又ハ告知シタル日ヨリ  
六十日以内トス、ハ行政裁判所法ニテニ係ル

ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ  
ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ  
ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ

ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ  
ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ  
ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ

ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ  
ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ  
ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ

ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ  
ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ  
ハ、裁判、被告ニ對シテ之ノ起訴スルコトヲ以テ其告知ノ日ト見做  
シ此期ヨリ起訴期間ヲ計算スルハサモナリ

第七、行政訴訟ノ當事者

行政訴訟ハ民事訴訟ト全シク原告ノ地位ニ立ツモノト被告ノ地位ニ立ツ  
モノト要ス、我行政裁判法ハ所謂當事者ノ訴訟ヲ認メス唯抗告的訴訟ヲ認メ  
ルニスヤナルヲ以テ其被告ノ地位ニ立ツ者ハ常に行政手続ナリ、  
行政訴訟法第二四條ニ「行政手続ノ他ノ被告ト云ハルハ全ク誤リニテ  
三四三

行政庁以外ニ被告アルコトナリ、

三四四

原告ハ訴状ノ提起ニ當リ常ニ被告タルヘキ行政庁ヲ指示スルヲ要ス、被告タルヘキ行政庁ハ争ノ目的ヲシヘキ処分ヲナシタル行政庁又ハ訴願ノ裁決ニ不服ナルニヨリテ發議スル場合ニ於テハソノ裁決ヲナシタル行政庁ナリ、原告ノ地位ニ立ツモノハ通常ハ処分ニヨリテ権利ヲ毀損セラレタリトスルモノナリト受モ時トシテハ口家又ハ自治体ノ機関ヲ原告トシテ訴訟ヲナシ得ヘキコトヲ認メテ、コト少ナカラス、後ノ場合ニ於テハ原告ノ地位ニ立ツモノモ被告ノ地位ニ立ツモノモ共ニ行政庁ナリ、行政庁カ原告又ハ被告ノ地位ニ立ツ場合ニ於テハ専ニ訴訟手續ニ於テ起訴者又ハ被訴者ノ処分ヲ行フニハキナルコト、尚ホ刑事訴訟ニ於ケル發事ノ如ク訴訟當事者タルモノニアラス、行政庁ハ自ら権利主体タルモノニアラザルヲ以テ真ニ訴訟當事者トシテソノ権利ヲ拘束セラレ得ヘキモノニアラザルコトハ言フ榮タス、行政庁カ原告又ハ被告ノ地位ニ立ツハ常ニ口家又ハ自治体ヲ代表シテソノ地位ニ立ツモノニシテ真ニ當事者タルモノハソノ代表ニル口家又ハ自治体ナリ、時トシテハ原告モ口家、被告モ口家、裁判ヲナスモノモ本口家ナルコトアリ、即チ一ノ口家カ被訴ノ分立ニヨリテ全ク異ナリタル地位ニ立ツコトアリ、

原告被告ノ外從参加人アルコトアリ、從参加人ハ其ノ事件ニ利害ヲ存スル第三者ニシテ本人ノ名額ニヨリ又ハ裁判所ノ呼出ニヨリ訴訟審問中訴訟ニ参加セシメラル、モノナリ、(行政裁判法三一条一項)

從参加ノ名ハ民事訴訟ニ於テモ認めラル、ト云モ行政訴訟ノ從参加ハ若シテ民事訴訟ニ於ケルトハ異ナリ、民事訴訟ノ從参加ハ常ニ参加人ノ自由意思ニヨリ且ツ單ニ當事者ノ一方ヲ補助スルヲメニシテ附隨シテ訴訟行為ヲナスニスキナルモノナルニ反シテ行政訴訟ノ從参加ハ自由意思ニヨル参加ノ外ニ行政裁判所カソノ職權ニヨリテ利害ヲ存者ヲ参加セシメ得ヘキコトヲ認ムルノミナラスソノ地位ニ於テモ單ニ原告又ハ被告ヲ補助スルモノニアラスシテ独立ナル訴訟當事者トシテ原告及ビ被告ト全一ノ訴訟法上ノ権利義務ヲ有スルモノナリ、蓋シ行政訴訟ハ常ニ処分又ハ裁決ヲナシタル行政庁ヲ被告トナスモノナレバソノ裁判ニヨリ直接ノ效果ヲ受クルモノハ敢テ原告被告ノミニ止マルモノニアラス、行政訴訟カニ主体同ノ権利等ヲ内容トナス場合ニ於テハ法律上係ノ相手方ハ其裁決ニ依テ直接ノ利害ヲ存アルハ言フ候タス、斯ノ如キ場合ニ於テハソノ相手方ヲシテ訴訟ニ參加セシムルハ当然必要ナラサルヘカラス、例ヘハ甲村ト乙村トノ疆界争ヲ行

三四五

政訴訟ノ目的トナリ甲村カ原告トシテ原告事会ヲ被告トナシテ訴ヲ起セル

場合ニ於テ乙村々長ヲ從參加人トシテ參加セシムル必要アルカ如シ、

行政裁判法ハ不公益保護委員ノ制ヲ認ム、主務大臣ハ必要ト認ムル場合

ニ於テ公益ヲ保護スルカノ委員ヲ命ジ、審造ニ差支スコトヲ得ルナリ、行政

行裁判法三十五條)蓋シ行政裁判ノ結果ハ直接ノ行政上ノ利害ヲ係ニ影響

スルヲ以テ行政上ノ利益ヲ主張スルカタメニ特ニコレヲ認メタルナリ、

委員ハ主務大臣ヲ代表スルモノニシテ口頭弁論ノ権利ヲ有スルコトハ當事

者ニ全シト雖モ自ラ訴訟當事者ニアラサルハ勿論ナリ、

訴訟ノ代理ニ付テハ行政裁判法ニ行政官方カソノ官方ニ屬スル官吏又ハ

官方ノ中五ニヨリ主務大臣ヨリ命ジタル委員ヲシテ訴訟代理ヲナサシムル得

ヘキコトヲ規定ス(第三二條)行政官方以外ノ當事者ニ付テハソノ訴訟代理

ニツキ別段ノ規定ナシト雖モ民事訴訟法ト同シク特別ノ例外ノ外ハ弁護士

ニアラサルモノヲシテ訴訟代理ヲナサシムルヲ得サルノ趣意ト解セラル、

行政訴訟ノ保護人ヲ得ヘキ保護士ニハ特ニソノ資格ニ制限アリ(第一四

條)保護士ヲシテ訴訟代理ヲナサシムルト自ラ訴訟行為ヲナストハ當事者

ノ任意ニシテ訴訟代理人ノ限制ハ存セス、

### 第八、行政訴訟ノ手續

行政訴訟ノ手續ハ略々民事訴訟手續ニ類似ス、行政裁判法ハ行政訴訟手

続ニ関シコノ法律ノ規定ナキモノハ行政裁判所ノ定ムル所ニヨリ民事訴訟

ニ于スル規定ヲ適用シ得ヘキコトヲ定ム(第四三條)而シテコノ規定ニ基

キテ行政裁判所ハ大体ニ於テ民事訴訟ヲ準用スヘキモノト定メタリ、然レモ

民事訴訟ハ私人相互ノ間ノ争ニシテ其ノ何レカ勝ツカハ直接ニ口頭ノ利害

ニ関セサルニ反シテ行政訴訟ハ行政事件ニ関スル争ニシテソノ裁判ノ結果

ハ直接ニ公益ニ影響スルカ故ニソノ訴訟手續ニ於テモ行政訴訟ハ多クノ点

ニ於テ民事訴訟ト異ナル所アリ、ソノ要點ハ凡ソ左ノ如シ、

(一)、裁判公開ノ原則ハ民事訴訟ニ於ケルト全シ(行政裁判法第三六條)

(二)、原則トシテ口頭審理ノ主義ヲ採ルコトモ民事訴訟ニ全シ(第三二條

一項)

然レモ口頭主義ハ行政訴訟ニアリテハ民事訴訟ノ如クニ嚴重ナラス、民事

訴訟ニ於テハ訴訟ニ付テノ當事者ノ弁論ハ口頭ヲ以テナシタルモノ、ミカ

其初カヲ有シ當事者ハ唇面ヲ撰発スル事ヲ得ト雖モ唇面ハ口頭弁論ノ準備

三四七

三〇八  
 タルニ止マリ準備唇面ノ内容ヲ以テ裁判ノ理由トナスヲ得サルニ反レテ行  
 行訴訟ニアリテハ原告ノ訴狀被告ノ答弁唇原告ノ取捨唇唇面ニヨル主張  
 モ本判決ノ材料トナスヲ妨ケス此等ノ唇面ハ單ニ口頭弁論ノ準備唇面タル  
 ニ止マラスレテ夫ト自身弁論タル初コト有スルナリ、口頭審理主義ハ又當  
 事者ノ凡テ口頭弁論ノ権利ヲ放棄シタルトキ又ハ當事者ノ凡テ口頭弁論ノ  
 期日ニ定延セサルトキニ於テハ之ヲサスレテ直ニ唇面ニ付テ判決ヲナ  
 スコトヲ得、口頭弁論ハ唯當事者ノ権利トシテ認メラル、ニ止マリ當事者  
 ノ意思ニ反シテ之レヲ強制スル必要ナレトナセルニヨルナリ、(三三三系ニ  
 項)

(ハ) 裁判ノ内容カ當事者ノ申立ニヨリ拘束セラル、コトモ亦民事訴訟ニ全  
 シ裁判所ハ原告ノ申立以上ニ有利ナル判決ヲナスコトヲ得ス、又被告ノ  
 申立ヨリ以上ニ原告ニ不利ナル判決ヲナスコトヲ得サルモノナリ、

(ニ) 裁判ノ材料トナルハキ事實及証拠方法ニ付キテ民事訴訟ト異リ職權審  
 理主義(訊問主義) *Untersuchungsmaxime* ヲ採ル、民事訴訟ノ  
 如ク必スシモ當事者ノ陳述ニ拘束セラル、コトナク裁判所ノ職權ニヨリ  
 設立ニ必要ナル事實及証拠方法ヲ自由ニ採用シテ以テ裁判ノ材料トナ  
 スコトヲ得、

(ホ) 訴訟手続ノ進行ニ付テモ行政訴訟ニアリテハ民事訴訟ト異リ職權進行  
 主義(*Officialmaxime*) ヲ採リ民事訴訟ノ如ク必スシモ當事者ノ  
 申立ニ拘束セラル、コトナク裁判所又ハ裁判長ノ裁量ニヨリソノ進行ヲ  
 ナサシムルコトヲ得、

唇原告、唇被告ヲ差込スヘキ期限、口頭審問ヲ行フヘキ期日、審問ノ中  
 止、中止シタル審問ノ再開始、審問ノ終結等凡テ裁判所又ハ裁判長ノ定  
 ムル所ニヨルナリ、

第九、行政訴訟ノ判決

行政訴訟ノ判決ニハ民事訴訟ニ於ケルト全ク中間判決ト終局判決トノ  
 別アリ、終局判決ニモ亦全部判決ト一部判決トノ別アリ、(民事ニ二五  
 ニニ八系)

中間判決トハ終局判決ヲナス準備トシテ訴訟進行中ニ生ラタル争点ニ付  
 キテナス所ノ判決ヲ云ヒ、終局判決トハ当該訴訟事件ヲ終了セシムル判決  
 ヲ云フ、

終局判決中一部判決ハ事件ノ一部分ノミカ裁判ヲナスニ應レタル場合  
 三〇九



ニ於テ裁判所ノ便宜ニヨリソノ一部ハ有テナス所ノ判決ヲ云ヒ全部判決トハ事件ノ全部ヲ終了セシムル判決ヲ云フ行政訴訟ノ判決ハ大多数ノ場合ニ於テ終局判決ニシテ且ツ全部判決ナリ。

行政訴訟ニハ既テ訴訟ノ意義ニ於テノ裁判判決ナシ、行政訴訟ニアリテハ當事者ノ期日ニ定テセザリシ場合ニ於テモ裁判所ハ原告ヲ判決ヲナスヲ得ヘクソノ原告ハ口頭弁論ト全一ノ救済ヲ有スルヲ以テ當事者ノ便宜スルト否トハ判決ノ効力ニ何等ノ影響ナシ、判決ハ又判決ノ目的タル申物ノ如何ニヨリ訴訟判決ト本案判決トニ區別セラル。

訴訟判決トハ事件ノ内容ニ止入ル事ナリ專ラ訴ノ適否ニ依テナス所ノ判決ヲ云フ、訴訟判決ハ其終局判決タル場合ニ於テハ第一訴ニ却下スル判決ナリ行政訴訟ハ訴訟提起ノ要件ヲ欠クモノナレバ其第一訴ニ却下スル判決ヲ欠クニ止マレモノ、外之ヲ却下ス(ニ七条)、却下ノ判決ヲナスハ

(1) 其ノ事件ノ法律勅令ニ依リ行政訴訟ノ訴ナル、事件ナラザルトキ、  
(2) 原告ノ訴状ヲ有スル者ナラザルトキ、

(3) 行政訴訟ノ提起タル申フ要スル場合ニ於テソノ裁判ヲ為サレモノナル

トナ

(4) 既ニ各埠大臣スハ内閣ニ控訴シタルモノナルトキ

(5) 既ニ裁判所ノ判決ヲ控訴タルモノナルトキ

ノスノ場合ニ於テ行ハル、モノナリ

本案判決ハ或ハ原告ノ請求相違トナスモノアリ、或ハ原告ノ請求ヲ却下リトナレ其全部又ハ一部ヲ却下シ、モノアリ、前ノ場合ハ訴ノ目的タル行政処分又ハ訴訟ノ判決力適法ニシテ之ヲ取消スヘキ理由ナシトナスモノニシテ第一種訴訟ナリ、後ノ場合ハ其内閣ニヨリ給付判決、確認判決及創設判決ノ一種ニ別タル、

給付判決ハ決定ノ法律関係ノ存在ヲ確認スルト共ニ被告タル行政官ニ對シテ行政官、不行爲ヲ命ズル判決ニシテ例ハハ訴訟ヲ却下シタル判決ヲ云フトシテ之ヲ取得シ得ニシテ原告ノ請求ヲ實現スルヘキコトヲ命ジ、租税賦課及金ヲ還付トシテ取消シソノ旨收シタル金額ノ還付ヲ命ジ、原告見解ノ非否

ア述法トシ其他行政ヲ限フヘキトテ余スル判決ノ如シ、  
確証判決トハ他件命令ヲ公クス、單ニ行政ノ法律關係ノ存否ヲ確證スル  
程度ニシテ、例ハハ證據ノ效力一有テ其有無、證據ヲ決シテ行政ノ權限ヲ  
決シ、市町村官吏ノ賠償責任ノ有無ヲ決スルカ如シ、

刑罰判決ハ證據ニ依ルセシ法律關係ヲ變更セシムル判決ニシテ行政訴訟  
ニハソノ例外ナリトモ唯固有裁判ノ於テハソノ判決ハ行政例トシテ  
認メラレ

判例ニハ何々ヲ下テスヘシトモフヲ判トナストモ下テ行政例ニ依ラテ所  
有權ノ移致ヲ本スルニアラスレテ判例ニヨリテ直轄ニ權利ノ移致ヲ與スル  
ナリ、

判例ハ吾國ヲ以テ之ヲ認スコトヲ要ス、判決者ニハ正文ノ後ニ理由ヲ附  
シ且テ法律ノ定ムル形式ヲ具フルコトヲ要ス(四二條)

行政訴訟ノ判決ハ民事訴訟ノ判決トシテ行政例及ヒ其後物ノ裁判力ハ  
*Rechtskraft* )ヲ有ス  
裁判的裁判力トハ其判決力最早訴訟ニヨリテ之ヲ行フヲ許サ、ルカクニ

コ、當事者カ之ニ不服ナル場合ニ於テて最早之レニ對シテ上訴手續ヲ有セ  
サルモノナリ、然レモ行政訴訟ハ行政例及ヒ判決ニ對シテハ再審ノ訴ヲ得テ  
ス、其一度廢止セラレタル上ハ全ク之ヲ動かシ違ナクモノナリ

行政訴訟判決力トハ訴訟ノ目的ヲナリタル事件カ最終ノ効力ヲ以テ決定セ  
ラレシ一事件ニ付テハ再ヒ之ヲ審査シ、變更スルヲ許サ、ルカクニ、茲  
レシ一ノ事件カ再ヒ訴訟ノ目的トナリタル場合ニ於テハ裁判所ノ既判事項  
トシテ之ヲ却下スルニトテ要スルナリ、判決ノ拘束力ハ唯該事件ニ付テ  
ノミナシ、且ト申請ヲ公クスル事件ニ付テモ直接ニハソノ影響ヲ及ボスコ  
トナレ、故ニ例ハハ租稅賦課決定ノ違法トシテ取消サレタル場合ニ於テモ  
之レニヨリテ租稅トナレハ唯該賦課決定ノ違法トシテ取消サレタル場合ニ於テモ  
公ノ申請ノ下一他ノ租稅義務者ニ對シテ租稅トナル賦課決定ハ直接ニハソ  
ノ效力ニ影響ヲ受クルモノナレ、

行政裁判所ハソノ判決ニ依リテ行政例トシテ自ラ證明執行ヲナスノ權  
ヲ有セズ、是レ人民ニ對シテ強制執行ノ必要アルトキハ之ヲ通常裁判所ニ  
囑託スルニトテ得ヘク、行政例ニ對シテハ普通ノ行政上ノ監督權ニ依ルノ



或ハ明文ヲ以テ之レテ規定セラルベシノアリ、例ハ八刑律訴訟法第一四條、  
戸籍法第四條、不動産登記法第一三條、公証人法第六條ノ如ク、斯ノノ  
如ク特別ノ明文ナキ場合ニ於テモ

(1) 官吏、公僕ナキ官ノ有テナル職務命令ニ基キテナレタル行為又ハ其律  
規規定ノ範圍内ニ於テナレタル行為ハ賠償責任ノ内題ニ関シテハ通  
法ノ行為トシテ他人ノ責任ヲ生スル事ナレバ法律ノ規定セザル過失ハ  
之非ニ依リテ賠償ハレサル限リ過失ニ依リテノミ誤ラレモトナリ  
ハク、即チ官吏、公僕ハ一般ニ過失ニ依リテ重大ノ過失ニヨリ其職務執行  
一因シテ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニノミ賠償ノ責任ニ任スルモノト認ム  
ハナリナリ、

大過失ハ過失ニシテ故意又ハ過失ニヨリ他人ノ権利ヲ侵害シタル場  
合ニモ責任ナレトナスニトアリト云フ類クノ如クハ不當モ甚タレキモ  
ノト云フハナリ、

第二 國家又ハ公法人ノ責任

公ノ不執行線ニテレテ共事業ノ主体タル國家又ハ公法人ノ賠償責任ヲ負

フヤ否ヤニ付キテハ左ノ場合ヲ區別スルコトヲ要ス、

- (1) 純然タル公権力ノ作用ニ関シテハ民法ノ規定ヲ當然ニ人ニ之レニ適用  
スル事ヲ得ヌ、特別ノ規定アル場合ノ外ハ國家又ハ公法人ハ賠償ノ責  
任ニ任スルコトナレ、此点ニ於テ近時ニ於ケル諸國ノ立法ノ趨勢ハ漸  
次其賠償責任ヲ認ムルコトニ傾キ殊ニ司法官ノ作用一因シテハ賠償ニ  
シテ逮捕セラレタレモノニ對シ賠償請求權ヲ認ムルノ立法例頗ル多シ  
ト云フ或則チノ間接ハ未タ個人ノ権利ヲ害スルコト斯クノ如クニ至ラ  
ヌ、罰罰権、裁判権、懲罰権、課税権、其他ノ純然力ノ作用ニ於テハ  
一般ニ國家又ハ公法人ノ賠償責任ヲ認ムルニ至ラス、公ノ権力ノ作用  
ニ對シテハ其不法ナル場合ニ於テ臣民ハ尚モ其規定ヲ甘受スルノモ  
ヲ得サレモノアリト又ル近時ノ思想力尚モ執行セルモノナリ、
- (2) 純然力ノ作用ニアラサル経済的活動ニ於テハ特別ノ例外規定アルモ  
ノ、外國家又ハ公法人ハ民法第七一五條ニ依リ賠償責任ヲ負ケル可カ  
ラス、之レ單ニ官制官制ノミニ關スルモノニアラス、道路ノ修築、河  
川ノ工事、郵便電話ノ設置、學校官舎ノ建築、水道下水道ノ工事等

トシテ公益ノツノムル事業ト雖モ亦合シ之非ノ経済的意義ニ就キテハ  
少クトモ損害賠償ノ問題ニ干シテハ之レヲ私人ノ事業ト區別スヘキ理由  
ナリ此派ニ於テ民法ノ適用ヲ除外スヘキ理由ナケレハナリ、大體他人  
ノ損害ニ関シ及テノ判例ヲナス、例ヘハ道路ノ修繕等ノ場合ニ於テ人  
責任ナレトス、

(3)、國家又ハ公法人ノ管理スル土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ  
依リ他人ニヨリ他人ニ損害ヲ生ラシタル場合ニ於テモ私國家又ハ公法人ハ  
其自有者又ハ所有者トシテ民法第七一七条ニヨリテ賠償責任ヲ負ハサル  
ヘカラス、例ヘハ陸軍火藥庫ノ設置カ不充實ナルガクメニ爆発シテ人ヲ  
死傷セシメタルノ建築不充實ナルガクメニ損害ニシテ此等ノ死傷タルメ、  
道路ノ修理ノ不充實ナルガクメニ通行人カ火ニ陥リテ傷害ヲ受テ市ノ水  
道カ破壊シテ大水ヲ溢ラセタルカキナ何レモ賠償責任ノ原因トシ  
テノナリ、之等ノ場合モ亦前ノ場合ト同ク民法ノ適用ヲ除外スヘキ理  
由ナケレハナリ

條 四節

行政事件ニ関スル司法裁判所ノ权限

行政事件ハ原則トシテ審判ヲ行政官及ヒ行政裁判所ノ权限ニ屬シ司法裁  
判所ハ之レヲ審査スルノ权又テ有セサルヲ通テトナスト雖モ其範圍ニ於テ  
ハ司法裁判所モ亦例外トシテ行政事件ヲ審査スルノ权限アリ、ソノ場合ニ  
ニ依リ、ハハ先決問題トシテ行政事件ノ審査ハシテ他人民事訴訟ノ裁  
ニ依ケル行政事件ノ審査ナリ

(一) 先決問題トシテノ行政事件

行政法上ノ干渉ハ種々ノ場合ニ於テ司法裁判所ニ對スル先決問題トシテ觀  
ハル、ニトナリ、ソノ最モ著シキモノハ刑事裁判ニシテ人雇失公案ノ被  
害犯罪トシテ民事裁判ニシテ人雇ノ不法行為ニ於テ損害賠償ノ請求アリ、  
被害犯罪ヲ判決スルニハソノ先決問題トシテ不法ナル職權ノ適用又ハ職務

ハ解任アリタリヤ否ヤヲ審査スルヲ要ス、又ノ不法行為ニ基ク賠償責任ヲ  
判決スルニモ先ツソノ職務行為ヲ不法ナリトヤ否ヤヲ決スルニトテ要ス、  
而シテ之ヲ棄入何レモ行政法上ノ内題ニ干スルモノナリ、

民ヲ行政法上ノ事件ニ民事又ハ刑事事件ノ先決問題タル場合ニ於テ若シ  
ソノ先決問題タル事件ニ行政裁判所ノ判決ヲ付スルモノナルトキハ其  
ノ事件ハ既判事項トシテソノ判決力ヲ放棄裁判所ヲ拘束シ得テ裁判所ハソノ  
判決ニ従フニテ決定スルニトテ要ス、

ホタ行政裁判所ノ判決ヲ登サレモノト便モ若シ其ノ事件ハ行政訴訟トシ  
ラモ行政裁判所ニ専屬セルモノナルトキハ行政裁判所ハソノ判決ノ確定  
スル迄ソノ訴訟手續ヲ中止スルニトテ要ス、ハ行政訴訟ニ於テハ行政  
未タ行政裁判所ノ判決ナクテ訴訟係属中ノモノナル場合ニ於テハ行政  
裁判所ハソノ独立ノ見解ニヨリ行政法上ノ適用ヲ解釋シ之ヲ前提トシテ以  
テソノ訴訟ヲ判決スルヲ得ヘキモノナリ、

### (三) 民事訴訟ノ假ニ於ケル行政事件

時トシテハ性質上行政訴訟トシテモニレテ特別ノ法律ニ依リ民事裁判所  
ノ裁判ニ属セシメラル、モノアリ、之レ憲法第六十一條ニ於テ原則トシテ  
行政訴訟ヲ民事訴訟ヨリ分離スルノ主義ヲ採リタル規定ニ於テハ例外タル  
モノナリ、

現行法ニ於テ性質上行政事件タルモノニテ行政法上民事訴訟トシテ取扱  
ハル、モノハ其トシテ左ノ五種ノ事件ニテスルモノナリ、  
イ、選挙ニ干スル訴訟

選挙区町村会ノ選挙訴訟ニ於テハ法律ハ凡ソ行政裁判所ノ管  
轄ニ属セシムルニ及レテ其ノ選挙区ノ選挙訴訟及ヒ当該選挙ニ干テ司法  
裁判所ノ管轄トナレ、然レ既テ第一卷、大法院ヲ第一卷ノ裁判所トナセ  
リ、

ロ、行政上ノ補償金ニ干スル訴訟

補償金トハ適法ナル行政行為ニヨリ居民一財産上ノ特別ノ犧牲ヲ負ハ  
レハル場合ニ於テソノ損失ヲ償フカクシメニ適合スル所ノ金額ヲ云フ、例  
ヘハ土地收用ノ場合ニ於テ土地ノ代価及ソノ他ノ損失ヲ補償シ、公有物  
ノ収用ニ關入スル場合ニ於テソノ損失ヲ補償スルカ如シ、

凡テ此等ノ場合ノ補償金額ハ若シ當事者ノ協議ノ強ハサル場合ニ於テ  
ハ行政行為ノ処分ニ依リ決定スヘキモノト考セラル、而シテ其ノ決定ニ於テ  
不服ナルモノハ其特人一員ノ期間内ニ民事裁判所ニ告訴スレトテ訴ス  
補償金額ノ決定ハ行政処分ニ依ルモノナルヲ以テ之ニ對スル不服ノ訴ハ  
行政処分ノ審査ラソノ内容トナシ、即チ性質上行政訴訟ニ屬スルニトモ  
ナレトモ之ニ對テ之等ノ補償金額ハ民法上ノ或種代金又ハ損害賠償ノ同様  
ノ標準ヲ以テ決定セラルヘキモノナルヲ以テ法律上之ヲ民事裁判所ノ行政  
ニ屬セシムラ一層適當トナセルナリ

ハ 特許権ニ付スル訴

特許法ニ依レハ特許権ニ付スル申ニ付テ特許審判官ニ不服ナルモノハ大  
審判ニ告訴スルニトテ訴ス、特許権ハ國ヨリ取収ナリト云モソノ或モノハ

行政行為タル特許行為ニヨレテノ権利ノ效力ニ付スルモノハ即  
チ行政行為ノ取リニ付スルモノナリ、即チ之レニ付スル訴訟ハ民事訴訟ニ  
付スルニテ行政訴訟ナリ、法律上之ヲ大審判ノ管轄トナセルハ又民事裁  
判所チ行政事件ヲ管轄スル場合ノ一ナリ

第五節 制限爭議

制限爭議トハ行政行為ト司法行為トノ間ニ於ケル権限ノ争ヲ云フ、行政官并  
相互ノ間又ハ司法裁判所相互ノ間ニ於ケル権限ノ争ハ此ノ所謂權利爭議ニ  
付ラス、行政官相互ノ間ノ争ハソノ上級官方ニ於テ之ヲ決定シ、各府大  
臣間ノ争ハ内閣ニ於テ之ヲ決定スルノ取アルヲ以テ之カタメニ特別ノ手  
續ヲ要セズ、

司法裁判所ノ制限ニ付テマソノ何レノ裁判所ニ屬スヘキカニ付テ争アル  
トナシ人普通ノ上訴手續ニヨリテ之ヲ決定スヘキトナラザル、





一 異議ヲ申出スルヲ得ス、又復申議ノ裁却アルトイハ決裁ヤ件人ノ進行ヲ中止シ、ソノ裁決ヲ俟ツニトシテ要ス、ソノ裁決ノ結果若シ目次裁判所ノ裁決ニ屬セスト決シタルトキハソノ裁決事件ハ当然却下セラレタルモノトナルナリ、

有極ノ裁限争議ノ煩雜争議トハ異ナリ、故ニ由平者ノ利益ヲ保護スルニトシテ同物トスルモノニシテ對等者行政官ナニ裁限シ又ハ行政裁判所ニ公訴シタルニ對シテハ裁限争議事件トナリトシテ却下シ民衆裁判所ニ公訴シタルニ對シテハ行政事件ナリトシテ却下シタル場合ニ於テ由平者ヨリ之ヲ提起スルモノナリ、ソノ裁決裁力裁限シテ裁決裁判所ニ屬シ、又復裁決裁判所ニ於テ何レノ裁判所ニ屬スルカラ裁決ス、ソノ裁決ハ等シク千條裁判所又ハ行政官ナラ構成スルノ力ヲ有ス

日本行政法 總論 終

大正十四年一月十日印刷

大正十四年一月十六日發行

(非賣品)

東京市麹町區飯田町三丁目九番地

編輯兼  
發行者

矢田長次郎

印刷所

北光社

振替口座東京二五一五一

14  
652

終

